

犯罪収益移転防止管理官

JAPAN FINANCIAL INTELLIGENCE CENTER [JAFIC]

年次報告書 平成22年



警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官

はじめに

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）が全面施行されてから約3年が経過し、金融機関等の特定事業者がこれまで以上に暴力団等の反社会的勢力や不正な資金の移動に対する監視の姿勢を強化するなどした結果、平成22年中における疑わしい取引の届出件数は、29万件を超え、有用な情報としてマネー・ローンダリング事犯の捜査を始めとする組織犯罪対策に活用されたところである。

一方、特定事業者のサービスがマネー・ローンダリングに利用されている事犯は未だ後を絶たず、さらに、経済・金融サービスのグローバル化により、国境を越えて犯罪収益を移転させるマネー・ローンダリング事犯が敢行されるなど、その手口は一層悪質化、巧妙化、広域化しており、我が国のマネー・ローンダリング対策は、依然として道半ばと言えるであろう。

このような情勢を踏まえ、警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（注）では、特定事業者から届け出られた情報を総合的に分析し、迅速に捜査機関等に提供するとともに、外国のFIU（Financial Intelligence Unit:資金情報機関）と情報交換を行い、国際的な犯罪収益の移転状況の解明に努めている。また、マネー・ローンダリング対策に資する特定事業者による顧客管理の在り方を検討するために設置した学識者や実務家等を委員とする「マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会」が取りまとめた報告書を踏まえるなどして、更なるマネー・ローンダリング対策の推進に向け、新たな取組みについて検討を行っているところである。

これらマネー・ローンダリング対策を効果的に推進するためには、言うまでもなく、特定事業者や国民の協力が必要不可欠である。犯罪収益移転防止管理官では、今後とも、特定事業者、関係機関はもとより、広く国民の理解と協力を得ながらマネー・ローンダリング対策を推進していくこととしている。

最後に、この年次報告書が、マネー・ローンダリング対策に直接携わる方々のみならず、広く国民の理解の一助となれば幸いである。

（注）犯罪収益移転防止法の施行に係る事務的作業は、厳密に言えば職名である犯罪収益移転防止管理官及び同官付の職員が処理しているところであるが、本書では、特段の断りがない限り、便宜上、同官付の職員を含めた組織を「犯罪収益移転防止管理官」と記載することとする。

なお、この組織は、国際的には、JAFIC（Japan Financial Intelligence Center）との通称で呼ばれている。

平成23年2月
警察庁刑事局組織犯罪対策部
犯罪収益移転防止管理官

内藤浩文

目次／CONTENTS

第1章 マネー・ローンダリング対策の沿革	1
第1節 國際社会におけるマネー・ローンダリング対策	1
1 国際的な麻薬対策としてのマネー・ローンダリング対策	1
2 國際組織犯罪対策・テロ対策としてのマネー・ローンダリング対策	1
3 マネー・ローンダリングの巧妙化への対応	2
第2節 我が国のマネー・ローンダリング対策	2
1 麻薬特例法の施行	2
2 組織的犯罪処罰法の施行	2
3 テロ資金供与処罰法・金融機関等本人確認法の施行と組織的犯罪処罰法の改正	2
4 犯罪収益移転防止法の施行	3
第2章 マネー・ローンダリング対策に関する法制度	5
第1節 最近の法令改正	6
1 資金決済法の制定に伴う犯罪収益移転防止法の改正	6
2 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う犯罪収益移転防止法等の改正	6
第2節 麻薬特例法及び組織的犯罪処罰法の概要	6
1 麻薬特例法	6
(1) マネー・ローンダリングの処罰	7
(2) 没収・追徴及び保全措置	7
2 組織的犯罪処罰法	7
(1) マネー・ローンダリングの処罰	7
(2) 没収・追徴及び保全措置	7
第3節 犯罪収益移転防止法の概要	8
1 法律の目的	8
2 犯罪による収益	8
3 特定事業者	8
4 国家公安委員会の責務とFIU	9
5 特定事業者による措置	10
6 疑わしい取引に関する情報の提供	13
7 監督上の措置	13
8 預貯金通帳、為替取引カード等の譲受け等に関する罰則	13
第3章 犯罪収益移転防止管理官の設置と警察の活動	15
第1節 犯罪収益移転防止管理官設置の背景	15
第2節 任務及び組織	16
第3節 犯罪収益移転防止管理官と関係機関	17
第4節 警察の犯罪収益対策	18
第5節 国民・事業者との協働	19
第1項 特定事業者を対象とする研修会における説明及び情報提供等	19
1 郵便物受取サービス業者対象の説明会における説明	19
2 信用金庫対象の研修会における説明	19
3 金融機関対象の研修会における説明	20
4 ウェブサイトによる広報	20
第2項 国連安保理決議等を受けて特定事業者に対して行う情報提供等	21
第3項 特定事業者における自主的な取組み	21
1 銀行業界の取組み	21
2 証券業界の取組み	21
3 不動産業界の取組み	22
4 弁護士業界の取組み	22
第6節 犯罪収益移転防止法の実効性を確保するための措置	23
第4章 疑わしい取引の届出	24
第1節 疑わしい取引の届出制度の概要	24
1 趣旨	24
2 届出が必要な場合	24
3 疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）の公表	24
4 犯罪利用口座の特徴点分析	25
5 疑わしい取引の届出の流れ	25
6 セキュリティ対策	25

第2節 疑わしい取引の届出状況	26
1 届出件数の推移	26
2 業態別の届出件数	27
3 届出方法別の届出件数	28
第3節 届出情報の活用状況	29
第1項 捜査機関等への提供状況	29
第2項 活用状況	29
第5章 國際的な連携の推進	32
第1節 マネー・ローンダーリング及びテロ資金対策における國際協力の必要性	32
第2節 國際機関の活動と我が国の参画の状況	32
第1項 FATF	32
1 FATFとは	32
2 FATFの活動内容	33
(1) FATFの主な活動内容について	33
(2) FATF勧告について	33
(3) 相互審査について	34
3 JAFICのFATFへの参画状況等	34
第2項 APG	34
1 APGとは	34
2 APGの活動内容	34
3 JAFICのAPGへの参画状況等	34
第3項 エグモント・グループ	35
1 エグモント・グループとは	35
2 エグモント・グループの主要会合	35
3 JAFICのエグモント・グループへの参画状況等	35
第3節 外国FIUとの情報交換	36
第1項 情報交換枠組みの設定状況等	36
第2項 外国FIUとの情報交換の状況等	36
第4節 FATF対日相互審査	38
第1項 第3次FATF対日相互審査の実施	38
第2項 相互審査結果の概要	38
第3項 相互審査結果のフォローアップ	38
1 フォローアップの手続	38
2 改善状況の報告（第1回）と今後の予定	39
第6章 マネー・ローンダーリング事犯の動向	41
第1節 マネー・ローンダーリング事犯の検挙状況等	41
第1項 組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダーリング事犯の検挙状況等	41
1 検挙状況	41
2 検挙事例からみるマネー・ローンダーリングの手口	42
3 暴力団構成員等が関与するマネー・ローンダーリング事犯	43
4 来日外国人によるマネー・ローンダーリング事犯	45
第2項 麻薬特例法に係るマネー・ローンダーリング事犯の検挙状況	46
第2節 犯罪による収益の剝奪	47
第1項 組織的犯罪処罰法による没収・追徴	47
1 没収・追徴規定の適用	47
2 起訴前の犯罪収益等の没収保全状況	47
第2項 麻薬特例法による没収・追徴	49
1 没収・追徴規定の適用	49
2 起訴前の薬物犯罪収益等の没収保全状況	49
添付資料	
①犯罪による収益の移転防止に関する法律	51
②附帯決議	60
③犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令	61
④犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	74
⑤組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（抄）	85
⑥国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための 麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（抄）	101
⑦犯罪収益対策推進要綱	105
⑧疑わしい取引の参考事例	107

第1章 マネー・ローンダリング対策の沿革

犯罪による収益の出所や帰属を隠そうとするマネー・ローンダリング行為は、極めて潜在性が高く、その解明には相当の困難を伴う。

国際社会は、これまでマネー・ローンダリングを防止し摘発するための制度を工夫し発展させ、連携してこれに対抗してきた。我が国も、国際社会と歩調を合わせてマネー・ローンダリング対策の強化を図ってきており、本報告書における警察を中心とした様々な活動も、こうした国際社会との協調における発展の成果と位置付けることができる。

第1節 国際社会におけるマネー・ローンダリング対策

1 國際的な麻薬対策としてのマネー・ローンダリング対策

1980年代までの国際社会では麻薬汚染の国際的な広がりが危機感をもって受け止められていたが、その要因の一つとして、生産と消費の連環を成す国際的な薬物密売組織の存在があった。こうした国際的な不正取引を統制する組織に対しては、資金基盤への打撃、すなわち密造・密売収益の没収やマネー・ローンダリングの取締りを行うことで、所期の目的を果たさせないことが重要であると考えられた。このため、1988年（昭和63年）12月に採択された麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（以下「麻薬新条約」という。）は、薬物犯罪による収益の隠匿等の行為を犯罪化することや、これを剥奪するための制度を構築することを締約国に義務付けることで、国際社会の一一致した取組みを鮮明にするものとなった。

さらに1989年（平成元年）7月のアルシュ・サミットでは、先進主要国を中心とするFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）の設立が決められ、マネー・ローンダリング対策における国際協力の必要性が合意された。FATFは、1990年（2年）4月、各国における対策を調和させる必要から、法執行、刑事司法及び金融規制の分野において各国がとるべきマネー・ローンダリング対策の基準として「40の勧告」を提言した。「40の勧告」は、麻薬新条約の早期批准やマネー・ローンダリングを取り締まる国内法制の整備、金融機関による顧客の本人確認及び疑わしい取引報告等の措置を求めるものであった。

2 國際組織犯罪対策・テロ対策としてのマネー・ローンダリング対策

1990年代には、組織犯罪の国際的な広がりが国の安全を脅かす存在として認識され、国連を中心として条約の検討が行われる一方で、1995年（平成7年）6月、ハリファクス・サミットでは、国際的な組織犯罪対策の成否を握るものとして、薬物取引だけでなく重大犯罪から得られた収益の隠匿を効果的に防止するための対策が必要であるとされた。FATFは、1996年（8年）6月、こうした動きに呼応して「40の勧告」を一部改訂し、前提犯罪（不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ローンダリング行為の対象となるもの）を従来の薬物犯罪から重大犯罪に拡大すべきだとした。

また、疑わしい取引に関する情報を犯罪捜査に有効活用できるようにするための方策として、1998年（10年）5月、バーミンガム・サミットでは、マネー・ローンダリング情報を専門に収集・分析・提供する資金情報機関（FIU: Financial Intelligence Unit）を設置することが、参加国間で合意された。

その後、FATFは、2001年（13年）9月の米国同時多発テロ事件の発生を受けて、臨時会合を開催し、マネー・ローンダリング対策の対象分野にテロ資金対策を含める必要があるとして、各国が採用すべき政策項目としてテロ資金供与の犯罪化やテロリストに関する資産の凍結措置等を含む「8の特別勧告」を策定した。2004年（16年）に国境を越える資金の物理的移転を防止するための措置に関する項目が追加され、「9の特別勧告」となった。

3 マネー・ローンダリングの巧妙化への対応

マネー・ローンダリング対策の進展に応じ、マネー・ローンダリングそのものの傾向にも変化がみられるようになった。FATFの検討において最も重視されたのは、金融機関以外の業態を利用した隠匿行為である。そこで、FATFは、2003年（平成15年）6月、本人確認等の措置をとるべき事業者の範囲を拡大することを内容とする「40の勧告」の再改訂を行った。FATFは、その後も新たな決済システムを利用したマネー・ローンダリング、代替的送金システム、貿易型マネー・ローンダリング等世界各国・地域における新たなマネー・ローンダリングの手口を研究しており、報告書の公表等を通じて対策の在り方に関し提言を重ねている。

第2節 我が国のマネー・ローンダリング対策

1 麻薬特例法の施行

我が国のマネー・ローンダリング対策は、国際社会の動きに合わせ段階的な進展をみてきた。まず、国連麻薬新条約の国内担保法の一つとして、薬物犯罪から得られた収益への対策を主眼に、平成4年に「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」（以下「麻薬特例法」という。）が施行された。この法律では、薬物犯罪について、マネー・ローンダリングが我が国で初めて犯罪化されるとともに、FATF「40の勧告」の求めに対応して、金融機関等による（薬物犯罪収益に関する）疑わしい取引の届出制度が創設された。

2 組織的犯罪処罰法の施行

マネー・ローンダリングの対象犯罪を薬物犯罪に限定していたことは、平成6年のFATF対日相互審査で改善を望まれたが、現実の運用でも金融機関等が疑わしい取引の届出を行うに当たり、それが薬物犯罪に関するものであるかどうか判断することは困難であり、結果的に疑わしい取引の届出制度が有効に機能しない要因となっていた。そこで、我が国では、8年6月のFATF勧告の改訂を踏まえ、新たに「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（以下「組織的犯罪処罰法」という。）が制定された（12年2月施行）。この法律では、いくつかの点で犯罪収益法制における前進がみられた。その一つが、マネー・ローンダリングの前提犯罪の拡大であり、もう一つが、疑わしい取引の届出の対象犯罪を薬物犯罪から重大犯罪に拡大したことである。また、同法では、我が国の資金情報機関（FIU）を金融監督庁（後の金融庁）に置くこととし、マネー・ローンダリング情報を一元的に集約し、整理・分析して捜査機関等に提供する仕組みを作った。

3 テロ資金供与処罰法・金融機関等本人確認法の施行と組織的犯罪処罰法の改正

米国の同時多発テロ後の動きとしては、まず未締結であった「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」を批准するため、その国内担保法として、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の

処罰に関する法律」（以下「テロ資金供与処罰法」という。）が制定された（平成14年7月施行）。また、テロ資金供与処罰法の制定と同時に組織的犯罪処罰法の一部が改正され、テロ資金供与罪が前提犯罪に追加されるとともに、テロ資金そのものが犯罪収益として捉えられるようになったため、金融機関等はテロ資金の疑いがある財産に係る取引についても疑わしい取引の届出を行うこととなった。

さらに、同条約を実施し、合わせてFATF勧告における本人確認の措置を法制化するため、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が制定された（15年1月施行）。

なお、同法は、他人名義や架空名義の預貯金口座等が振り込め詐欺等の犯罪に悪用されることが多いことから、16年12月に改正され、預貯金通帳等の売買やその勧誘・誘引行為等が処罰されることとなり、題名が「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（以下「金融機関等本人確認法」という。）に改められた。

4 犯罪収益移転防止法の施行

平成15年にFATFが「40の勧告」を再改訂し本人確認等の措置を講ずべき事業者の範囲を金融機関以外に拡大したこと等を踏まえ、16年12月、内閣官房長官を本部長とする国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、同勧告の実施を盛り込む「テロの未然防止に関する行動計画」が決定された。17年11月には、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において警察庁が同勧告を実施するための法律案を作成することとFIUを金融庁から国家公安委員会に移管することが決定された。

警察庁は関係省庁と協力して法律案を策定して、19年2月、第166回国会に提出し、翌3月犯罪収益移転防止法が成立した。同法は翌4月、FIUの移管等を内容とする部分が施行され、本人確認等の措置を講ずべきとされる事業者の範囲の拡大等の同法の残余の部分については、20年3月から施行された。

その後も、警察庁及び関係省庁においては、マネー・ローンダリングの前提犯罪となる振り込め詐欺の防止等に向けた対策として、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則を改正し、郵便物受取サービスについて、現金等を内容とする郵便物の受取をしない旨の条項を含む契約を締結する場合であっても、本人確認義務の対象とする（21年5月施行）など、社会情勢の変化に適切に対応するため、犯罪収益移転防止法及びその下位法令について、その改正を適時に行っている。

22年中における主な改正については、第2章（マネー・ローンダリング対策に関する法制度）で詳しく述べる。

マネー・ローンダリング対策の経緯

国際的な動き		日本国内の動き
昭和63年12月	麻薬新条約の採択（薬物犯罪収益に関するマネー・ローンダリング行為の犯罪化を義務付け）	
平成元年7月	アルシュ・サミット（FATF（Financial Action Task Force）設置の採択）	
平成2年4月	FATF「40の勧告」を提言 ○金融機関による顧客の本人確認 ○疑わしい取引の金融規制当局への報告	→ 平成2年6月 顧客の本人確認義務等に関する通達を発出（大蔵省銀行局長ほか） → 平成4年7月 麻薬特例法の施行（薬物犯罪収益に関する「疑わしい取引の届出制度」の創設）
平成8年6月	FATF「40の勧告」を改訂 ○前提犯罪を重大犯罪に拡大することを義務付け	
平成10年5月	バーミンガム・サミット（FIUの設置について合意）	→ 平成12年2月 組織的犯罪処罰法の施行（前提犯罪を一定の重大犯罪に拡大、日本版FIUの設置等）
平成13年9月	米国における同時多発テロ事件の発生	
平成13年10月	FATF「テロ資金供与に関する特別勧告」を発表 ○テロ資金供与の犯罪化、テロ関係の疑わしい取引の届出の義務化等	→ 平成14年7月 テロ資金供与処罰法・改正組織的犯罪処罰法の施行により、前提犯罪にテロ資金供与罪を追加 → 平成15年1月 金融機関等本人確認法の施行（金融機関等による顧客等の本人確認義務の法定化）
平成15年6月	FATF「40の勧告」を再改訂 ○非金融業者（不動産業者、貴金属商、宝石商等）・職業的専門家（弁護士、会計士等）への勧告の適用	→ 平成16年12月 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部「テロの未然防止に関する行動計画」を決定 → 平成17年11月 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部「FATF勧告実施のための法律の整備」を決定 → 平成19年3月 犯罪収益移転防止法が成立 → 平成19年4月 犯罪収益移転防止法の一部施行 FIUの移管（金融庁→国家公安委員会・警察庁） → 平成20年3月 犯罪収益移転防止法の全面施行 非金融業者等に対する本人確認義務等の施行 → 平成22年4月 改正犯罪収益移転防止法の施行 (資金移動業者を特定事業者に追加等)

第2章 マネー・ローンダリング対策に関する法制度

前章で述べたとおり、我が国及び諸外国のマネー・ローンダリング法制は、1980年代から段階的な発展を遂げているが、現在では次の3点を標準とするものとなっている。

- ①マネー・ローンダリングを刑事罰の対象とすること
- ②犯罪により得られた収益を剥奪し得るものとすること
- ③一定の範囲の事業者に顧客管理その他の防止措置を義務付けること

このうち、①と②は、犯罪を通じて形成された財産に着目し特に犯罪組織の資金基盤に打撃を与える上で直接的な効果をねらうものであるのに対し、③はこうした不正な資金が移転された場合の追跡を容易にし、訴追や剥奪を免れようとする行為を困難にすることにより、マネー・ローンダリングそのものを抑止する効果が期待される。

我が国では、上記のうち、①と②は主に麻薬特例法及び組織的犯罪処罰法で、③は犯罪収益移転防止法でそれぞれ措置されている。

図2-1 【犯罪収益移転防止法、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の関係】



第1節 最近の法令改正

犯罪収益移転防止法及びその下位法令については、マネー・ローンダーリング等の防止の観点から、社会状況の変化や他法令の改正等に対応するため、適時に必要な改正を行っている。

1 資金決済法の制定に伴う犯罪収益移転防止法の改正

平成22年4月、「資金決済に関する法律」（以下「資金決済法」という。）の施行に伴い、犯罪収益移転防止法の一部が改正された。資金決済法の施行により、それまで銀行等の一定の金融機関にのみ認められていた為替取引を資金移動業者においても行い得ることとなったが、為替取引はマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与に利用されるおそれがあることから、犯罪収益移転防止法においては、これを行う資金移動業者を特定事業者として追加するなどの改正を行い、同事業者に本人確認、取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の義務を課すこととした。

また、犯罪収益移転防止法においては、振り込め詐欺対策等の観点から、他人になりすまして特定事業者と取引を行うこと等を目的として預貯金通帳等を譲り受ける行為等を処罰することとしているが、資金移動業者が行う為替取引についても、送金の受取等に用いることができるという点では銀行等の預貯金通帳等を利用した為替取引と全く同様であり、振り込め詐欺に使用されるなど、他人になりすまして悪用されることが想定されるため、資金決済法の施行に伴い、資金移動業者が行う為替取引に必要な為替取引カード、暗証番号、ID等の譲受け、譲渡し等の行為についても、同様の罰則規定を設けた。

2 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う犯罪収益移転防止法等の改正

平成23年1月、「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「商品取引所法等改正法」という。）」の施行等に伴い、犯罪収益移転防止法及び犯罪収益移転防止法施行令の一部が改正された。

商品取引所法等改正法の施行等により、「商品取引所法」が「商品先物取引法」に、「商品取引員」が「商品先物取引業者」にそれぞれ名称が変更されたことに伴い、犯罪収益移転防止法及び犯罪収益移転防止法施行令で引用しているこれらの文言についても同様の変更を行ったほか、商品先物取引業者が行う業務として新たに、①「国内商品市場における取引の委託の媒介又は代理」を行う行為が追加されるとともに、②「外国商品市場における取引の受託又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理」、③「一部の店頭商品デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理」を行う行為についても、商品先物取引業者でなければ行ってはならないとされたことから、犯罪収益移転防止法施行令に定める本人確認義務等の対象となる特定業務及び特定取引に、これらの行為を追加した。

第2節 麻薬特例法及び組織的犯罪処罰法の概要

1 麻薬特例法

第1章で述べたとおり、麻薬特例法は、1988年（昭和63年）に採択された麻薬新条約と1990年（平成2年）に公表されたFATF「40の勧告」を直接の契機として、薬物犯罪から生じる不法収益の循環を遮断すること等を目的に制定され、4年7月1日から施行された。薬物犯罪収益対策に関するものとしては次の2点がある。

なお、麻薬特例法には、制定当初疑わしい取引の届出に関する規定が設けられていたが、組織的犯罪処罰法、犯罪収益移転防止法に順次引き継がれている。

(1) マネー・ローンダリングの処罰（第6条、第7条）

麻薬特例法は、マネー・ローンダリング行為には、更なる（薬物）犯罪を助長するなどの側面があるとし、これを新たに犯罪として定義した。

ア 薬物犯罪収益等隠匿罪（第6条）

①「薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装」する行為、②「薬物犯罪収益等を隠匿」する行為及び③「薬物犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装」する行為が罪とされている。

①のうち「取得につき事実を仮装する行為」には、薬物犯罪収益等を他人名義で預金する行為や合法事業による収益を装って帳簿を操作する行為等が含まれる。

①のうち「処分につき事実を仮装する行為」には、薬物犯罪収益等を用い他人名義で物品を購入する行為等が含まれる。

②の「隠匿」には、天井裏に隠すなどの物理的隠匿のほか、資金の追跡が著しく困難となる国や地域への送金等が含まれる。

③の「発生の原因につき事実を仮装する行為」には、薬物の譲受人がその代金について架空債務の返済金を装う行為等が含まれる。

イ 薬物犯罪収益等収受罪（第7条）

「情を知って、薬物犯罪収益等を收受」する行為が罪とされている。

例えば暴力団幹部が薬物犯罪により得た金であることを知りながらこれを上納金として受け取る行為等が考えられる。

(2) 没収・追徴及び保全措置（第11条から第13条、第19条、第20条）

薬物犯罪収益は没収される。しかし、既に費消されたり権利が移転されているなどの理由で没収できないときは追徴される。それ以前からあった刑法の没収・追徴の制度に比べ、対象が有体物に限らず預金債権等も含まれることや必要な没収・追徴であるなどの点で強化されている。さらに、薬物犯罪収益の剥奪を確実にするため、没収すべき財産について、判決が言い渡される前に、当該財産が処分されてしまうことがないように裁判所の命令によりこれを禁ずる措置をとることができる。捜査の開始を犯人が察知することで処分の危険が高まるところから、裁判所は、起訴前においても警察官等の請求により30日の期限付き（更新可）で保全命令を発することができる。

2 組織的犯罪処罰法

第1章で述べたとおり、組織的犯罪処罰法は、FATF「40の勧告」の改訂による前提犯罪の拡大やFIUの設置に関する国際的合意等を契機に制定され、平成12年2月から施行された。犯罪収益規制の面では、前提犯罪を麻薬特例法における薬物犯罪以外の一定の重大犯罪に拡大したことが特徴である。

(1) マネー・ローンダリングの処罰（第9条から第11条）

組織的犯罪処罰法では、マネー・ローンダリング罪の類型として、麻薬特例法に定める仮装・隠匿及び收受のほか、犯罪収益等を用いることにより法人等の事業経営を支配する手段として役員等の変更を行うことを新たに処罰することとしている。

なお、犯罪収益を生む前提となる犯罪の範囲については、組織的犯罪処罰法の別表で定められている。

(2) 没収・追徴及び保全措置（第13条から第16条、第22条、第23条、第42条、第43条）

組織的犯罪処罰法の没収・追徴制度は、麻薬特例法と異なり裁判所の任意の判断によるものであるが、対象が金銭債権にも拡大されている点、犯罪収益の果実として得た財産等もその対象とされている点及び

保全手続を設けている点等において刑法の規定に比べ強化が図られている。

なお、組織的犯罪処罰法の制定当初、財産に対する罪等により得られたいわゆる犯罪被害財産については被害者からの損害賠償請求等に配慮し没収することができないとされていたが、平成18年12月施行の同法の一部改正により、犯罪の組織性が強かったり、マネー・ローンダリングが行われるなど民事手続によっては被害回復を図ることが困難であるような一定の場合には、没収することができるよう改められた。

第3節 犯罪収益移転防止法の概要

犯罪収益移転防止法は、第1章で述べたとおり、2003年（平成15年）のFATF「40の勧告」の改訂や最近におけるマネー・ローンダリングの手口の巧妙化等を踏まえ、既存の金融機関等本人確認法の全部及び組織的犯罪処罰法の一部を母体として制定された新たな法律である。この法律は、一定の範囲の事業者による顧客等の本人確認、取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等の措置を中心に、犯罪による収益の移転防止のための制度を定めることを内容とするものであり、以下ではそのうちの重要な部分を紹介する。

なお、法律の基本構造は図2-3を参照していただきたい。

1 法律の目的（第1条）

本法は、3にある特定事業者による本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロ資金供与防止条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 犯罪による収益（第2条第1項）

本法において「犯罪による収益」とは、「犯罪収益等」（組織的犯罪処罰法第2条第4項）及び「薬物犯罪収益等」（麻薬特例法第2条第5項）をいう。

3 特定事業者（第2条第2項）

本法で本人確認等の措置を講ずることとなる事業者は、「特定事業者」と呼称されるが、その範囲は、FATF勧告の内容や我が国における事業者の活動状況を踏まえ定められている。なお、一般に、金融機関等は、従来より金融機関等本人確認法（犯罪収益移転防止法の施行により廃止）等により同様の措置を義務付けられていた。

特定事業者

- 金融機関等（1～33号）
銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、保険会社、外国保険会社等、少額短期保険業者、共済水産業協同組合連合会、金融商品取引業者、証券金融会社、特例業務届出者、信託会社、自己信託会社、不動産特定共同事業者、無尽会社、貸金業者、短資業者、資金移動業者、商品先物取引業者、振替機関、口座管理機関、電子債権記録機関、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、両替業者
- ファイナンスリース事業者（34号）
- クレジットカード事業者（35号）
- 宅地建物取引業者（36号）
- 宝石・貴金属等取扱事業者（37号）
- 郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者（38号）
- 弁護士又は弁護士法人（39号）
- 司法書士又は司法書士法人（40号）
- 行政書士又は行政書士法人（41号）
- 公認会計士又は監査法人（42号）
- 税理士又は税理士法人（43号）

4 国家公安委員会の責務とFIU（第3条）

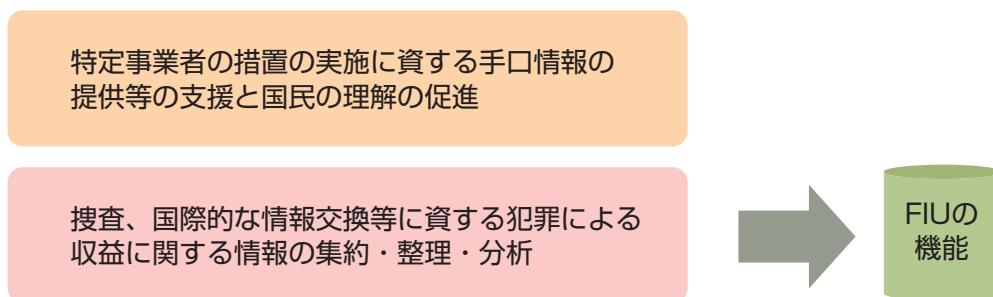
本法は、国家公安委員会の責務として、特定事業者による本人確認等の措置が的確に行われることを確保するため犯罪収益移転防止の重要性について国民の理解を深めることのほか、特定事業者により届け出られた疑わしい取引に関する情報その他の犯罪による収益に関する情報が、犯罪捜査や国際協力に有効活用されるよう、迅速かつ的確にその集約、整理及び分析を行うものとすることを明らかにしている。

特定事業者から届け出られた疑わしい取引に関する情報を集約し、整理・分析して捜査機関等に提供する機能は、一般に資金情報機関（FIU：Financial Intelligence Unit）と言われ、各国がその中央政府に一つ設けることが通例となっている。

本法では、特定事業者の範囲の拡大に伴い、従来、組織的犯罪処罰法の規定によりFIUの役割を果たしてきた金融庁から国家公安委員会がこれを引き継ぐこととした。このため、平成19年4月1日、国家公安委員会の管理を受けて警察行政に当たる警察庁に新たに犯罪収益移転防止管理官を設置し、これがFIUの業務を行っている。

この犯罪収益移転防止管理官の組織概要については第3章で詳しく述べる。

図2-2 【国家公安委員会の責務（犯罪収益移転防止法第3条）】



5 特定事業者による措置

本法上特定事業者が行わなければならないことは次のとおりである。

(1) 本人確認（第4条）

一定の取引を行うに際して、運転免許証の提示を受けるなどして顧客の氏名、住居等の本人特定事項を確認すること。

(2) 本人確認記録の作成・保存（第6条）

本人特定事項、本人確認のためにとった措置等を記録し7年間保存すること。

(3) 取引記録等の作成・保存（第7条）

取引の期日・内容等を記録し7年間保存すること。

(4) 疑わしい取引の届出（第9条）

犯罪による収益に関わりがある疑いが認められる取引について行政庁に届出を行うこと。

司法書士等のいわゆる士業者は対象外となっている。

(5) 外国為替取引に係る通知（第10条）

海外送金において送金先に氏名、口座番号等一定の事項を通知すること。

為替取引を行い得る金融機関等のみが対象となっている。

(6) 弁護士による措置（第8条）

特定事業者のうち弁護士については特則が設けられており、上記の（1）から（3）に相当する措置を司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の定める会則により行うこととされている。

これらの義務を事業者ごとにみると表2-1のとおりである。また、義務の対象となる業務である「特定業務」と本人確認義務の対象となる「特定取引」は表2-2のとおりである。

上記のうち、本人確認、本人確認・取引記録等の作成・保存（（1）から（3）まで）については、FATF勧告やテロ資金供与防止条約を国内的に実施することにより、犯罪による収益の移転を行おうとする者に対する牽制の効果と事後的な資金トレースを可能にする効果が期待される。疑わしい取引の届出（（4））については、これをマネー・ローンダリング犯罪及び前提犯罪の検査に役立てるほか、金融システムを含む合法経済が犯罪者に悪用されることを防止してその健全性を確保する効果が期待される。

また、外国為替取引に係る通知（（5））については、外国との間で犯罪による収益の移転が行われる場合に備え、国際的な資金トレースを可能にするための措置であり、テロ資金供与に関するFATF特別勧告の求めに対応するものもある。

表2-1 【本法で義務付けられた措置と特定事業者の対応】

特定事業者 【2条2項】	本人確認 【4条】	本人確認記録の 作成・保存 【6条】	取引記録等の 作成・保存 【7条】	疑わしい取引の 届出 【9条】
金融機関等 (1号～33号)				
ファイナンスリース 事業者 (34号)				
クレジットカード 事業者 (35号)				
宅地建物取引業者 (36号)				
宝石・貴金属等 取扱事業者 (37号)				
郵便物受取サービス 業者 (38号)	○	○	○	
電話受付代行業者 (38号)				
司法書士 (40号)				
行政書士 (41号)				
公認会計士 (42号)				
税理士 (43号)				
弁護士 (39号)	司法書士等の他の士業者の例に準じて日本弁護士連合会の 会則の定めるところによる 【8条】			

表2-2 【義務の対象となる「特定業務」とそのうち本人確認が必要な「特定取引」の範囲】

	特定業務	特定取引
金融機関等	金融機関等が行う業務 (金融に関する業務に限られる)	預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約）の締結、200万円を超える大口現金取引、10万円を超える現金送金等
ファイナンスリース事業者	ファイナンスリース業務 (途中解約できないもの、賃貸人が賃貸物品の使用にともなう利益を享受し、かつ、費用を負担するものに限られる)	1回のリース料が10万円を超える物品のファイナンスリース契約の締結
クレジットカード事業者	クレジットカード業務	クレジットカード契約の締結
宅地建物取引業者	宅地建物の売買又はその代理若しくは媒介業務	宅地建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介
宝石・貴金属等取扱事業者	貴金属（金、白金、銀及びこれらの合金）、宝石（ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠）の売買業務	代金の支払が現金で200万円を超える貴金属等の売買契約の締結
郵便物受取サービス業者	郵便物受取サービス業務	役務提供契約の締結 ※宛先に受取サービス業者であることが容易に判別できる商号等の記載がない郵便物の受取をしない旨の条項を含む契約の締結は除く
電話受付代行業者	電話受付代行業務	役務提供契約の締結 ※電話による連絡を受ける際に代行業者の商号を明示する条項を含む契約の締結は除く ※コールセンター業務等の契約締結は除く
司法書士 行政書士 公認会計士 税理士	以下の行為の代理又は代行に係るもの ・宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分 ※租税、罰金、過料等の納付は除く ※成年後見人等裁判所又は主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理・処分は除く	以下の行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結 ・宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分 ※任意後見契約の締結は除く
		本人確認済みの顧客との取引は除く。ただし、なりすまし等の疑いがある場合は除かれない。

6 疑わしい取引に関する情報の提供（第11条及び第12条）

疑わしい取引に関する情報を国内外の捜査等に活用し得るようにするため、FIUである国家公安委員会は、疑わしい取引に関する情報を、犯罪捜査を行う検察官、検察事務官若しくは司法警察職員（警察官、麻薬取締官、海上保安官）又は犯則事件の調査を行う税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員に提供するほか、一定の要件の下で外国のFIUに提供することができることとされている。実際の運用状況については第4章（疑わしい取引の届出）及び第5章（国際的な連携の推進）で詳しく述べる。

7 監督上の措置（第13条から第17条、第23条、第24条、第28条）

本法では、特定事業者による義務の履行を担保するための手続として、特定事業者の所管行政庁による報告徴収及び立入検査のほか、指導、助言及び勧告、さらには違反があった場合は正命令についての規定等が置かれている。

報告や資料提出をしなかった者、虚偽の報告や資料の提出をした者、立入検査を拒んだ者等は1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に、是正命令に違反した者は2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる場合がある。

また、国家公安委員会には、所管行政庁による監督上の措置を補完する立場から、特定事業者の義務違反を認めた場合の所管行政庁に対する意見陳述の権限とそのために必要な調査権限が付与されている。

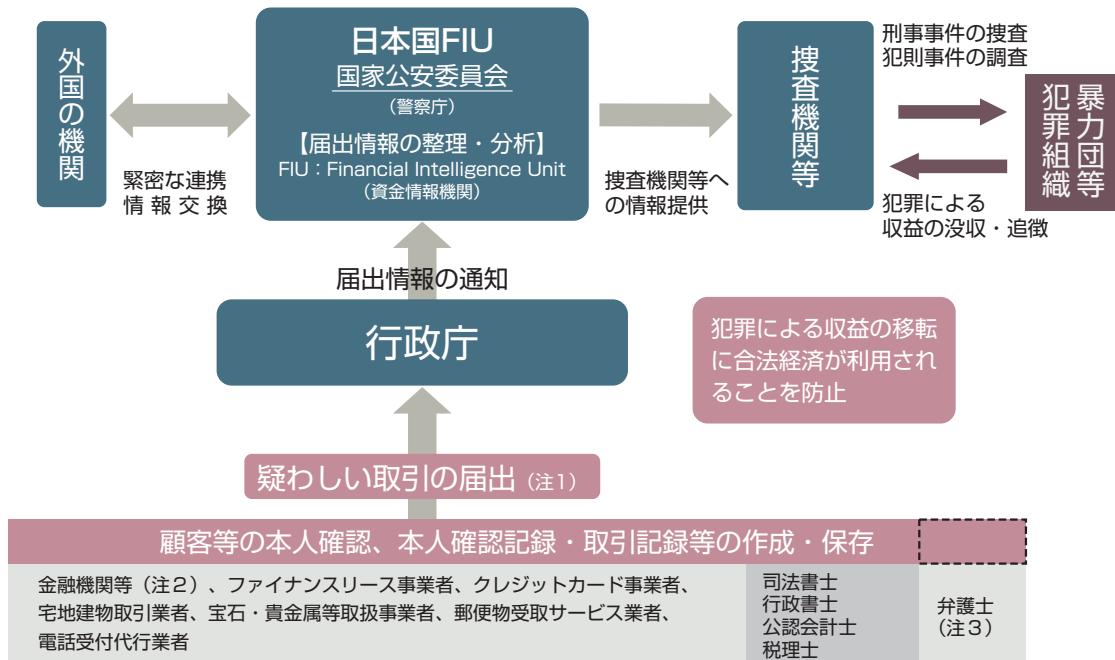
8 預貯金通帳、為替取引カード等の譲受け等に関する罰則（第26条及び第27条）

売買された預貯金通帳、キャッシュカードや為替取引カード等がマネー・ローンダリングに使用されるなど様々な犯罪に不正利用されていることから、この防止を図る目的で、本法は、預貯金通帳等の有償又は無償の譲受け、譲渡し等をした者を50万円以下の罰金に処することとし、また、業としてこれらの行為をした者を2年以下の懲役又は300万円以下の罰金（これらの任意的併科）に処することとしている。

また、預貯金通帳等の有償又は無償の譲受け、譲渡し等をするよう人を勧誘し、又は誘引した者を50万円以下の罰金に処すこととしている。

なお、為替取引カード等の譲受け等に関する罰則（第27条）は、本章の第1節1で述べたとおり、平成22年4月の犯罪収益移転防止法の改正に伴い、新たに設けた規定である。

図2-3 【犯罪収益移転防止法の概要】

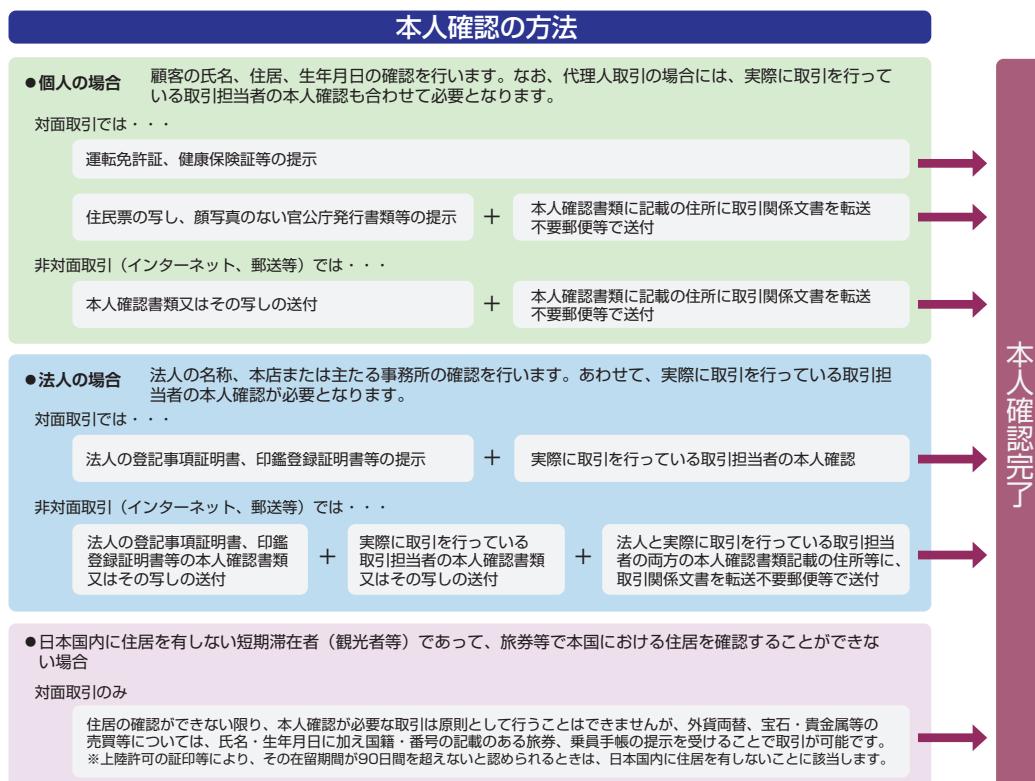


注1：弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士は、疑わしい取引の届出義務の対象外である。

2：金融機関のうち為替取引に関わる事業者は、送金人情報の通知義務を負う。

3：弁護士による本人確認、本人確認記録・取引記録の作成・保存に相当する措置については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士等の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定める。

図2-4 【本人確認の方法】



第3章 犯罪収益移転防止管理官の設置と警察の活動

平成19年4月1日、犯罪収益移転防止法の施行とともに警察庁刑事局組織犯罪対策部に犯罪収益移転防止管理官が発足した。犯罪収益移転防止管理官は、特定事業者から届け出られた疑わしい取引に関する情報を集約し、整理・分析して捜査機関等に提供する業務を中心に、同法の施行において中心的役割を果たす機構である。しかしながら、犯罪収益移転防止法の構造に表れるところ、犯罪収益移転防止管理官がその機能を発揮するためには、特定事業者を始めとする国民の理解と協力が不可欠である。

第1節 犯罪収益移転防止管理官設置の背景

犯罪収益移転防止管理官に相当する機構は、諸外国にもみられ、通常FIU（Financial Intelligence Unit：資金情報機関）と呼ばれる。FIU相互の情報交換の場として1995年（平成7年）に発足したエグモント・グループは、FIUについて「国のマネー・ローンダリング対策を支えるべく、金融機関等からの届出情報を受理・処理し、当局に通知する中央機関であり、法執行機関に重要な情報交換の道筋を提供するものである」と表現している。

我が国では、4年7月の麻薬特例法の施行により疑わしい取引の届出が義務化されたものの、情報を一元化しこれを捜査機関等に提供する仕組みは設けられなかった。その後、12年2月に組織的犯罪処罰法が施行されると、金融監督庁（同年7月に金融庁に改組）に我が国初のFIUが設置され、同法の定めに従い疑わしい取引に関する情報の処理や外国との情報交換に当たることとされた。

犯罪収益移転防止法が、マネー・ローンダリングの防止措置を講ずべき事業者の範囲を、従来の金融機関等から宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者等に拡大するのに伴い、疑わしい取引に関する情報の範囲も拡大されることから、その処理、分析を中心とするFIUの機能については、金融機関を監督する金融庁ではなく、届出情報の全般を捜査や組織犯罪・テロ対策に活用する警察が担当することが適当であると考えられた。この考え方は17年11月、法案の策定を決めた政府の「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」の決定により明らかにされた。

そこで、同法は、警察庁を管理しその補佐を受ける国家公安委員会が、特定事業者により届け出られた疑わしい取引に関する情報の迅速かつ的確な集約、整理、分析を行うこと等の責務を有することを明らかにするとともに、同委員会に対し、疑わしい取引に関する情報の外国FIUへの提供を含む取扱いに係る機能のほか、特定事業者の監督上の措置を補完する機能等を併せて付与した。そして、同法の施行に関する事務を処理する機関として、新たに警察庁刑事局組織犯罪対策部に設けられたのが犯罪収益移転防止管理官である。

第2節 任務及び組織

犯罪収益移転防止管理官は、犯罪収益移転防止法が明記する

- 疑わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析並びに捜査機関等への提供
- 外国FIUに対する情報の提供
- 特定事業者による措置を確保するための情報の提供や行政庁による監督上の措置の補完

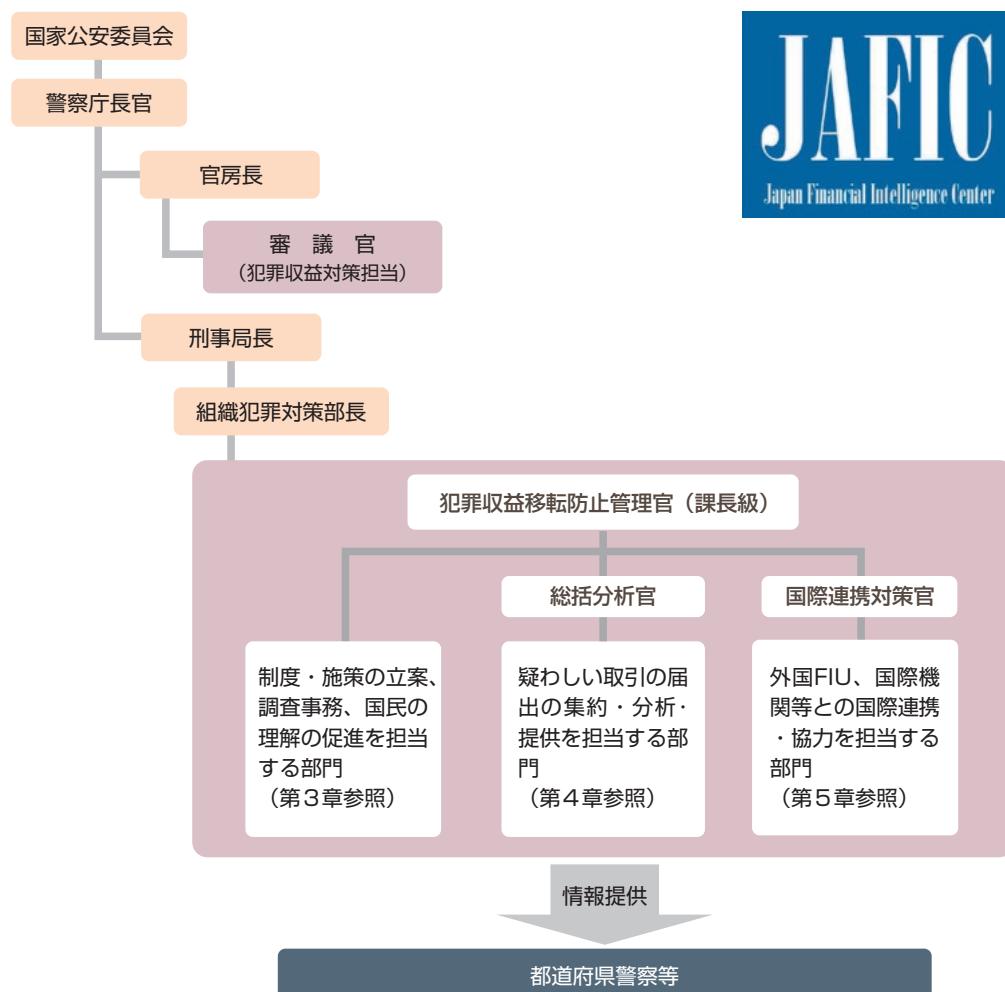
のほか、マネー・ローンダリング対策の法制度や第4節に述べる犯罪収益対策推進要綱等の各種施策の立案・調査、マネー・ローンダリング対策に関する国際的な規範の策定に対する参画等の業務に当たっている。

このうち疑わしい取引に関する情報の分析及び提供の状況については第4章で、外国FIU及び国際機関との連携については第5章で解説する。

犯罪収益移転防止管理官の組織概要は図3-1のとおりであるが、現在、犯罪収益移転防止管理官（課長級）の下、約80人の職員により構成されている。

一方、都道府県警察では、犯罪による収益の追跡やマネー・ローンダリング事犯の取締り等を担当する「犯罪収益解明班」が設置されている。

図3-1 【犯罪収益移転防止管理官の組織概要】



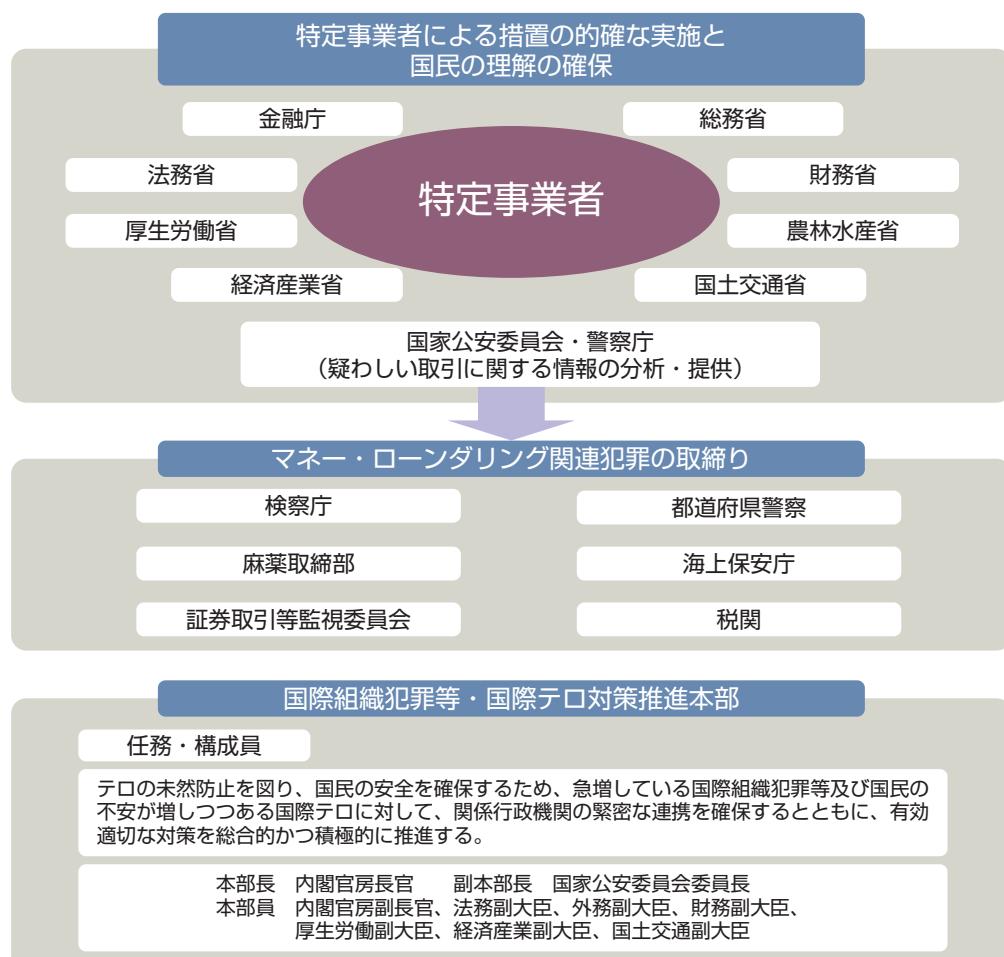
第3節 犯罪収益移転防止管理官と関係機関

犯罪収益移転防止法においてマネー・ローンダリングを防止するための最初の措置を講ずるのは、金融機関を始めとする特定事業者である。本章で別途記載するとおり、犯罪収益移転防止管理官では、資金情報の分析というFIU固有の業務に加え、特定事業者が顧客管理等の措置を的確に講じ、またその際国民の協力が十分に得られるように、マネー・ローンダリングの実態や法制度に関し広く情報提供を行うなどの支援に努めている。また、各業界を所管する省庁においても、単に本法上の義務履行に関する監督権限を行使するだけでなく、疑わしい取引に関する参考事例を公表したり、業界団体と協力して研修会を開催するなどの支援を行っている。他方、警察を始めとする取締機関は、それぞれの所掌の範囲において、マネー・ローンダリング犯罪やその前提犯罪の摘発を行い、またその結果として犯罪による収益の剥奪を行っている。

これら関係省庁は、それぞれの立場で事務を遂行するとともに、有用な情報を融通し合い、またマネー・ローンダリング対策上の課題を協議するなど相互に協力して対策を進めている。

なお、内閣には、平成16年8月以来、国際組織犯罪と国際テロに対する有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として、「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」が設けられているほか、15年9月の閣議了解により発足した「犯罪対策閣僚会議」においてもマネー・ローンダリング対策が隨時議題として取り上げられている。

図3-2 【政府各部のマネー・ローンダリング対策】



第4節 警察の犯罪収益対策

警察では、従来から暴力団の資金獲得活動に伴う各種違法行為の取締り等、特に犯罪組織の資金基盤に打撃を与える観点から犯罪収益対策を推進してきた。犯罪収益移転防止法は、犯罪による収益を取り扱う可能性のある幅広い事業者の協力により、この対策に一層の効果をもたらすことが期待されるが、同法の施行を機に、その中心となる警察庁では、全国警察が一丸となって犯罪収益対策を強化すべく、平成19年4月、警察庁次長通達により「犯罪収益対策推進要綱」を制定した。

犯罪収益対策推進要綱により示された犯罪収益対策を行うに当たっての基本的事項は、以下のとおり、基本姿勢4点と推進事項6点である。

1 犯罪収益対策の基本姿勢

- (1) 犯罪収益移転防止法に規定する特定事業者の自主的な取組み及び国民の理解の促進
- (2) 犯罪による収益に関する情報の分析及び活用
- (3) 犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益の剥奪の推進
- (4) 犯罪収益対策に関する国際的な連携の推進

2 犯罪収益対策の推進事項

(1) 推進体制の整備

警察庁及び都道府県警察においては、犯罪収益対策のための所要の体制を整備すること。都道府県警察では、犯罪収益解明班を設置するとともに、各部門に犯罪収益関連犯罪の捜査体制を整備すること。

(2) 特定事業者の自主的な取組み及び国民の理解の促進

特定事業者に対し、犯罪による収益の移転に係る手口に関する情報の提供や指導及び助言を行うほか、犯罪収益対策の重要性に関する国民の理解を深めるための広報啓発活動を行うこと。

(3) 犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析

警察庁は、犯罪による収益に関する情報の集約、整理、分析及び提供を行うこと。都道府県警察は、各部門が緊密に連携し、犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報を収集すること。

(4) 犯罪収益対策の観点からの取締りの推進

警察庁は、犯罪収益関連犯罪の捜査指導及び調整並びに犯罪組織等の実態解明を行うこと。都道府県警察は、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法等各種法令を適用して、犯罪組織等の資金源を遮断するため、疑わしい取引に関する情報を活用した捜査を推進し、積極的に事件化を図るとともに、情報収集活動を推進すること。

(5) 犯罪による収益の剥奪の推進

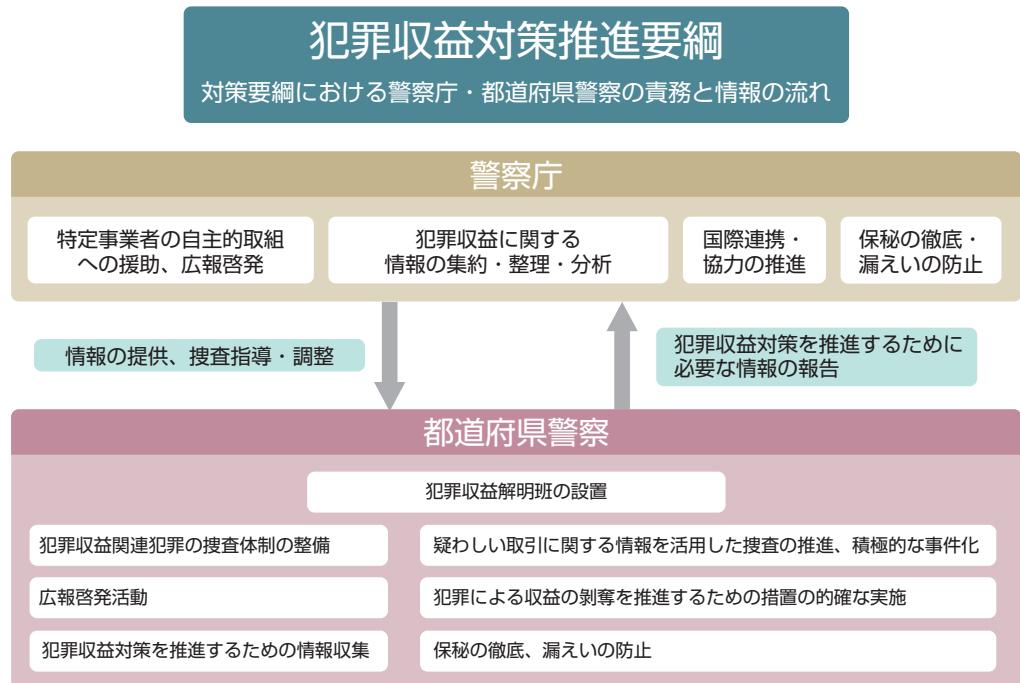
単に被疑者の逮捕だけでなく、犯罪による収益の発見に努め、起訴前の没収保全請求を実施するなど、犯罪による収益の移転防止措置を的確に実施すること。また、犯罪による収益の剥奪について検察庁との緊密な連携を強化すること。

(6) 国際的な連携の推進

外国FIUとの情報交換、犯罪収益対策に係る国際勧告の改訂への対応及び外国による国際勧告の履行のための支援等の様々な側面での国際連携の強化に努めること。

なお、第6章で解説するとおり、警察では犯罪収益移転防止法の施行後、各種の事件検挙等を通じて、要綱に示された方針を強力に推進している。

図3-3 【犯罪収益対策推進要綱の概要】



第5節 国民・事業者との協働

第1項 特定事業者を対象とする研修会における説明及び情報提供等

1 郵便物受取サービス業者対象の説明会における説明

平成22年2月、東京都内で開催された経済産業省による「郵便物受取サービス業者向け犯罪収益移転防止法説明会」において、法律の概要や特定事業者の義務等について説明を行った。



【説明会の状況】

2 信用金庫対象の研修会における説明

平成22年7月、東京都内で開催された全国の信用金庫等が会員となっている「しんきん外国為替会」の例会において、犯罪収益移転防止法の概要や特定事業者の義務等について説明を行った。

3 金融機関対象の研修会における説明

平成22年9月から11月までの間、東京都内、全国の財務局等12箇所において、警察庁及び金融庁の共催による金融機関対象の「疑わしい取引の届出」研修会を合計17回にわたって開催し、捜査機関による疑わしい取引の届出の活用事例や届出の際の留意事項等を説明するとともに、金融機関の実務担当者の質疑に答えるなどして疑わしい取引の届出に関する情報の提供に努めた。



【研修会における説明状況】

4 ウェブサイトによる広報

警察庁のウェブサイト内に犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）のページを作成し、年次報告書や活動状況、犯罪収益移転防止法の内容等を広報している。

【年次報告書】

【犯罪収益移転防止管理官ウェブサイト】

【リーフレット】

○ 警察庁ウェブサイト

<http://www.npa.go.jp>

○ 犯罪収益移転防止管理官ウェブサイト

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

第2項 国連安保理決議等を受けて特定事業者に対して行う情報提供等

警察庁では、国際連合安全保障理事会等においてテロ等への関連が認められる個人・団体を対象とする資産凍結措置等について決議等がなされた場合、金融機関等の特定事業者に対して、その内容の周知を図るとともに、資産凍結等の対象となる疑いがあると認められる個人・団体に関する本人確認義務、疑わしい取引の届出義務等の履行を徹底するよう要請しており、また、当該措置の対象者をウェブサイトに掲載している。

さらに、平成21年6月の国際連合安全保障理事会決議第1874号の採択を受け、同年7月には、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る資産の凍結措置等が講じられることとされたが、警察庁は、関係省庁との連携の下、金融機関に対し、その周知に併せて、北朝鮮に関する資産の移転等について特段の注意を払い、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認義務等の履行及び疑わしい取引の届出の徹底を図るよう要請した。

また、22年6月の国際連合安全保障理事会決議第1929号の採択を受け、同年8月及び9月には、イランの核活動等に関与する者等に対し資産の凍結措置等を講ずることとされたことから、警察庁では、同様に、金融機関に対する要請を行った。

第3項 特定事業者における自主的な取組み

1 銀行業界の取組み

国内で活動する民間銀行のほとんどが加盟している「全国銀行協会（以下「全銀協」という。）」では、平成2年に、全銀協内に「マネー・ローンダーリング問題検討部会」を設置し、マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与問題への対応として、本人確認手続、疑わしい取引の届出手続に関する留意事項の通達の作成・周知のほか、全銀協会員のための研修用のハンドブックの作成・配布、会員向け研修会の開催等を行っている。また、顧客に提供するための本人確認手続に関するチラシ、ポスターの作成等を行っている。さらに、FATFのマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与防止対策の検討状況を常時フォローし、海外の銀行協会等との情報交換・共有を継続的に行うとともに、FATF対日審査への対応を行うなど、国内外のマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与防止に係る問題について組織的な対策を進めている。そして、全銀協の「行動憲章」（17年11月改定）には、マネー・ローンダーリング防止を含めた法令遵守や反社会的勢力との対決等を盛り込み、会員に実践させるなど業界の取組みを先導してきている。

2 証券業界の取組み

証券業界においては、平成3年に日本証券業協会が暴力団等との取引の抑制を決議し、マネー・ローンダーリング防止のための本人確認の徹底を行うなど、業界からの暴力団排除やマネー・ローンダーリングの防止に取り組んできた。

また、日本証券業協会及び証券取引所は、金融庁、警察庁等の関係機関とともに、18年11月に「証券保安連絡会」及び「証券保安連絡会実務者会議」を発足させ、業界からの暴力団排除等の更なる検討を進め、19年7月、実務者会議の検討結果の中間報告として「証券取引及び証券市場からの反社会的勢力の排除について」を公表し、また、20年2月には、日本証券業協会において、届出の実効性を確保するために「疑わしい取引の届出に関する考え方」を取りまとめるなど、疑わしい取引の速やかな届出等のマネー・ローンダーリング対策を一層強化すべきこと等を明らかにした。

さらに、証券会社をはじめ、日本証券業協会、証券取引所、財務局、都道府県警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士会の関係機関は、都道府県ごとに「証券警察連絡協議会」を設置し、現場レベルでの情報

交換や研修会の実施を通じて、業界からの暴力団排除やマネー・ローンダリングの防止について実効性を高めている。

加えて、日本証券業協会は、21年3月、「証券保安対策支援センター」を設置するとともに、国家公安委員会・警察庁から暴力団対策法上の不当要求情報管理機関としての登録を受け、証券会社からの照会・相談等を受け付ける業務を行っている。

また、日本証券業協会は、22年5月、「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定し、各会員に対して①取引約款等への暴力団排除条項の導入、②新規及び既存顧客の審査、③口座開設時において「反社会的勢力でない旨の確約」を受ける表明確約条項の導入等をそれぞれ義務化した。

3 不動産業界の取組み

不動産業界では、犯罪収益の移転防止や反社会的勢力の排除のための取組みを業界が一体となって推進していくため、平成19年12月に設立した「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」において、各事業者における責任体制の構築に係る申し合わせや普及啓発用の冊子等の作成・頒布がなされ、犯罪収益移転防止法等の制度の運用に関する情報共有等の取組みを進めている。

4 弁護士業界の取組み

日本弁護士連合会では、従来から、マネー・ローンダリング対策の取組みの重要性を認識しつつ、弁護士の職務との関わりについて検討を重ねてきたが、平成19年3月、総会決議をもって「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程」を制定し、一定の業務に関して依頼者の身元確認や記録の保存を行うこと、犯罪収益の移転に利用される疑いのある場合には受任を避けること等の措置を弁護士の義務として定め、同年7月1日から施行している。

日本弁護士連合会は、同規程の周知徹底を図るため、毎年、研修会を開催するとともに、同研修会の開催状況の映像や配付資料をインターネットで配信しているほか、各弁護士会に対し、研修用のビデオやQ&A等の教材を提供している。

また、同規程の解説書を会員用ウェブサイトや全会員に配達される機関誌に掲載するなどしている。

第6節 犯罪収益移転防止法の実効性を確保するための措置

国家公安委員会・警察庁（犯罪収益移転防止管理官）では、都道府県警察が行う振り込め詐欺等の捜査の過程で犯罪収益移転防止法に規定する本人確認義務等に違反している疑いが認められた特定事業者に対して報告徴収や、都道府県警察に対する調査の指示を行っている。

平成22年中、郵便物受取サービス業者を対象として、7件の報告徴収を行ったほか、都道府県警察に対して10件の調査の指示を行った。また、これまで行った報告徴収等の結果に基づき、同年中、郵便物受取サービス業の所管行政庁である経済産業大臣に対して12件、電話受付代行業の所管行政庁である総務大臣に対して1件、計13件の「特定事業者の犯罪収益移転防止法違反を是正するために必要な措置をとるべき」とする意見陳述を行った。国家公安委員会・警察庁がこれまでに行った意見陳述を受け、経済産業大臣は、同年中、郵便物受取サービス業者に対して3件のは正命令を発した。

表3-1 【国家公安委員会・警察庁による報告徴収等の実施状況】

区分	年別	平成20年	平成21年	平成22年
報告徴収実施件数		11	16	7
都道府県警察に対する調査の指示件数		1	2	10
所管行政庁に対する意見陳述の実施件数		4	9	13

預貯金通帳等の譲受け等に関する罰則の適用状況

犯罪収益移転防止法第26条には、同法の施行により廃止された金融機関等本人確認法第16条の2が規定していた預貯金通帳等の売買等に対する罰則が規定されている。

犯罪収益移転防止法に設けられたこの罰則の施行期日は平成20年3月1日であり、この施行期日よりも前にした預貯金通帳等の売買等に対しては、金融機関等本人確認法が適用されることとなっている（法定刑は同じ）。

22年中における犯罪収益移転防止法第26条（預貯金通帳等の譲受け等）違反の検挙件数は、765件（金融機関等本人確認法第16条の2違反の検挙件数を含む。）であった。

第4章 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法の特定事業者は、犯罪による収益との関係が疑われる取引と判断した場合、これを所管の行政庁に届け出ることが義務付けられている。このような措置は、国際的なマネー・ローンダリング対策の動向も踏まえ、麻薬特例法において初めて制度化され、組織的犯罪処罰法を経て犯罪収益移転防止法に引き継がれた。

第1節 疑わしい取引の届出制度の概要

1 趣旨

疑わしい取引の届出制度は、特定事業者から届け出られた情報をマネー・ローンダリング犯罪及びその前提犯罪の捜査等に役立てるとともに、特定事業者が提供するサービスが犯罪者に利用されることを防止し、経済活動の健全性とその信頼を確保することを目的とする制度である。

2 届出が必要な場合

特定事業者は、表2-2に挙げられた特定業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合、又は顧客等が特定業務に関し犯罪による収益の隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがある場合には、届出を行う義務が課されている。

3 疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）の公表

疑わしい取引に該当するかどうかの判断は、特定事業者が、その業界における一般的な知識と経験とを前提として、取引の形態や顧客の属性、取引時の状況等を踏まえて総合的に判断するものである。すなわち、個々の取引の事情に応じて特定事業者自身が判断すべきものであるが、特定事業者の全てが犯罪による収益の移転が疑われる取引の形態を十分に理解しているとは限らず、疑わしさの判断に困難を來す場合も予想される。したがって、我が国では麻薬特例法下の当時から、事業者が届出を行う場合の指針として「疑わしい取引の参考事例」を定め公表してきた。事業者の間では「届出ガイドライン」と呼ばれることが多い。犯罪収益移転防止法の全面施行以降は、これまで以上に多様な特定事業者を対象とするものであるが、それぞれの業務の特徴を踏まえ、所管行政庁が特定事業者ごとに疑わしい取引の参考事例を公表している。

なお、これらの参考事例を巻末に添付資料として掲載したが、それぞれの序文をみると明らかなどおり、そこに記載された取引の例はあくまで参考事例であって、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客等の属性、取引時の状況その他該取引に係る情報を総合的に勘案して特定事業者において判断する必要がある。また、これらの参考事例は、特定事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考とするものであるが、これらの事例に形式的に合致するものが全て疑わしい取引に該当するものではない一方、これらの事例に該当しない取引であっても、特定事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは、届出の対象となることに注意を要する。

4 犯罪利用口座の特徴点分析

犯罪収益移転防止管理官では、犯罪収益移転防止法第3条に規定されている特定事業者への情報提供の一環として、また、犯罪収益移転防止管理官が疑わしい取引に関する情報を整理・分析する際に活用するため、都道府県警察等と協力しつつ、犯罪に利用された口座の特徴点を統計的に抽出する作業を進めている。

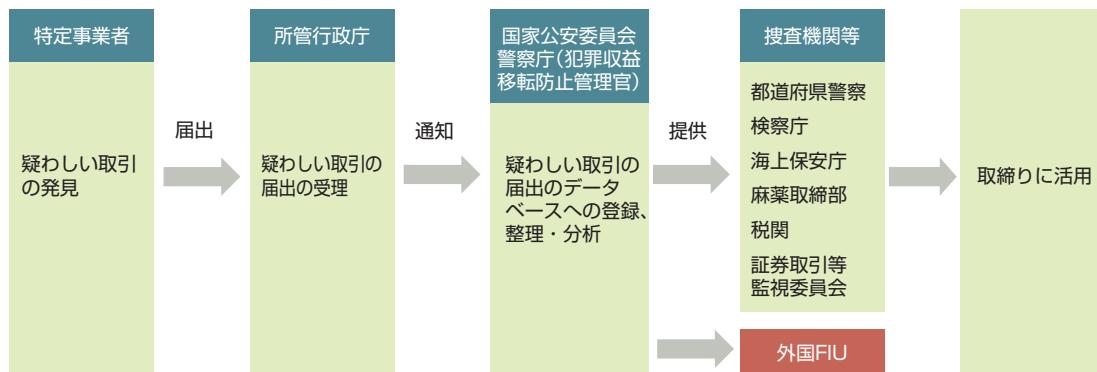
5 疑わしい取引の届出の流れ

特定事業者が届け出た情報は、それぞれの所管行政庁を経由して、国家公安委員会・警察庁（犯罪収益移転防止管理官）に集約される。犯罪収益移転防止管理官では、まず、疑わしい取引に関する情報を整理・分析して、都道府県警察、検察庁等の捜査機関等へ提供すべき疑わしい取引に関する情報を選定し、これを各機関へ提供している。

疑わしい取引に関する情報の提供を受けた捜査機関等は、当該情報を犯罪捜査等の端緒とするほか、犯罪による収益の発見や暴力団等の犯罪組織の資金源の実態解明等の組織犯罪対策へも活用している。また、疑わしい取引に関する情報のうち、外国との取引に関する情報等は、必要に応じて犯罪収益移転防止管理官から外国FIUへも提供され、国際的な犯罪による収益の移転状況の解明に役立てられることとなる。

さらに、犯罪収益移転防止管理官においては、警察が組織犯罪対策等のために蓄積した情報を活用して疑わしい取引に関する情報の詳細な分析を行っており、その結果を関係する都道府県警察へ提供している。

図4-1 【疑わしい取引の届出から捜査機関等への提供への流れ】



6 セキュリティ対策

疑わしい取引に関する情報は、プライバシーや企業活動に関する機微な情報を含んでいることから、犯罪収益移転防止管理官は、情報の取扱要領を定めた国家公安委員会規則に基づいて、その漏えい、滅失又は毀損の防止を図るなど情報管理に万全を期している。

特に、疑わしい取引を管理するデータベースシステムには、膨大な情報が保管されることから、十分なセキュリティ対策をとる必要がある。そこで、犯罪収益移転防止管理官では、以下のような様々なセキュリティ対策を講じている。

(1) 入退室管理

犯罪収益移転防止管理官のデータベースシステムに蓄積された情報にアクセスできる端末は、出入口を生体認証による認証システムで管理された部屋に設置されている。この部屋への入退室は、必要最低限の業務関係者のみが許可されており、情報にアクセスする必要のない者が入室できないよう対策がとられている。

(2) 3段階の認証

犯罪収益移転防止管理官のデータベースシステムの情報にアクセスするためには、3段階の認証が必要である。つまり、3回の異なる方法で認証を行い、初めて情報にアクセスすることができる。この認証において複数回の認証ミスが発生した場合、端末からのアクセスをできなくすることにより、許可されていない者による不正利用を防止している。

(3) 端末監視

ファイルの照会、印刷等、端末で行われた全ての操作を、監視ソフトウェアにより監視、記録している。これにより不正な操作等が発生した場合に追跡調査を可能にするとともに、内部の者による情報の不正な取扱いを抑止している。

(4) 端末の物理的対策

各端末は盗難防止のためセキュリティワイヤーにより固定されている。

(5) サーバ管理の強化

届出情報を管理するサーバは、十分なセキュリティを有するサーバ室において管理されており、関係者以外が立ち入ることができないようになっている。

(6) 端末のハードディスクドライブ情報の暗号化

データベースシステムにアクセスするための端末に搭載しているハードディスクドライブは、全体が暗号化されている。これにより、ハードディスクドライブが抜き取られて外部に持ち出されてもハードディスクドライブ内に記録されている情報や関連プログラムを不正に読み取ることができないようになっている。

(7) 回線の暗号化

サーバから情報を取得する場合の端末とサーバ間の通信は全て専用回線で暗号化されている。

第2節 疑わしい取引の届出状況

1 届出件数の推移

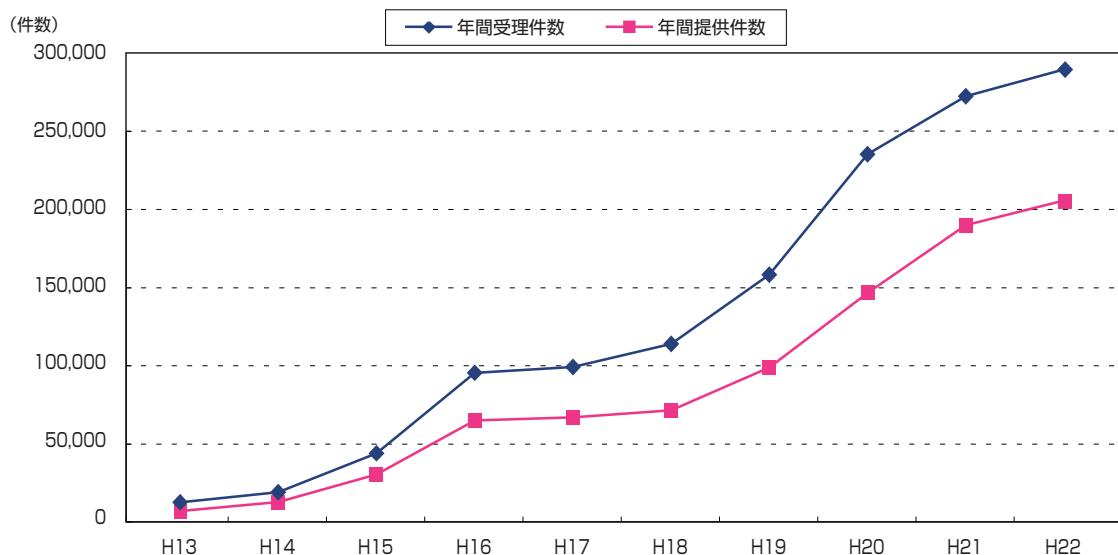
第1章で述べたとおり、疑わしい取引の届出制度は、平成4年の麻薬特例法の施行により創設されたものの、当初は届出の対象が薬物犯罪により得られた収益に限られていたこと等から、届出件数は、4年から10年までは毎年20件未満で、必ずしも十分に機能しているとは言い難い状況であったが、11年に組織的犯罪処罰法が制定され（12年2月施行）、疑わしい取引の届出の対象犯罪が薬物犯罪から重大犯罪に拡大されることになったところ、11年における届出件数は1,000件を超えた。組織的犯罪処罰法が施行された12年以降、届出件数は年々増加し、犯罪収益移転防止法施行後、届出件数は急増している。22年中の届出件数は、29万4,305件で、前年に比べ2万1,980件（8.1%）増加している。

表4-1 【疑わしい取引の届出件数の推移状況（平成4年～12年）】

	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
年間受理件数	12	17	6	4	5	9	13	1,059	7,242

注：平成4年の年間届出件数は、届出制度が実施された7月以降の件数である。

図4-2 【疑わしい取引の届出件数の推移状況（平成13年～22年）】



注1：年間受理件数とは、平成13年1月から19年3月までは金融庁が、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が受理した件数であり、19年の受理件数は金融庁受理件数と国家公安委員会・警察庁受理件数の合計である。

注2：年間提供件数とは、平成13年1月から19年3月までは金融庁が警察庁へ、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が捜査機関等へ提供した件数であり、19年の提供件数は金融庁提供件数と国家公安委員会・警察庁提供件数の合計である。

届出件数の増加の背景には、

- 社会全体のコンプライアンス意識の向上に伴い、金融機関等が反社会的勢力や不正な資金の移動に対する監視姿勢を強化していること
- 「リスクベース・アプローチ」に基づいた顧客管理措置が行われていること

等があるものと考えられる。また、金融機関等は、ハード、ソフトの両面から様々な対策を講じている。特に、届出件数が増加した金融機関は、マネー・ローンダリング対策担当者の増強や不正検知システムの導入によって、疑わしい取引を発見する態勢の強化を行うことで、業務内容に応じて疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析するとともに、職員に対してハンドブック等の資料を基にマネー・ローンダリング対策に関する教育を徹底し、個々の職員の能力向上を図っている。

2 業態別の届出件数

平成22年中の疑わしい取引の届出件数を届出事業者の業態別に見ると、表4-2のとおりで、銀行が27万1,236件で届出件数全体の92.2%と最も多く、次いで信用金庫・信用協同組合（1万1,156件、3.8%）、金融商品取引業者（5,679件、1.9%）の順となっている。

平成20年3月に犯罪収益移転防止法が全面施行されたことに伴い、新たに疑わしい取引の届出が義務付けられた事業者（ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者）の届出件数は、合計1,776件で、前年比+4.7%の増加となっている。

表4-2【業態別の疑わしい取引の届出件数】

区分	年	平成21年		平成22年		増減(率)	
		件数	%	件数	%	件数	%
金融機関等	銀行	252,415	92.7%	271,236	92.2%	18,821	7.5%
	信用金庫・信用協同組合	10,941	4.0%	11,156	3.8%	215	2.0%
	金融商品取引	3,828	1.4%	5,679	1.9%	1,851	48.4%
	資金業	1,148	0.4%	634	0.2%	-514	-44.8%
	農林等	281	0.1%	357	0.1%	76	27.0%
	労働金庫	161	0.1%	243	0.1%	82	50.9%
	保険会社	183	0.1%	202	0.1%	19	10.4%
	資金移動業者			73	0.0%	73	-
	両替業者	418	0.2%	1,970	0.7%	1,552	371.3%
	その他	1,253	0.5%	979	0.3%	-274	-21.9%
ファイナンスシリーズ		60	0.0%	83	0.0%	23	38.3%
クレジットカード		1,510	0.6%	1,617	0.5%	107	7.1%
宅地建物取引		33	0.0%	21	0.0%	-12	-36.4%
宝石・貴金属商		0	0.0%	19	0.0%	19	-
郵便物受取サービス		92	0.0%	36	0.0%	-56	-60.9%
電話受付代行		2	0.0%	0	0.0%	-2	-100.0%
合計		272,325	100.0%	294,305	100.0%	21,980	8.1%

3 届出方法別の届出件数

疑わしい取引の届出を届出方法別に見ると、オンラインによる電子政府の窓口（e-Gov）を利用した電子申請による届出と電子申請による届出以外の届出（文書等を所管行政庁に郵送する方法等）の状況は、表4-3のとおりである。

表4-3【届出方法別の届出件数】

届出方法	年	平成20年		平成21年		平成22年	
		件数	%	件数	%	件数	%
電子申請	111,921	47.6%	156,291	57.4%	172,394	58.6%	
電子申請以外	123,339	52.4%	116,034	42.6%	121,911	41.4%	
合計	235,260	100.0%	272,325	100.0%	294,305	100.0%	

平成22年中の電子申請による届出率は58.6%で、前年比1.2ポイント増加している。犯罪収益移転防止管理官では、今後も、届出者の負担軽減を図るため、特定事業者を対象とした研修会等において、電子申請による届出の広報に努めていくこととしている。

第3節 届出情報の活用状況

第1項 捜査機関等への提供状況

犯罪収益移転防止管理官においては、特定事業者から届け出られた疑わしい取引に関する情報のうち、マネー・ローンダリング犯罪又は前提犯罪に係る刑事事件の捜査等に資すると判断されるものを、都道府県警察、検察庁、麻薬取締部及び海上保安庁の各捜査機関並びに税関及び証券取引等監視委員会に提供している。

平成22年中の疑わしい取引の届出の捜査機関等に対する提供件数は20万8,650件で、前年に比べ、1万8,901件（10.0%）増加している（図4-2参照）。また、捜査機関等から疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付請求が1件あったことから、該当する疑わしい取引に関する情報の記録の写しを送付した。

22年の年間受理件数に占める提供件数の割合は70.9%で、前年に比べ、1.2ポイント増加している。

こうして提供される情報は、捜査機関等において、マネー・ローンダリング犯罪や前提犯罪の捜査、犯罪による収益の剥奪を含む組織犯罪対策に活用されている。

第2項 活用状況

平成22年中に、疑わしい取引に関する情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件（以下「端緒事件」という。）の数は390件で、前年に比べ、53件（15.7%）増加している。これは、12年の組織的犯罪処罰法施行以来最多であり、これにより、同年以降検挙した端緒事件の累計は1,127件となった。

端緒事件の罪種数は22罪種で、前年に比べ、11罪種増加している。また、罪種別の端緒事件数は、表4-4のとおりで、詐欺が全体の66.2%を占めて最も多くなっている。

表4-4 【罪種別の端緒事件数】

（単位：件）

罪種\年	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
詐欺	3	2	4	6	14	34	81	132	265	258
犯罪収益移転防止法違反							6	15	48	76
薬物事犯	1	2						1		16
貸金業法・出資法違反	1		3	3	1	2	3	12	9	9
入管法違反	2	5	1		2	12	1	3	4	5
文書偽造等	2	1		2	1		2	2	1	4
横領									2	1
賭博			1				1			1
金商法違反							2	1	2	
その他	5	5	4	2		2	3	9	6	20
合計	14	16	12	13	18	50	99	175	337	390

注1：警察庁把握分である

2：犯罪収益移転防止法違反には金融機関等本人確認法違反を含み、金商法違反には証券取引法違反を含む。

3：薬物事犯は、麻薬特例法、覚せい剤取締法、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法及びあへん法の各違反である。

22年中に、端緒事件からマネー・ローンダリング事犯の検挙に至った事件数は17件であった。これを端緒事件の罪種別にみると表4-5のとおりで、詐欺及び貸金業法・出資法違反が全体の70.6%を占めた。

表4-5 【端緒事件からマネー・ローンダリング事犯の検挙に至った事件数】 (単位:件)

端緒事件の罪種	年	H19年	H20年	H21年	H22年
詐欺		6	2	4	8
貸金業法・出資法違反		1	6	4	4
その他		2	1	1	5
合計		9	9	9	17

22年中に、都道府県警察の捜査において活用された疑わしい取引に関する情報の件数は、表4-6のとおり、端緒事件の捜査においては1,642件、これ以外では、8万6,418件であった。

表4-6 【疑わしい取引に関する情報の活用件数】

	H19年	H20年	H21年	H22年
端緒事件の捜査における活用件数	907	668	1,261	1,642
端緒事件の捜査以外における活用件数	23,079	44,199	68,680	86,418
合計	23,986	44,867	69,941	88,060

注1：端緒事件の捜査における活用件数には、端緒事件を検挙した際に活用した疑わしい取引に関する情報の件数を計上している。

2：疑わしい取引に関する情報を端緒として捜査を開始したが依然として検挙に至っていない場合には、当該疑わしい取引に関する情報は、端緒事件の捜査以外において活用されたものとして計上している。

端緒事件の捜査以外の場合においても、疑わしい取引に関する情報は、別の端緒で開始された事件の捜査における裏付け、余罪捜査、犯罪による収益の移転先の発見等に活用されるとともに、暴力団の資金源、暴力団が保有する資金の運用状況等都道府県警察が組織犯罪対策を推進する上で重要な情報として活用されている。

また、犯罪収益移転防止管理官においては、

- 過去に届け出られた、同一顧客に係る疑わしい取引に関する情報
- 警察が組織犯罪対策のために蓄積した情報
- 公刊情報

等を活用して当該顧客に係る疑わしい取引に関する情報を総合的に分析し、暴力団等の反社会的勢力の関係する資金の動きの把握に努めている。これまでの分析で、暴力団等の反社会的勢力が、暴力団関係企業、投資事業組合等を利用しつつ、様々な形で資金を運用している状況や海外との間で多額の資金をやりとりしている状況等が判明している。

このような反社会的勢力が運用している資金には、犯罪による収益を原資とするものも多く含まれているものとみられるが、様々な資金操作を経てその出所が明確ではなくなっていたり、さらに様々な方法で繰り返し運用されることにより、個別の前提犯罪との関連性が希薄になっている場合が多い。また、近年におけ

る検挙事例等をみると、反社会的勢力は、暴力団関係企業等を隠れ蓑として、表面上は暴力団との関係を隠した通常の取引を装いつつ、様々な情報や専門知識等を有する者の協力を得ながら資金を運用しており、これが暴力団等反社会的勢力の資金獲得活動を不透明化する主な要因の一つとなっている。

このようなことから、これら不透明化する資金獲得活動の実態を把握するため、分析結果を活用し、各捜査機関、税関、証券取引等監視委員会、外国FIU等の関係当局と緊密に連携しつつ、反社会的勢力の資金の動きを継続的に監視することにより、資金獲得活動の実態を解明するとともに、その資金獲得活動の過程において行われる各種違法行為の取締りを強化することが重要である。

第5章 国際的な連携の推進

第1節 マネー・ローンダリング及びテロ資金対策における国際協力の必要性

経済・金融サービスのグローバル化が進んでいる現代においては、瞬時に国境を越えて資金を移動させることができあり、犯罪組織やテロ組織等が、犯罪による収益の他国への移転、第三国を経由させてのテロ資金の供与等により、取締当局の追及を免れようと試みる事例は少なくない。

また、マネー・ローンダリング対策やテロ資金対策が不十分な又はそれらの対策に非協力的な国・地域は、犯罪組織等によって、マネー・ローンダリングやテロ資金供与のための抜け道として悪用されることとなる。

このような状況の下で、国境を越えて行われる犯罪による収益の移転状況を的確に追跡して、マネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見し、また、犯罪組織等が国際的な金融システムを利用してマネー・ローンダリングやテロ資金供与を試みることを防止するためには、各国の関係諸機関の緊密な連携・協力が不可欠であるほか、各國が足並みをそろえて、最新のマネー・ローンダリングやテロ資金供与の手口等を踏まえた必要かつ十分な対策を実践することが重要である。

そのため、今日では、FATF (Financial Action Task Force) を始めとする様々な国際機関において、国際的なマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策が講じられている。

我が国のFIUは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策を責務とする機関の一つとして、金融庁に特定金融情報室 (JAFIO : Japan Financial Intelligence Office) として設置されて以降、FATF等の国際機関の活動に積極的に参画している。

平成19年4月に我が国のFIUとして警察庁に新たに設置された犯罪収益移転防止管理官 (JAFIC : Japan Financial Intelligence Center) においても、金融庁特定金融情報室による参画状況を踏襲することはもとより、国際機関における意思決定、汎世界的で効果的なマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の実現等に対し、より積極的に参画していくことが必要である。

なお、本章は国際連携の推進に係る記述であることから、犯罪収益移転防止管理官を国際的な通称であるJAFICとして表記する。

第2節 国際機関の活動と我が国の参画の状況

第1項 FATF

1 FATFとは

FATF (Financial Action Task Force : 金融活動作業部会) は、マネー・ローンダリング対策における

国際協力を推進するため、1989年（平成元年）のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設置された政府間会合であり、2001年（13年）9月の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的な役割を果たしている。

FATFへの参加国・地域及び国際機関は、2010年（22年）12月末現在、我が国を含む34の国・地域及び2国際機関である。

2 FATFの活動内容

（1）FATFの主な活動内容について

FATFの主な活動内容は以下のとおりである。

- ① マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATF参加国・地域相互間におけるFATF勧告の遵守状況の監視（相互審査）
- ③ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の推奨
- ④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

（2）FATF勧告について

ア 「40の勧告」（FATF 40 Recommendations）

FATFは、1990年（平成2年）、マネー・ローンダリング対策のために各国が法執行、刑事法制及び金融規制の各分野でとるべき措置を「40の勧告」としてまとめ、提言した。

その後、FATFは、1996年（8年）、疑わしい取引の届出制度の義務づけ等を含む改訂を行い、さらに、その後の世界的なマネー・ローンダリングの方法・技術の巧妙化・複雑化を踏まえ、その対策を向上させるため、2001年（13年）から、各国の民間部門等の協力も得つつ、新たな見直し作業を開始し、2003年（15年）6月には、再改訂された「40の勧告」を発出した。

再改訂に際して、「40の勧告」に新たに盛り込まれた主な点は以下のとおりである。

- マネー・ローンダリングの罪として処罰すべき範囲の拡大及び明確化
- 本人確認等顧客管理の徹底
- 法人形態を利用したマネー・ローンダリングへの対応
- 特定の非金融業者（不動産業者、宝石商・貴金属商等）及び職業専門家（法律家、会計士等）へのFATF勧告の適用
- FIU、監督当局、法執行当局等、マネー・ローンダリングに携わる政府諸機関の国内及び国際的な協調

また、2009年（21年）には、第4次相互審査に向けた準備の一環として、「40の勧告」の更なる見直し作業を行うために専門家会合が設立され、以後、活発な議論が行われている。

イ 「9の特別勧告」（FATF 9 Special Recommendations）

FATFは、2001年（13年）9月の米国同時多発テロ事件発生後の同年10月、テロ資金対策に関する特別会合を開催し、テロ資金供与に関する「8の特別勧告」を策定・公表した。この「8の特別勧告」については、2004年（16年）10月、「キャッシュ・クーリエ（現金運搬人）」に関する9つ目の特別勧告が追加され、「9の特別勧告」となった。

「9の特別勧告」の主な内容は以下のとおりである。

- テロ資金供与行為を犯罪とすること
- テロリズムに関する疑わしい取引の届出の義務づけ
- 電信送金に対する正確かつ有用な送金人情報の付記

(3) 相互審査について

FATFは、各参加国・地域に対し、順次、その他の参加国により構成される審査団を派遣して、審査対象国におけるマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の法制、監督・取締体制、マネー・ローンダリング事犯の検挙状況等の様々な観点から、FATF勧告の遵守状況について相互に審査している。

我が国に対する相互審査は、過去、1994年（平成6年）、1998年（10年）及び2008年（20年）の3度にわたり実施された（第3次対日相互審査については、後述第4節参照）。

3 JAFICのFATFへの参画状況等

我が国は、1989年（平成元年）のFATFの設立当初からの参加国であり、JAFICの前身である金融庁内に設置されたJAFIOが、年3回の全体会合、マネー・ローンダリングの手口分析等を行うタイポロジー作業部会等に参加してきたほか、1998年（10年）7月から1999年（11年）6月までの間には、議長国を務めるなど、FATFの活動に積極的に貢献してきた。FIUがJAFIOからJAFICに移管された後も、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策のための新たな枠組み作りに向けた議論等に積極的に参加しており、2010年（22年）においても、JAFICは、年3回の全体会合及びタイポロジー会合に職員を派遣した。



【FATF全体会合】

第2項 APG

1 APGとは

APG (Asia/Pacific Group on Money Laundering: アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ) は、アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策を促進するため、1997年（平成9年）2月、タイで開催されたFATF第4回アジア・太平洋マネー・ローンダリング・シンポジウムにおいて設置が決定された国際協力の枠組みである。

2010年（22年）12月末現在、APGには、我が国を含む40の国・地域が参加している。

2 APGの活動内容

APGの主な活動内容は以下のとおりである。

- ① アジア・太平洋地域におけるFATF勧告の実施の推奨・促進
- ② 域内諸国・地域におけるマネー・ローンダリング防止、テロ資金供与防止に関する法律の制定の促進
- ③ APG参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の実施状況の相互審査
- ④ 域内におけるマネー・ローンダリングの手口、傾向等についての情報交換、分析等

3 JAFICのAPGへの参画状況等

我が国は、APG設置当初からの参加国であり、1998年（平成10年）3月の第1回年次会合及び1999年（11年）3月の第2回タイポロジー会合が東京で開催されたほか、2004年（16年）7月から2006年（18年）6月までの間には、オーストラリアとともに共同議長国を務めるなど、FATF同様、APGの活動にも積極的に貢献してきた。

この取組みは、FIU機能がJAFIOから移管された後も変更はなく、JAFICは、設置以降、年次会合及びタイポ

ロジー会合に職員を派遣している。2010年（22年）には、7月に、シンガポールで開催された年次会合に職員を派遣し、ブルネイ、ソロモン諸島、トンガ等に対する相互審査の審査結果決定に向けた議論等に参加した。

また、同年10月にバングラデシュで開催されたタイポロジー会合にも、JAFICから職員を派遣し、各国FIUにおける情報分析の手法、最新のマナー・ローンダリングの手口・傾向等についての議論に参加した。

第3項 エグモント・グループ

1 エグモント・グループとは

エグモント・グループ（Egmont Group）は、1995年（平成7年）4月、マナー・ローンダリング対策に取り組んでいる各国FIU間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として、欧州主要国及び米国のFIUを中心的なメンバーとして発足した国際フォーラムであり、エグモント・グループという名称は、発足時の会合の開催地（ベルギーのエグモント宮殿）に由来する。

エグモント・グループは、当初、非公式なフォーラムとして発足したものの、2007年（19年）5月に開催されたバミューダ年次会合において、エグモント・グループ憲章が採択されたほか、カナダに常設の事務局が設置されるなど、現在は公式機関として国際的に認められている。

エグモント・グループには、2010年（22年）12月末現在、120の国・地域のFIUが加盟している。

2 エグモント・グループの主要会合

エグモント・グループにおいては、各FIUの代表が一同に会する年次会合のほかに、以下のような作業部会があり、それぞれ年3回程度の会合が開催されている。

- ① 新規加盟を申請しているFIUの加盟審査、加盟FIU間の諸問題に関して法的な検討等を行う法制作業部会
- ② 未加盟FIUの加盟促進を担当するアウトリーチ作業部会
- ③ FIU職員のトレーニング方策の検討及びトレーニングセミナーの開催を担当する訓練・技術作業部会
- ④ 事例研究・分析手法の研究等を行うオペレーションナル作業部会
- ⑤ 加盟FIUのITシステムに関する助言、分析支援ソフトウェアの研究等を行うIT作業部会

3 JAFICのエグモント・グループへの参画状況等

我が国は、2000年（平成12年）2月、金融監督庁（後の金融庁）にJAFIOが設置されたことを踏まえて、エグモント・グループへの加盟申請を行い、同年5月にパナマで開催された第8回年次会合において加盟が承認された。

その後、JAFIOは、年次会合及び各作業部会の会合に職員を派遣して、上記エグモント・グループ憲章の起草作業に参加し、また、ミャンマーFIU（エグモント・グループ未加盟）の加盟手続におけるスポンサーFIUとなることを受託するなど、エグモント・グループの活動に積極的に参画してきた。

2007年（19年）4月、JAFIOに代わってJAFICが発足し、新たに我が国のFIUとしての機能を担うこととなつたことに伴い、改めて、エグモント・グループへの加盟申請を行い、同年5月にバミューダで開催された第15回年次会合において、日本の新たなFIUとして加盟を承認された。



【エグモント・グループ作業部会（モルドバ）】

2010年（22年）には、3月にモーリシャスで開催された作業部会、6月にコロンビアで開催された年次会合、10月にモルドバで開催された作業部会にそれぞれ職員を派遣して、FIU間の情報交換に関する行動規範等に関する議論に参加した。

また、JAFICは、JAFIOから引き継いでミャンマーFIUの加盟手続におけるスポンサーFIUとなっている。

第3節 外国FIUとの情報交換

第1項 情報交換枠組みの設定状況等

国境を越えて行われる犯罪収益やテロ資金の移転状況を的確に追跡して、マネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、外国FIUとの間で、それぞれが保有する疑わしい取引に関する情報を積極的に交換することが必要である。

他方、犯罪収益移転防止法第12条は、JAFICから外国FIUに対する疑わしい取引に関する情報の提供にあたっては、外国FIUにおける当該情報の使用方法等について定めた枠組みを設定することを求めている。

このような情報交換枠組みは、エグモント・グループ等のFIU相互の国際的交流の場においては、MOU（Memorandum of Understanding）と呼ばれており、JAFICは、より多くの国・地域のFIUとの間で、積極的な情報交換を可能とするために、外国FIUとの間でMOUを締結するための交渉に取り組んでいる。

JAFICは、2007年（平成19年）4月の設置以降、2009年（21年）末までに、20の国・地域のFIUとの間で情報交換枠組みを設定しており、2010年（22年）にも、新たに6か国（トルコ、メキシコ、ルクセンブルク、チリ、フィンランド及びインド）との間でこれを設定した。



【インドFIUとの情報交換のための枠組み（MOU）の設定】

表5-1 【FIU間の情報交換枠組み（MOU）を設定済みの26の国・地域】

設定年	設定国
2007年（H19年）	香港、タイ、マレーシア、ベルギー、オーストラリア、米国、シンガポール、カナダ、インドネシア、英国、ブラジル、フィリピン
2008年（H20年）	イス、イタリア、ポルトガル、韓国、ルーマニア
2009年（H21年）	パラグアイ、フランス、カタール
2010年（H22年）	トルコ、メキシコ、ルクセンブルク、チリ、フィンランド、インド

第2項 外国FIUとの情報交換の状況等

JAFICは、外国FIUとの間で、積極的かつ迅速な情報交換を行っている。

2010年（平成22年）中の、外国FIUとの情報交換件数は、表5-2に示すとおり162件であった。

JAFICは、疑わしい取引に関する情報の分析体制を強化しており、これに伴って、外国FIUに対する情報提供要請も増加している。2010年（22年）は、疑わしい取引に関する情報の分析の結果浮かび上がった不自然・不合理な海外向けの送金又は海外からの送金について、関連する外国FIUに対して海外向け送金後の資金フロー、海外からの送金の原資等に関する情報提供要請を78件行った。これら情報提供要請に対して、相手国FIUから、提供要請に係る情報はもとより、当該事案に関連する外国人、外国法人の情報等の関連情報を含めた有用な情報が多数提供されている。

表5-2【JAFICと外国FIUとの情報交換状況】

区分	年	2007年 (H19年)	2008年 (H20年)	2009年 (H21年)	2010年 (H22年)
外国FIUからJAFICに対する情報提供要請件数	33	60	47	54	
JAFICから外国FIUに対する情報提供要請件数	16	30	51	78	
外国FIUからJAFICに対する自発情報提供件数	10	42	18	23	
JAFICから外国FIUに対する自発情報提供件数	0	3	6	7	
合計	59	135	122	162	

このような情報交換をより円滑に行うため、JAFICは、外国FIUにおける情報分析技術の習得、外国捜査機関における資金情報の活用状況の調査等の諸活動を積極的に実施するとともに、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策上、特に緊密な連携が必要と認められる国・地域、未だ情報交換枠組みが未設定の国・地域のFIUを訪問するなど、今後の情報交換の活性化に向けた実質的な協議等を実施している。

なお、JAFICは、2010年（22年）中、外国FIUに対して、その職務の遂行に資すると認める疑わしい取引に関する情報を17件提供した。

2010年（22年）の活動実績は以下のとおり。

- 2月 インドFIUとの協議（ニューデリー）
- 3月 中国FIUとの協議（北京）
 - フィリピンFIUとの情報交換（マニラ）
- 5月 韓国FIUとの情報交換（東京）
 - ナイジェリアFIUとの協議（アブジャ）
 - スペインFIUとの協議（マドリード）
- 7月 カンボジアFIUとの協議（プノンペン）
- 9月 APECセミナー参加（ケアンズ）
- 10月 香港FIU等主催の東南アジア財務捜査研修会参加（香港）
 - ベトナムFIUとの協議（ハノイ）
 - タイFIUとの情報交換（バンコク）
 - バングラデシュFIUとの協議（ダッカ）
- 11月 カナダFIUとの情報交換（東京）
 - 東アジア地域組織犯罪対策会議におけるタイFIUとの個別情報交換（東京）

注：（ ）内は開催地



【スペインFIUとの協議】



【ベトナムFIUとの協議】

第4節 FATF対日相互審査

第1項 第3次FATF対日相互審査の実施

我が国は過去3回、FATFによる相互審査を受けており、最近では2007年（平成19年）後半から2008年（20年）後半までの間に、第3次の対日相互審査を受け、JAFICは関係省庁とともにこれに対応した。この相互審査は、大きく分けて①FATFの質問票への回答、②日本の現状を審査団が直接確認する現地調査、③全体会合での審議の3つの手続により構成される。我が国は、2008年1月、質問票への回答を提出し、同年3月には、東京及び大阪において現地調査を受けた。同年10月、ブラジルで開催された全体会合において、第3次対日相互審査の最終評価が採択された。審査結果は公表されることとなっており、我が国の審査結果もFATFのウェブサイト (<http://www.fatf-gafi.org/>) 及び財務省のウェブサイト (http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/fatfhoudou_201030.htm) 上で公表されている。

第2項 相互審査結果の概要

評価はC（履行）、LC（概ね履行）、PC（一部履行）、NC（不履行）の4段階あり、49あるFATF勧告それぞれについて評価が付される。我が国の結果は表5-3のとおりであり、Cが4個、LCが19個、PCが15個、NCが10個であった（なお、我が国には適用外（N/A）の勧告が1つある。）。

FIU（資金情報機関）に関する勧告（勧告26）については、FIU機能が金融庁から国家公安委員会・警察庁に移管されたことについて積極的に評価できるとされた一方で、更なる人的体制等の強化が必要であるとの指摘を受けた。（評価：LC）

また、金融機関における顧客管理措置に関する勧告（勧告5）については、真の受益者、取引目的の確認や継続的な顧客管理等の措置を法令等で直接規定すべきである、写真のない身分証明書による本人確認の場合に追加的な確認方法の導入を検討すべきであるなどの指摘を受けた。（評価：NC）

第3項 相互審査結果のフォローアップ

1 フォローアップの手続

FATFで定められた手続上、被審査国は、PC又はNCの評価を受けた勧告に関し、その改善状況及び統計全般を2年ごとにFATF事務局へ報告しなければならない。

また、重要勧告（勧告1、5、10及び13並びに特別勧告II及びIV）の評価が1つでもPC又はNCであった場合、被審査国はフォローアップの対象となり、当該勧告を含むPC又はNCの評価を受けた主な勧告の改善状況について、相互審査の最終評価決定後から2年以内に全体会合に報告しなければならない。全体会合での改善状況の報告により、重要勧告を含めた16の勧告（重要勧告のほか、勧告3、4、23、26、35、36及び40並びに特別勧告I、III及びV）がC又はLCの評価を受ける程度にまで改善されたと承認された場合には、フォローアップの対象から外れることとされており、各FATF加盟国は、相互審査の最終評価決定後から3年以内にフォローアップの対象から外れるように改善措置をとることが望ましいとされている。

2 改善状況の報告（第1回）と今後の予定

我が国は、勧告5がNC、特別勧告IIがPCであることから、フォローアップの対象となっており、相互審査以降、「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」等において、相互審査における指摘事項の改善に向けた検討を重ねてきた。

特に、我が国のマネー・ローンダリング対策に資する顧客管理の在り方について検討する際の参考とするため、国家公安委員会・警察庁においては、関係省庁との連携の下、学識者や実務家等を委員とする「マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会」を設置し、2010年（平成22年）7月には、その検討結果が報告書に取りまとめられた。以後、同報告書の内容等を踏まえ、特定事業者による顧客管理の在り方について、法改正に向けた検討を進めている。

我が国は、相互審査結果の公表から2年後となる2010年（22年）10月、パリで開催された全体会合において、これらの検討状況を中心として、PC又はNCの評価を受けた各勧告の改善状況を報告した。次回は、2011年（23年）10月に、その後の進捗状況を報告する予定である。

表5-3 【第3次FATF対日相互審査結果】

勧告	勧告の概要	評価	勧告	勧告の概要	評価
40の勧告			25	ガイドライン及びフィードバック	LC
1	資金洗浄罪	LC	26	FIU	LC
2	資金洗浄罪－認識及び法人への刑罰	LC	27	資金洗浄・テロ資金供与の検査	LC
3	没収・凍結措置	LC	28	関係当局の権限	C
4	勧告に整合的な守秘義務	C	29	監督当局	LC
5	金融機関における顧客管理	NC	30	資源、資質、訓練	LC
6	外国における重要な公的地位を有する者との取引	NC	31	国内関係当局間の協力	LC
			32	統計	LC
7	コルレス銀行(国際決済のために為替業務代行の契約を結んだ銀行)の業務	NC	33	法人－受益所有権者	NC
8	新技術の悪用及び非対面取引	PC	34	法的取極(信託)－受益所有権者	NC
9	顧客管理措置の第三者依存	N/A	35	条約	PC
10	本人確認・取引記録の保存義務	LC	36	法律上の相互援助	PC
11	通常でない取引への注意義務	PC	37	双罰性	PC
12	DNFBP(指定非金融業者及び職業専門家)における顧客管理	NC	38	外国からの要請による資産凍結等	LC
13	金融機関における疑わしい取引の届出(STR)	LC	39	犯人引渡	PC
14	届出者の保護義務	LC	40	国際協力(外国当局との情報交換)	LC
15	内部管理規定の整備義務	NC	9の特別勧告		
16	DNFBPによるSTR	PC	I	国連諸文書の批准	PC
17	義務の不履行に対する制裁措置	LC	II	テロ資金供与の犯罪化	PC
18	シェルバンク(実態のない銀行)の禁止	PC	III	テロリストの資産の凍結・没収	PC
19	他の報告様式	C	IV	テロに関するSTR	LC
20	他の職業専門家及び安全な取引技術	C	V	テロ対策に関する国際協力	PC
21	高リスク国への特段の注意	NC	VI	代替的送金システム	PC
22	海外支店・現法への勧告の適用	NC	VII	電信送金のルール	LC
23	金融機関に対する監督義務	LC	VIII	非営利団体(NPO)	PC
24	DNFBPに対する監督義務	PC	IX	国境における申告及び開示(キャッシュ・クーリエ)	NC

第6章 マネー・ローンダリング事犯の動向

マネー・ローンダリングを防止する上で効果的な対策を講ずるためには、その規模や手口を把握することが必要となる。そのための手段として犯罪収益移転防止管理官が利用しているのは、マネー・ローンダリング事犯の検挙事例と疑わしい取引に関する情報である。本章第1節では、このうちマネー・ローンダリング事犯の検挙事例からみた現状を解説する。

我が国でマネー・ローンダリングが犯罪とされているのは、第2章で解説したとおり、組織的犯罪処罰法に定める法人等経営支配（9条）、犯罪収益等隠匿（10条）及び犯罪収益等收受（11条）並びに麻薬特例法に定める薬物犯罪収益等隠匿（6条）及び薬物犯罪収益等收受（7条）である。これは犯罪による収益を移転する行為のすべてを捉えるものではないが、資金追跡が困難な場所への送金や他人名義口座への入金等、マネー・ローンダリングの典型とされる行為が含まれるものとなっている。

マネー・ローンダリングがどの程度犯罪として検挙されているかをみると、我が国のマネー・ローンダリング対策の成果を知る一つの手がかりともなる。また、こうした犯罪検挙の結果として、犯罪者の手元にあった犯罪による収益がどの程度剥奪されているかをみることも、同様にマネー・ローンダリング対策の成果を知る重要な手掛かりとなる。そこで、本章第2節では、犯罪による収益の剥奪とこれを確保するための起訴前の没収保全措置の状況について解説する。

第1節 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況等

第1項 組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙状況等

1 検挙状況

平成22年中における組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数は、法人等経営支配罪1件（前年比+1件）、犯罪収益等（注）隠匿罪139件（前年比-33件）、犯罪収益等收受罪65件（前年比+11件）の合計205件（前年比-21件）を検挙し、12年の同法施行後における検挙件数は累計で1,186件となった。

(注) 犯罪収益等とは、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産が混和した財産をいう。

表6-1 【組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙状況】

年区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
法人等経営支配（9条）	0	0	0	0	0	1 (0)	0	1 (1)	0	1 (0)
犯罪収益等隠匿（10条）	10 (5)	19 (9)	45 (25)	50 (29)	65 (21)	91 (18)	137 (35)	134 (41)	172 (49)	139 (46)
犯罪収益等収受（11条）	2 (2)	9 (7)	11 (10)	15 (11)	42 (27)	42 (35)	40 (25)	38 (21)	54 (41)	65 (44)
合 計	12 (7)	28 (16)	56 (35)	65 (40)	107 (48)	134 (53)	177 (60)	173 (63)	226 (90)	205 (90)

注1：警察庁把握分である。

2：括弧内は、暴力団構成員等によるものと示す。

組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯を前提犯罪ごとに見ると、振り込め詐欺等の詐欺が52件と最も多く、続いて、出資法・資金業法違反等であるヤミ金融事犯が46件、窃盗が27件、わいせつDVDや児童ポルノ等のわいせつ物頒布等が22件と続いている。ここ数年の傾向と同様、詐欺とヤミ金融事犯が上位2類型であり、この上位2類型の合計は98件とマネー・ローンダリング事犯の検挙件数の約5割を占めており、両事犯が犯罪収益の源泉となっている実態がうかがえる（なお、麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯検挙件数については、本節第2項参照）。

2 検挙事例からみるマネー・ローンダリングの手口

（1）犯罪収益等の隠匿方法の例

平成22年は、息子等を装って慰謝料等の支払いのため金銭が必要であるなどと虚偽の事実を申し向ける手口で相手を騙して金銭を他人名義口座に振込入金させていた事件（事例1）、インターネットにホームページを開設してわいせつDVD等を販売することによりその代金を他人名義口座に振込入金させていた事件（事例2）、インターネットオークションを利用して、盗んだ品物を他人を装って売却していた事件（事例3）、通信教育講座の助成金の返還を請求する手口で相手を騙して架空団体名義の私設私書箱に現金を郵送させていた事件（事例4）、盗んだ品物を他人を装って質屋等に売却していた事件等がみられ、様々な方法によって、捜査機関等からの追及を回避しようとしている状況がうかがえる。

特に、振り込め詐欺、ヤミ金融事犯、わいせつDVD販売事犯等における隠匿の態様は、被害者等から他人名義口座へ振込入金させる形態のものが多く、この様な非対面型の犯罪では他人名義口座がマネー・ローンダリングの主要なインフラとなっている。

【事例1】（息子等を装った示談金名下のオレオレ詐欺事件に係る犯罪収益等隠匿）

無職の詐欺グループの男らは、被害者の息子等の親族になりすまして電話をかけ、被害者に対して、交際中の女性に怪我を負わせ慰謝料等が必要となったなどと虚偽の事実を申し向け、これを信じた多数の被害者から、同男らが管理する他人名義の口座に、合計約7,500万円を振り込ませて騙し取っていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。 （3月 高知）

【事例2】（インターネットを利用したわいせつ・著作権侵害DVD販売事件に係る犯罪収益等隠匿）

無職の男は、インターネットにホームページを開設して、わいせつDVD及びテレビ番組を無断複製した著作権侵害のDVDを販売し、これらを購入した多数の客に、インターネット銀行に開設された同男が管理する他人名義の口座へ、その代金として合計約470万円を振り込ませていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

（7月 群馬）

【事例3】（インターネットオークションを利用した盗品の売却処分事件に係る犯罪収益等隠匿）

六代目山口組傘下組織構成員の男らは、窃盗の被害品であるカーナビゲーションシステムを、他人名義で登録したIDを利用してインターネットオークションで売却処分をした上、落札者らに、同男らが管理する他人名義の口座にその代金として合計約44万円を振り込ませていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

（9月 大阪）

【事例4】（通信教育講座の助成金返還請求名下の振り込め詐欺事件に係る犯罪収益等隠匿）

無職の男らは、架空の団体を装って、資格取得のための通信教育講座を受講した経験のある者に電話をかけ、「資格取得に至らなかった受講者は、同講座に助成金を拠出している協賛企業から訴訟提起されるおそれがあるため、それを免れるためには助成金を返還する必要がある。」旨の虚偽の事実を申し向け、これを信じた多数の被害者から、同男らが架空名義で契約した私設私書箱に、合計約7,100万円をポスパケット郵便等で送付させて騙し取っていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。さらに、上記犯行グループから仲間割れにより追放された男も、同様の手口で犯行を重ね、同じく多数の被害者から、同男が架空名義で契約した私設私書箱に、合計約110万円をポスパケット郵便等で送付させて騙し取っていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

（2月 愛知・福井）

（2） 犯罪収益等の收受方法の例

平成22年は、詐欺の手口を指南し犯罪を成功させた報酬として、詐欺グループが騙し取った犯罪収益の一部を自己名義の口座へ振込入金させることにより受け取っていた事件（事例5）のほか、万引きにより得た商品であることを知りながら買い受けていた事件等があった。

【事例5】（職業安定資金融資制度を悪用した詐欺事件に係る犯罪収益等收受）

無職の男は、詐欺グループに対して、勤務先から解雇され、これに伴って住居を喪失したように装うことで、公共職業安定所から就職安定資金融資対象者としての証明を受け就職安定資金を騙し取ることができた旨、詐欺の手口を指南していたが、詐欺グループがこの手口で詐欺を成功させた報酬として、騙し取った就職安定資金の一部である150万円を、自己名義の口座に振込入金させることにより收受していたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等收受）で検挙した。

（6月 大分）

3 暴力団構成員等が関与するマネー・ローンダリング事犯

平成22年中に組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯で検挙されたもののうち、暴力団構成

員及び準構成員（注）（以下「暴力団構成員等」という。）が関与したものは、犯罪収益等隠匿罪で46件（前年比-3件）及び犯罪収益等収受罪で44件（前年比+3件）の合計90件（前年比±0件）で全体の43.9%を占めている。

罪種別に暴力団構成員等が関与した割合を見てみると、犯罪収益等隠匿罪は33.1%であるのに対し、犯罪収益等収受罪は67.7%となっており、収受罪における暴力団構成員等が関与する割合が高くなっている。

暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリング事犯を前提犯罪別に見ると、振り込め詐欺等の詐欺が24件、ヤミ金融事犯が17件、売春防止法等違反が15件、賭博場開張等図利・常習賭博が10件、窃盗が9件、わいせつ物頒布等が8件、盗品等有償譲受け及び薬事法違反がそれぞれ3件、商標法違反が1件となっており、暴力団構成員等が多様な犯罪に関与し、マネー・ローンダリング事犯を敢行している実態がうかがえる。

（注）暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

（1）暴力団構成員等による詐欺に係るマネー・ローンダリング事犯の例

平成22年中の振り込め詐欺等の詐欺に係るマネー・ローンダリング事犯で検挙されたもののうち、暴力団構成員等が関与していたものは、46.2%であった。

詐欺を敢行する暴力団構成員等は、交際女性を様々な理由で騙して金銭を他人名義口座へ振込入金させる（事例6）ほか、有料ウェブサイトの利用料金の支払いを請求するなどと虚偽の事実を申し向ける手口で相手を騙して金銭を他人名義口座に振込入金させるなど、巧妙に犯罪収益等を隠匿している。

【事例6】（交際女性からの借用名下詐欺事件に係る犯罪収益等隠匿）

六代目山口組傘下組織幹部の男は、携帯電話のゲームサイトで知り合い交際していた女性に対し、様々な理由で金銭の借用を申込み、これを信じた同女性から、同男が管理する他人名義の口座に合計200万円を振り込ませて騙し取っていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

（4月 警視庁）

（2）暴力団構成員等によるヤミ金融事犯に係るマネー・ローンダリング事犯の例

平成22年中のヤミ金融事犯に係るマネー・ローンダリング事犯で検挙されたもののうち、暴力団構成員等が関与していたものは、37.0%であった。

ヤミ金融を営む暴力団構成員等は、回収した返済金を事情を知らない内妻に預けて保管する（事例7）ほか、返済金を受領するに当たり借受人から暴力団構成員等が管理する他人名義口座に振込入金させるなどして、巧妙に犯罪収益等を隠匿している。

【事例7】（貸金業法違反（無登録）・出資法違反（高金利）事件に係る犯罪収益等隠匿）

六代目山口組傘下組織構成員の男は、いわゆるヤミ金融を営み違法な高金利で金銭の貸付けを行った上、借受人から自己名義の口座に利息等を振り込ませるなどして返済を受けていたが、その返済金の一部である合計400万円を隠匿しようと企て、情報を知らない内妻を利用して同女名義の口座に入金・保管させていたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。（6月 和歌山）

(3) 暴力団構成員等が関与した犯罪収益等の収受方法の例

平成22年中の暴力団構成員等による犯罪収益等収受罪については、売春防止法違反等が15件、詐欺が14件、賭博場開張等図利・常習賭博が8件、窃盗が3件、盗品等有償譲受けが2件、ヤミ金融事犯及びわいせつ物領布等がそれぞれ1件となっている。

犯罪収益等の収受の形態としては、縛張内で売春を営む風俗店からのみかじめ料名下の収受（事例8）、違法わいせつDVD販売業者からの借金返済名下の収受、詐欺により得た他人名義の通帳やキャッシュカードを買い取ることによる収受等にみられるように、暴力団構成員等は、みかじめ料等の様々な名目で金銭を徴収するなどして、犯罪収益等を収受している。

【事例8】（売春防止法違反事件に係るみかじめ料名下の犯罪収益等収受）

六代目山口組傘下組織幹部の男は、違法に売春行為を行っていた無店舗型性風俗特殊営業（デリバリー・ヘルス）の経営者から、売春により得た収益の一部であることを知りながら、みかじめ料名下で合計約120万円を自己名義の口座に振り込ませることにより収受していたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で検挙した。また、住吉会傘下組織幹部の男も、同経営者から、同様に、売春により得た収益の一部であることを知りながら、みかじめ料名下で合計約130万円を現金で収受していたことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で検挙した。

（6月 茨城）

4 来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯

平成22年中に組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯で検挙されたもののうち、来日外国人によるものは11件（前年比±0件）で、全体の5.4%を占めている。

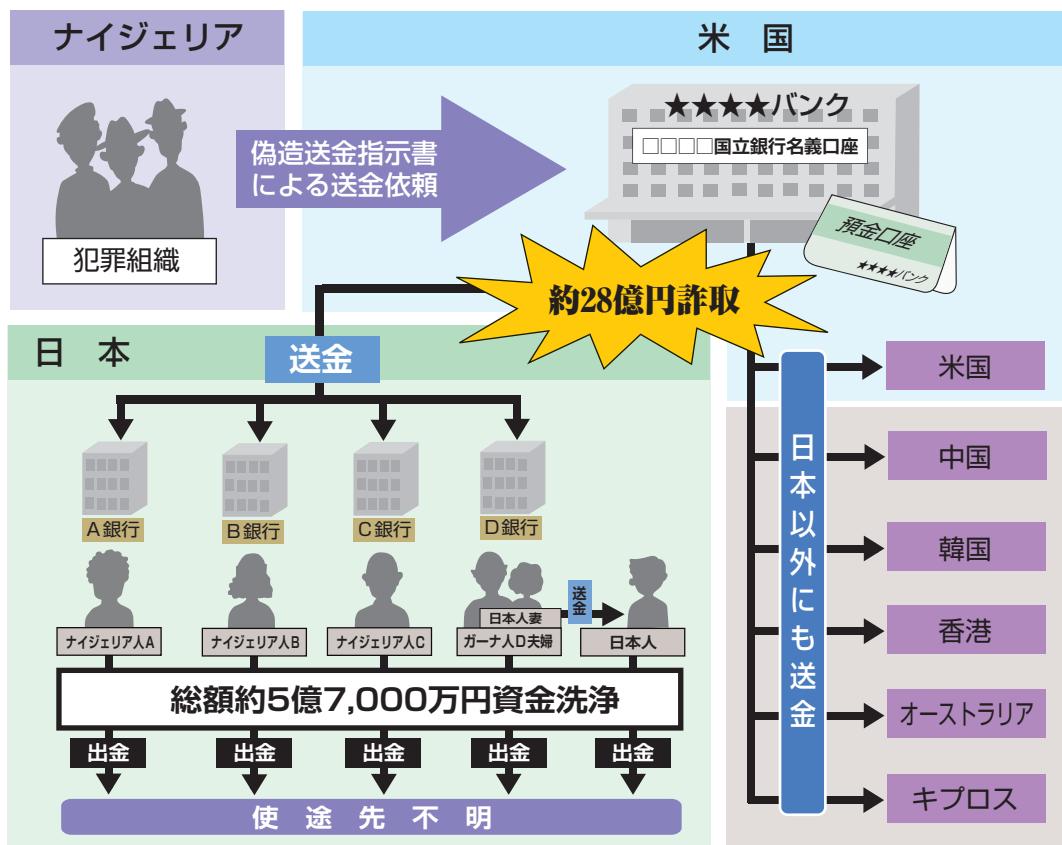
その内訳は、犯罪収益等隠匿罪で7件（前年比-3件）、犯罪収益等収受罪で4件（前年比+3件）であった。来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯を前提犯罪別に見ると、盗品等有償譲受けが4件、詐欺が2件、窃盗、強盗、ヤミ金融事犯、薬事法違反及び商標法違反がそれぞれ1件となっている。

9月に、警視庁、埼玉県警察及び宮城県警察が検挙した事件は、日本に居住するナイジェリア人らが、日本国内の銀行に開設した複数の口座に米国から送金されてきた犯罪収益等を、正当な貿易取引により得た収益であると装うなどして隠匿していた事件（事例9）であるが、この犯罪組織は、日本のほかにも複数の国に宛てて犯罪収益等を送金することで、グローバルかつ巧妙にマネー・ローンダリングを行っていた。

【事例9】（ナイジェリア人による国際的な多額詐欺事件に係る犯罪収益等隠匿）

日本国内に居住するナイジェリア人、ガーナ人及び日本人の男女らは、外国人犯罪組織が米国内の銀行に対し、某国国立銀行総裁名の偽造の送金指示書を利用して、同国立銀行名義口座から日本を始めとする複数の国の銀行口座に合計約28億円の資金を送金させる旨指示することにより送金された資金の一部である約5億7,000万円について、同男らが代表者等となる会社名義で開設された日本国内の複数の口座に入金があった際、銀行担当者に対し貿易取引による代金等と虚偽の説明をしてほぼ全額を出金した。その後、本件詐欺事件を知った銀行担当者から返金要求があった際も、契約が取り消され既に取引先に返金して回収不能である旨の虚偽の説明を行うなどして、これらの資金が正当な事業収益であるように装ったことから、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

（9月 警視庁・埼玉・宮城）



第2項 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙状況

平成22年中の麻薬特例法が定めるマネー・ローンダリング事犯の検挙状況については、薬物犯罪収益等(注)隠匿罪8件(前年比+3件)、薬物犯罪収益等収受罪1件(前年比-4件)を検挙し、12年以降の検挙件数は累計で73件となった。

(注) 薬物犯罪収益等とは、薬物犯罪収益、薬物犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。

表6-2 【麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数】

区分	年	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
薬物犯罪収益等隠匿(6条)		3 (0)	0 (0)	8 (2)	5 (3)	3 (2)	5 (3)	5 (4)	10 (4)	5 (1)	8 (4)
薬物犯罪収益等収受(7条)		0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	5 (2)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	1 (1)
合計		3 (0)	0 (0)	10 (4)	5 (3)	5 (4)	10 (5)	7 (5)	12 (5)	10 (4)	9 (5)

注1：警察庁把握分である。

2：括弧内は暴力団構成員等によるものを示す。

【事例10】（指定暴力団による覚醒剤の密売事件に係る薬物犯罪収益等隠匿）

六代目合田一家（当時）傘下組織構成員の男らが、中国地方を中心に宅配便を利用して広域的に覚醒剤の密売を敢行していたことから、覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡等）で検挙した。さらに、その後の捜査によって、覚醒剤卸元首謀者である住吉会傘下組織幹部の男を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡等）で検挙したが、同男は、自ら管理する他人名義の口座に覚醒剤代金として合計約5,000万円を中間密売人に振り込ませていたことから、麻薬特例法違反（薬物犯罪収益等隠匿）でも検挙した。

（1月 岡山、広島、山口）

第2節 犯罪による収益の剥奪

犯罪による収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するため、これを剥奪することが重要である。犯罪による収益の没収・追徴は、裁判所の判決により言い渡されるが、没収・追徴の判決が言い渡される前に、犯罪による収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、警察は、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用して没収の実効性を確保している。

第1項 組織的犯罪処罰法による没収・追徴

1 没収・追徴規定の適用

第一審裁判所において行われる通常の公判手続（通常第一審）における組織的犯罪処罰法の没収・追徴規定の適用状況は表6-3のとおりである。

表6-3 【組織的犯罪処罰法の没収・追徴規定の通常第一審における適用状況】

年次	没収		追徴		総数	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
17年	18	69,958	54	585,698	72	655,657
18年	27	150,406	75	1,869,842	102	2,020,248
19年	29	104,020	67	603,680	96	707,700
20年	40	335,721	79	560,791	119	896,512
21年	98	105,774	129	4,980,485	227	5,086,259

注1：「犯罪白書」による。

2：金額の単位は、千円（千円未満切り捨て）である。

3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。

2 起訴前の犯罪収益等の没収保全状況

平成22年中の組織的犯罪処罰法第23条の規定による起訴前の没収保全命令は、70件（前年比+16件）で、同法施行以降の累計命令件数は、229件となった。

これを前提犯罪ごとに見ると、賭博場開張等図利・常習賭博等が15件、ヤミ金融事犯が12件、わいせつ物頒布等が10件、売春防止法違反が9件、詐欺が6件、廃棄物処理法違反が5件、窃盗、商標法違反及び著作権法違反がそれぞれ3件、強盗、文書偽造、労働者派遣法違反及び薬事法違反がそれぞれ1件であった。19

年以降、命令件数は年を追うごとに大幅に増加しているが、この一因として、18年12月1日の改正組織的犯罪処罰法の施行により、これまで没収・追徴ができなかった詐欺、ヤミ金融事犯、窃盗、盗品等有償譲受け等の罪に係る犯罪被害財産についても没収・追徴が可能となり、同法第13条第3項（犯罪被害財産の没収）の規定が適用されてきたことがある。組織的犯罪処罰法が規定する起訴前の没収保全手続は、犯罪者から犯罪収益等を剥奪するために司法警察員に与えられている重要な手法であり、今後も同手続を活用して、検察庁との連携を図りながら犯罪組織による犯罪収益等の利用を阻止していくことが求められている。

また、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給等に関する法律」に基づいて行われる検察官による犯罪被害財産の被害者への回復に貢献していくために引き続き、犯罪被害財産に対する起訴前没収保全命令の請求を積極的に行い、没収の裁判の執行を確実なものにすることが求められている。

発出された起訴前の没収保全命令としては、賭博によって得た現金及びその一部を使用して購入した高級乗用車に対する起訴前の没収保全命令（事例11）、自宅から離れた竹藪に隠していた盗んだ現金に対する起訴前の没収保全命令（事例12）、暴力団事務所に使用する目的で騙し取った土地・建物に対する起訴前の没収保全命令（事例13）等がある。

【事例11】（パチスロ機使用の常習賭博事件に係る犯罪収益等に対する起訴前の没収保全命令）

ゲーム店を経営していた男は、数十台のパチスロ機を店内に設置し、常習として賭博を行うことにより多額の犯罪収益を得ていたが、その一部を使用して高級乗用車を購入するとともに、現金で合計約650万円を保管していたことから、これら財産に対して起訴前の没収保全命令の発出を受けた。（2月 宮崎）

【事例12】（窃盗事件に係る犯罪収益に対する起訴前の没収保全命令）

無職の男は、他人の家から盗んだ現金の一部である合計2,500万円をタイツ等で包んだ上、自宅から約9キロメートル離れた竹藪内に草木で覆い隠すなどして保管していたことから、この現金に対して起訴前の没収保全命令の発出を受けた。（6月 千葉）

【事例13】（不動産詐欺事件に係る犯罪収益に対する起訴前の没収保全命令）

六代目山口組傘下組織幹部の男らは、「税金対策になる。」などと虚偽の事実を申し向け、男性から住宅（土地605.95m²・建物1棟）を騙し取り、暴力団事務所として使用していたことから、これら不動産に対して起訴前の没収保全命令の発出を受けた。（11月 福島）

表6-4 【組織的犯罪処罰法に係る起訴前の犯罪収益等の没収保全命令の件数及び金額】

H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1 (1)	5 (4)	7 (3)	7 (5)	8 (0)	9 (3)	21 (7)	44 (21)	54 (23)	70 (36)

注1：警察庁把握分である。

2：括弧内は暴力団構成員等によるものを示す。

年次	金銭債権等総額	その他
H13	768,500円	
H14	4,304,999円	
H15	12,809,068円	土地 6,600m ²
H16	12,079,511円	
H17	564,953,561円	
H18	52,680,512円	
H19	268,801,546円	
H20	314,239,728円	
H21	270,188,760円	外貨750USドル
H22	160,597,150円	土地605.95m ² 、建物1棟、普通乗用車2台、ネックレス1本

第2項 麻薬特例法による没収・追徴

1 没収・追徴規定の適用

第一審裁判所において行われる通常の公判手続（通常第一審）における麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は表6-5のとおりである。

表6-5 【麻薬特例法の没収・追徴規定の通常第一審における適用状況】

年次	没収		追徴		総数	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
17年	39	53,674	316	1,324,360	355	1,378,034
18年	62	79,264	373	1,740,761	435	1,820,025
19年	53	153,830	285	1,128,689	338	1,282,519
20年	61	93,695	362	1,391,545	423	1,485,240
21年	68	34,087	350	1,428,732	418	1,462,820

注1：「犯罪白書」による。

2：金額の単位は、千円（千円未満切り捨て）である。

3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。

4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

2 起訴前の薬物犯罪収益等の没収保全状況

平成22年中の麻薬特例法に係る起訴前の没収保全命令は13件（前年比+5件）発出された。12年以降の累計は69件となった。

表6-6 【麻薬特例法に係る起訴前の薬物犯罪収益等の没収保全命令の件数及び金額】

H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
4 (1)	7 (3)	8 (2)	5 (2)	8 (5)	3 (2)	4 (3)	7 (5)	8 (5)	13 (7)

注1：警察庁把握分である。

2：括弧内は暴力団構成員等によるものを示す。

年次	金銭債権等総額	その他
H13	7,856,074円	
H14	305,619,061円	
H15	47,839,109円	
H16	67,440,983円	
H17	92,619,024円	
H18	10,432,915円	
H19	45,032,829円	
H20	23,344,267円	
H21	29,215,674円	
H22	33,591,421円	トラベラーズチェック11,500USドル、 ネックレス1本、腕時計2個、普通乗用車1台

【事例14】（イラン人ら薬物密売グループによる覚醒剤等密売事件に係る薬物犯罪収益等に対する起訴前の没収保全命令）

イラン人ら薬物密売グループが、都内数か所を拠点として組織的に覚醒剤等の密売を敢行していたことから、同グループの主犯格のイラン人を覚せい剤取締法違反及び大麻取締法違反（いずれも営利目的譲渡）で検挙するとともに、同人が覚醒剤等の密売で得た現金合計約230万円を保管していたことから、この現金に対して起訴前の没収保全命令の発出を受けた。 (3月 警視庁)

犯罪による収益の移転防止に関する法律

(平成十九年法律第二十二号) (平成二十三年一月一日現在において施行されているもの)

(目的)

第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること（以下「犯罪による収益の移転防止」という。）が極めて重要であることにかんがみ、特定事業者による顧客等の本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第二条第四項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 銀行
- 二 信用金庫
- 三 信用金庫連合会
- 四 労働金庫
- 五 労働金庫連合会
- 六 信用協同組合
- 七 信用協同組合連合会
- 八 農業協同組合
- 九 農業協同組合連合会
- 十 漁業協同組合
- 十一 漁業協同組合連合会
- 十二 水産加工業協同組合
- 十三 水産加工業協同組合連合会
- 十四 農林中央金庫
- 十五 株式会社商工組合中央金庫
- 十五の二 株式会社日本政策投資銀行
- 十六 保険会社
- 十七 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等
- 十八 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者
- 十九 共済水産業協同組合連合会
- 二十 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者
- 二十一 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社
- 二十二 金融商品取引法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者
- 二十三 信託会社
- 二十四 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者
- 二十五 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業を営むものを含む。）
- 二十六 無尽会社
- 二十七 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者
- 二十八 貸金業法第二条第一項第五号に規定する者（うち政令で定める者）

- 二十八の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者
 二十九 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者
 三十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）
 三十一 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関
 三十一の二 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第二項に規定する電子債権記録機関
 三十二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
 三十三 本邦において両替業務（業として外国通貨（本邦通貨以外の通貨をいう。）又は旅行小切手の売買を行うことをいう。）を行う者
 三十四 顧客に対し、その指定する機械類その他の物品を購入してその賃貸（政令で定めるものに限る。）をする業務を行う者
 三十五 それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者（役務の提供の事業を営む者をいう。以下この号において同じ。）から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下「クレジットカード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下「利用者たる顧客」という。）に交付し又は付与し、当該利用者たる顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたときは、当該販売業者又は役務提供事業者に当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を直接に又は第三者を経由して交付するとともに、当該利用者たる顧客から、あらかじめ定められた時期までに当該代金若しくは当該対価の合計額の金銭を受領し、又はあらかじめ定められた時期ごとに当該合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭を受領する業務を行う者
 三十六 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であって、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業（第四条第一項において単に「宅地建物取引業」という。）を営むもの（第二十条第一項第十四号において「みなし宅地建物取引業者」という。）を含む。）
 三十七 金、白金その他の政令で定める貴金属若しくはダイヤモンドその他の政令で定める宝石又はこれらの製品（以下「貴金属等」という。）の売買を業として行う者
 三十八 顧客に対し、自己の居所若しくは事務所の所在地を当該顧客が郵便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物並びに大きさ及び重量が郵便物に類似する貨物を含む。以下同じ。）を受け取る場所として用い、又は自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該自己の居所若しくは事務所において当該顧客あての郵便物を受け取ってこれを当該顧客に引き渡し、又は当該顧客あての当該電話番号に係る電話（ファクシミリ装置による通信を含む。第二十条第一項第十一号において同じ。）を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者
 三十九 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）又は弁護士法人
 四十 司法書士又は司法書士法人
 四十一 行政書士又は行政書士法人
 四十二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人
 四十三 税理士又は税理士法人
 （国家公安委員会の責務等）

第三条 国家公安委員会は、特定事業者による本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が的確に行われるることを確保するため、特定事業者に対し犯罪による収益の移転に係る手口に関する情報の提供その他の援助を行うとともに、犯罪による収益の移転防止の重要性について国民の理解を深めるよう努めるものとする。

2 国家公安委員会は、特定事業者により届け出られた疑わしい取引に関する情報その他の犯罪による収益に関する情報が、刑事事件の捜査及び犯則事件の調査並びに犯罪による収益の移転防止に関する国際的な情報交換その他の協力に有効に活用されるよう、迅速かつ的確にその集約、整理及び分析を行うものとする。

3 国家公安委員会その他の関係行政機関及び地方公共団体の関係機関は、犯罪による収益の移転防止について相互に協力するものとする。

(本人確認義務等)

第四条 特定事業者（第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者（第八条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客（同項第三十五号に掲げる特定事業者にあっては、利用者たる顧客。以下同じ。）又はこれに準ずる者として政令で定める者（以下「顧客等」という。）との間で、次の表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（以下「特定取引」という。）を行うに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の主務省令で定める方法により、当該顧客等について、本人特定事項（当該顧客等が自然人である場合にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあっては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、当該顧客等が法人である場合にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。

特定事業者	特定業務	特定取引
第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。第二十六条第一項において同じ。）の締結、為替取引その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十四号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する物品の賃貸借契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十五号に掲げる者	同号に規定する業務	クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十六号に掲げる者	宅地建物取引業のうち、宅地（宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。以下この表において同じ。）若しくは建物（建物の一部を含む。以下この表において同じ。）の売買又はその代理若しくは媒介に係るもの	宅地又は建物の売買契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十七号に掲げる者	貴金属等の売買の業務	貴金属等の売買契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十八号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する役務の提供を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十号に掲げる者	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付隨し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続（政令で定めるものを除く。）についての代理又は代行（以下「特定受任行為の代理等」という。）に係るもの 一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続（会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。） 三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分（前二号に該当するものを除く。）	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十一号に掲げる者	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二、第一条の三若しくは第十三条の六に定める業務又はこれらに付隨し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十二号に掲げる者	公認会計士法第二条第二項若しくは第三十四条の五第一号に定める業務又はこれらに付隨し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十三号に掲げる者	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付隨し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

- 2 特定事業者は、顧客等の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で特定取引を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客等の本人確認に加え、当該特定取引の任に当たっている自然人（以下「代表者等」という。）についても、本人確認を行わなければならない。
- 3 顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合には、当該顧客等のために当該特定事業者との間で現に特定取引の任に当たっている自然人を顧客等とみなして、第一項の規定を適用する。
- 4 顧客等（前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。）及び代表者等は、特定事業者が本人確認を行う場合において、当該特定事業者に対して、顧客等又は代表者等の本人特定事項を偽ってはならない。

（特定事業者の免責）

第五条 特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引を行う際に本人確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該特定取引に係る義務の履行を拒むことができる。

（本人確認記録の作成義務等）

第六条 特定事業者は、本人確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、本人特定事項、本人確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録（以下「本人確認記録」という。）を作成しなければならない。

- 2 特定事業者は、本人確認記録を、特定取引に係る契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

（取引記録等の作成義務等）

第七条 特定事業者（次項に規定する特定事業者を除く。）は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

- 2 第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等を行った場合には、その価額が少額である財産の処分の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 3 特定事業者は、前二項に規定する記録（以下「取引記録等」という。）を、当該取引又は特定受任行為の代理等の行われた日から七年間保存しなければならない。

（弁護士等による本人確認等に相当する措置）

第八条 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人確認、本人確認記録の作成及び保存並びに取引記録等の作成及び保存に相当する措置については、第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

- 2 第五条の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う本人確認に相当する措置について準用する。
- 3 政府及び日本弁護士連合会は、犯罪による収益の移転防止に関し、相互に協力するものとする。

（疑わしい取引の届出等）

第九条 特定事業者（第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者を除く。）は、特定業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあり、又は顧客等が特定業務に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

- 2 特定事業者（その役員及び使用人を含む。）は、前項の規定による届出（以下「疑わしい取引の届出」という。）を行おうとすること又は行ったことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない。
- 3 行政庁（都道府県知事又は都道府県公安委員会に限る。）は、疑わしい取引の届出を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。
- 4 行政庁（都道府県知事及び都道府県公安委員会を除く。）又は前項の主務大臣（国家公安委員会を除く。）は、疑わしい取引の届出又は同項の通知を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

(外国為替取引に係る通知義務)

第十条 特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）は、顧客と本邦から外国（本邦の域外にある国又は地域をいい、政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。）へ向けた支払に係る為替取引（小切手の振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。）を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者（外国に所在して業として為替取引を行う者をいう。以下この条において同じ。）に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものをして行わなければならない。

- 2 特定事業者は、他の特定事業者から前項又はこの項の規定による通知を受けて本邦から外国へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項を通知して行わなければならない。
- 3 特定事業者は、外国所在為替取引業者からこの条の規定に相当する外国の法令の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払又は外国から他の外国へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項（主務省令で定める事項に限る。）を通知して行わなければならない。
- 4 特定事業者は、他の特定事業者から前項又はこの項の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払又は外国から他の外国へ向けた支払の再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項（主務省令で定める事項に限る。）を通知して行わなければならない。

(捜査機関等への情報提供等)

第十一條 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、第九条、この条及び次条に規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は収税官吏、税關職員、徵稅吏員若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号イ若しくは口若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは第十二条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

- 2 検察官等は、前項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査のため必要があると認めるときは、国家公安委員会に対し、疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることができる。

(外国の機関への情報提供)

第十二条 国家公安委員会は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、その職務（第九条、前条及びこの条に規定する国家公安委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める疑わしい取引に関する情報を提供することができる。

- 2 前項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供については、当該疑わしい取引に関する情報が前条第一項に規定する外国の機関の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（以下この条において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。
- 3 国家公安委員会は、外国からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した疑わしい取引に関する情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。
 - 一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。
 - 二 國際約束（第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供に関する國際約束をいう。第五項において同じ。）に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。
 - 三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。
- 4 国家公安委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

5 第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供が、疑わしい取引に関する情報を使用することができる外国の刑事事件の捜査等（政治犯罪についての捜査等以外の捜査等に限る。）の範囲を定めた国際約束に基づいて行われたときは、その範囲内における当該疑わしい取引に関する情報の使用については、第三項の同意があるものとみなす。

（報告）

第十三条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対しその業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第十四条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に特定事業者の営業所その他の施設に立ち入りさせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定は、特定事業者である日本銀行については、適用しない。

（指導等）

第十五条 行政庁は、この法律に定める特定事業者による措置の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（是正命令）

第十六条 行政庁は、特定事業者がその業務に関して第四条第一項から第三項まで、第六条、第七条、第九条第一項若しくは第二項又は第十条の規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（国家公安委員会の意見の陳述）

第十七条 国家公安委員会は、特定事業者がその業務に関して前条に規定する規定に違反していると認めるときは、行政庁（都道府県公安委員会を除く。以下この条において同じ。）に対し、当該特定事業者に対し前条の規定による命令を行うべき旨又は他の法令の規定により当該違反を理由として業務の停止その他の処分を行うことができる場合にあっては、当該特定事業者に対し当該処分を行うべき旨の意見を述べることができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要な限度において、特定事業者に対しその業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又は相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入りさせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。この場合においては、第十四条第二項から第四項までの規定を準用する。

4 国家公安委員会は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、行政庁（行政庁が都道府県知事である場合にあっては、主務大臣を経由して当該都道府県知事）にその旨を通知しなければならない。

5 前項の通知を受けた行政庁は、政令で定めるところにより、国家公安委員会に対し、第十四条第一項の規定による権限の行使と第三項の規定による都道府県警察の権限の行使との調整を図るため必要な協議を求めることができる。この場合において、国家公安委員会は、その求めに応じなければならない。

（主務省令への委任）

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

（経過措置）

第十九条 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（行政庁等）

第二十条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 第二条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十六号から第十八号まで、第二十号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号の二まで及び第四十二号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣
 - 二 第二条第二項第四号及び第五号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣及び厚生労働大臣
 - 三 第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十八条第一項に規定する行政庁
 - 四 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第十九号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十七条第一項に規定する行政庁
 - 五 第二条第二項第十四号に掲げる特定事業者 農林水産大臣及び内閣総理大臣
 - 六 第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十六条第二項に規定する主務大臣
 - 六の二 第二条第二項第十五号の二に掲げる特定事業者 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十九条第一項に規定する主務大臣
 - 七 第二条第二項第二十五号に掲げる特定事業者 不動産特定共同事業法第四十九条第一項に規定する主務大臣
 - 八 第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者 商品先物取引法第三百五十四条第一項に規定する主務大臣
 - 九 第二条第二項第三十号から第三十一号の二までに掲げる特定事業者（次号に掲げる者を除く。） 内閣総理大臣及び法務大臣
 - 十 第二条第二項第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者のうち国債を取り扱う者 内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣
 - 十一 第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者及び同項第三十八号に掲げる特定事業者のうち顧客あての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者 総務大臣
 - 十二 第二条第二項第三十三号及び第四十三号に掲げる特定事業者 財務大臣
 - 十三 第二条第二項第三十四号、第三十五号及び第三十七号に掲げる特定事業者並びに同項第三十八号に掲げる特定事業者のうち顧客あての郵便物を受け取ってこれを当該顧客に引き渡す役務を提供する業務を行う者 経済産業大臣
 - 十四 第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 宅地建物取引業法第三条第一項の免許をした国土交通大臣又は都道府県知事（みなし宅地建物取引業者である特定事業者にあっては、国土交通大臣）
 - 十五 第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 法務大臣
 - 十六 第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 都道府県知事
- 2 前項の規定にかかわらず、第十条第一項に規定する特定事業者（第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。）に係る第十条に定める事項に関する行政庁は、前項に定める行政庁及び財務大臣とする。
 - 3 第一項の規定にかかわらず、特定事業者のうち金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者が登録金融機関業務（同法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。第六項第二号において同じ。）を行う場合には、当該登録金融機関業務に係る事項に関する行政庁は、内閣総理大臣とする。
 - 4 第一項の規定にかかわらず、第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第三条第一項の許可を受けた者が同法第二条第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合には、当該業務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会とする。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。
 - 5 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
 - 6 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限（第九条、第十五条及び第十六条に関するものを除く。次項において「金融庁長官権限」という。）のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
 - 一 第二条第二項第二十号及び第二十二号に掲げる特定事業者による行為
 - 二 登録金融機関業務に係る行為
 - 7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限のうち、第二条第二項第二十一号、三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者による行為（前項各号に掲げる行為を除く。）に係るものを証券取引等監視委員会に委任することができる。

- 8 前二項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。
- 9 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務（この法律の規定により都道府県知事又は都道府県公安委員会の権限に属することとされている事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
- 10 前各項に規定するもののほか、第九条及び第十三条から第十七条までの規定による行政庁の権限の行使に関して必要な事項は、政令で定める。

（主務大臣等）

第二十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 次のイからホまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項（次号から第四号までに掲げる事項を除く。）に関して、それぞれ当該イからホまでに定める大臣
 - イ 口からホまでに掲げる特定事業者以外の特定事業者 前条第一項に定める行政庁である大臣
 - ロ 第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法第九十八条第二項に規定する主務大臣
 - ハ 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第十九号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第百二十七条第二項に規定する主務大臣
 - 二 第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 國土交通大臣
 - ホ 第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 総務大臣
 - 三 前条第二項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 前号イからハまでに定める大臣及び財務大臣
 - 四 前条第三項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 内閣総理大臣
 - 五 前条第四項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 国家公安委員会
- 2 この法律における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び國土交通大臣が共同で発する命令とする。

（事務の区分）

第二十二条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合
- 三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会
- 四 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合
- 五 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

（罰則）

第二十三条 第十六条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十三条若しくは第十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 二 第十四条第一項若しくは第十七条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十五条 本人特定事項を隠ぺいする目的で、第四条第四項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十二号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

- 2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。
- 3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十七条 他人になりすまして第二条第二項第二十八号の二に掲げる特定事業者（以下この条において「資金移動業者」という。）との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

- 2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。
- 3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二十三条 三億円以下の罰金刑
- 二 第二十四条 二億円以下の罰金刑
- 三 第二十五条 同条の罰金刑

（金融商品取引法の準用）

第二十九条 金融商品取引法第九章の規定は、第二十条第六項各号に掲げる行為に係る第二十五条及び前条第三号に規定する罪の事件について準用する。

附則　〔略〕

犯罪による収益の移転防止に関する法律案に対する附帯決議

(平成十九年三月二十三日 衆議院内閣委員会)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 警察の特定事業者に対する報告徴収・立入り検査については、本来の目的を超え、濫用されることがないようにすること。また、一般国民への不当な権利侵害がないよう留意すること。
さらに、警察の行政庁に対する意見陳述については、本来の目的を超え、濫用されることがないようにすること。
- 二 犯罪による収益の移転防止のための制度に係る今後の検討については、本法において士業等特定事業者が「疑わしい取引」の届出義務の対象外とされている趣旨に鑑み、これらの事業者が有する自治の原則または守秘義務の遵守等に十分に配慮すること。また検討状況の公開が逐次行われること。
- 三 「疑わしい取引」については、政令で定める事項を行政庁に届け出こととなっているが、これら判断の要件が明確でない場合、士業を除く特定事業者はその判断に窮し、正当な取引を含めて膨大な記録の保存・報告を余儀なくされるおそれがある。「疑わしい取引」の判断要件をできるかぎり明定するとともに、広く周知させること。また政省令等の規定に当たっては、特定事業者の意見を十分に取り入れること。
- 四 本人確認・取引記録の保存が特定事業者の業務等に負担とならないよう配慮すること。
- 五 法施行に当たっては、職務上の守秘義務を有するいわゆる士業等特定事業者に十分配慮した運用がなされること。
- 六 届出情報の整理・分析を国家公安委員会が行うにあたっては、外部に対する情報の漏洩等が発生しないよう特に留意すること。また内閣官房情報セキュリティセンターが平成十八年に実施した「府省庁の情報セキュリティ対策の実施状況に関する重点検査及び評価結果」における警察庁に対する評価結果に鑑み、情報セキュリティ対策の早急な改善と情報管理の徹底を図ること。

犯罪による収益の移転防止に関する法律案に対する附帯決議

(平成十九年三月二十九日 参議院内閣委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、犯罪による収益の移転防止及びテロ資金対策においては、国際的な連携を十分に図ること。また、金融活動作業部会（FATF）等におけるルール作りにおいては、我が国の国情を踏まえつつ、主体的な役割を果たすことができるよう体制を整えること。
- 二、本法による措置の実施に当たっては、国民及び特定事業者に過度な負担を負わせ、その結果、健全な経済活動を萎縮させることがないよう十分配慮すること。
- 三、本法により新たに疑わしい取引の届出を行うこととなる特定事業者に対し、疑わしい取引の判断要件をできる限り明確に示すこと。
- 四、本法において疑わしい取引の届出が義務付けられていない、いわゆる士業等特定事業者が、疑わしい取引と認識して自ら届出を行った場合については、免責を受けることを可能とする等、守秘義務との両立を図ることができるような措置を検討すること。
- 五、疑わしい取引の届出に係る情報の取扱いについては、特定事業者から届出を受ける行政庁はもとより、当該情報その他の犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析を行う国家公安委員会において、外部への漏洩等が発生しないよう、情報管理の徹底等に十分留意すること。
- 六、国家公安委員会が金融情報機関（FIU）としての機能を十分発揮できるよう、金融庁のノウハウを活用するほか、情報の集約、整理及び分析に当たる人材の育成等体制整備を図ること。
- 七、国家公安委員会による行政庁への意見陳述及び都道府県警察による特定事業者への立入検査等については、本来の目的を超えて濫用されることがないようにすること。また、一般国民への不当な権利侵害がないよう留意すること。
- 八、本法の施行状況等を勘案して行われる犯罪による収益の移転防止のための制度の検討に当たっては、士業等特定事業者が有する自治の原則又は守秘義務の遵守、並びにこれらの事業者が疑わしい取引の届出の対象とされていない趣旨等に十分配慮すること。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令

(平成二十年二月一日政令第二十号) (平成二十三年一月一日現在において施行されているもの)

(定義)

第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「本人特定事項」、「本人確認」、「特定受任行為の代理等」、「代表者等」、「本人確認記録」又は「疑わしい取引の届出」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第九条第二項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、本人特定事項、本人確認、特定受任行為の代理等、代表者等、本人確認記録又は疑わしい取引の届出をいう。

(法第二条第二項第二十八号に規定する政令で定める者)

第二条 法第二条第二項第二十八号に規定する政令で定める者は、貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。

(法第二条第二項第三十四号に規定する政令で定める賃貸)

第三条 法第二条第二項第三十四号に規定する政令で定める賃貸は、次の要件を満たす賃貸とする。

一 賃貸に係る契約が、当該賃貸の期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

二 賃貸を受ける者が当該賃貸に係る機械類その他の物品の使用からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物品の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

(貴金属等)

第四条 法第二条第二項第三十七号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。

2 法第二条第二項第三十七号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。

(顧客に準ずる者)

第五条 法第四条第一項に規定する顧客に準ずる者として政令で定める者は、信託の受益者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。）、同法第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約（以下単に「勤労者財産形成給付金契約」という。）、同法第六条の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約（以下単に「勤労者財産形成基金契約」という。）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六条第一項の規定により締結する同法第六十五条第一項各号に掲げる契約及び同法第六十六条第二項に規定する信託の契約（以下「資産管理運用契約等」という。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第二項に規定する資産管理契約（以下単に「資産管理契約」という。）その他主務省令で定める契約に係るものを除く。）とする。

(法第四条第一項に規定する政令で定める外国人)

第六条 法第四条第一項に規定する本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものは、本邦に在留する外国人であって、その所持する旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。）又は乗員手帳（出入国管理及び難民認定法第二条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）の記載によって当該外国人のその属する国における住居を確認することができないものとする。

(金融機関等の特定業務)

第七条 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

一 法第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号から第十九号までに掲げる特定事業者、同項第二十号に掲げる特定事業者（第七号に掲げる者を除く。）並びに同項第二十一号、第二十三号、第二十六号、第三十号及び第三十一号の二に掲げる特定事業者 当該特定事業者が行う業務

二 法第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第三号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）、同項第三号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第十号に掲げる事業（当該事業に附帯する事業を含む。）又は同条第六項若しくは第七項に規定する事業に係る業務

三 法第二条第二項第十号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第

三号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第四号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）、同項第四号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第十一号に掲げる事業（当該事業に附帯する事業を含む。）又は同条第三項から第五項までに規定する事業に係る業務

四 法第二条第二項第十一号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第四号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）若しくは同項第四号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）又は同条第四項から第六項までに規定する事業に係る業務

五 法第二条第二項第十二号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第二号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）、同項第二号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第六号の二に掲げる事業（当該事業に附帯する事業を含む。）又は同条第二項から第四項までに規定する事業に係る業務

六 法第二条第二項第十三号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第二号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）若しくは同項第二号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）又は同条第三項から第五項までに規定する事業に係る業務

七 法第二条第二項第二十号に掲げる特定事業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者を除く。）金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業又は同条第三項に規定する投資助言・代理業に係る業務

八 法第二条第二項第二十二号に掲げる特定事業者 金融商品取引法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務

九 法第二条第二項第二十四号に掲げる特定事業者 信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する業務

十 法第二条第二項第二十五号に掲げる特定事業者 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業に係る業務

十一 法第二条第二項第二十七号に掲げる特定事業者 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業に係る業務

十二 法第二条第二項第二十八号に掲げる特定事業者 貸金業法第二条第一項本文に規定する貸付けの業務

十三 法第二条第二項第二十八号の二に掲げる特定事業者 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業に係る業務

十四 法第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十二項に規定する商品先物取引業に係る業務

十五 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者 社債、株式等の振替に関する法律第四十五条第一項に規定する振替業

十六 法第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）第十三条第一項各号に掲げる業務又は同法附則第二条第一項各号に掲げる業務

十七 法第二条第二項第三十三号に掲げる特定事業者 同号に規定する両替業務

（金融機関等の特定取引）

第八条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（第一号イからウまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあっては、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。）とする。

一 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ 預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結

ロ 定期積金等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する定期積金等をいう。）の受入れを内容とする契約の締結

ハ 信託（受益権が金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第十二号から第十四号までに掲げる受益証券に表示される権利を除く。）又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）である信託及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定す

る信託契約に係る信託を除く。以下この条において同じ。) に係る契約の締結

- ニ 信託行為、信託法第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者との間の法律関係の成立（リに規定する行為に係るもの）を除く。)
- ホ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約の締結
- ヘ 農業協同組合法第十条第一項第十号又は水産業協同組合法第十二条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号に規定する共済に係る契約（以下「共済に係る契約」という。）の締結
- ト 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約若しくは郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（チにおいて「保険契約」という。）又は共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払（勤労者財産形成貯蓄契約等、勤労者財産形成給付金契約、勤労者財産形成基金契約、資産管理運用契約等及び資産管理契約に基づくものを除く。）
- チ 保険契約又は共済に係る契約の契約者の変更
- リ 金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで若しくは第十号に掲げる行為又は同項第七号から第九号までに掲げる行為により顧客等に有価証券（同条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下同じ。）を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結
- ヌ 金融商品取引法第二十八条第三項各号又は第四項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結（当該契約により金銭の預託を受けない場合を除く。）
- ル 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理を行うことを内容とする契約の締結
- ヲ 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る契約の締結
- ワ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約の締結又はその代理若しくは媒介
- カ 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を内容とする契約の締結
- ヨ 商品先物取引法第二条第二十二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結
- タ 現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。）、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。以下タにおいて同じ。）又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）の本券若しくは利札の受払いをする取引であって、当該取引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあっては、十万円）を超えるもの
- レ 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八条の二に掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がソに規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻しであって、当該払戻しの金額が十万円を超えるもの
- ソ イに掲げる取引を行うことなく為替取引又は自己宛小切手（小切手法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいう。）の振出しを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結
- ツ 貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結
- ネ 社債、株式等の振替に関する法律第十二条第一項又は第四十四条第一項の規定による社債等の振替を行うための口座の開設を行うことを内容とする契約の締結
- ナ 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第七条第一項の規定による電子記録を行うことを内容とする契約の締結
- ラ 保護預りを行うことを内容とする契約の締結
- ム 二百万円を超える本邦通貨と外国通貨の両替又は二百万円を超える旅行小切手の販売若しくは買取り
- ウ 外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。）の業務の代理又は媒介として行うイ、ロ、カ若しくはソに掲げる取引（ソに掲げる取引にあっては、為替取引に係るものに限る。）又はイ、ロ、カ若しくはソに規定する契約（ソに規定する契約にあっては、為替取引に係るものに限る。）に基づく取引

- ヰ イからハまで、チからヨまで又はソからラまでに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの
- 二 法第四条第一項の表第二条第二項第三十四号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引
 イ 法第四条第一項の表第二条第二項第三十四号に掲げる者の項に規定する賃貸借契約の締結
 ロ イに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの
- 三 法第四条第一項の表第二条第二項第三十五号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引
 イ 法第四条第一項の表第二条第二項第三十五号に掲げる者の項に規定する契約の締結
 ロ イに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの
- 四 法第四条第一項の表第二条第二項第三十六号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引
 イ 法第四条第一項の表第二条第二項第三十六号に掲げる者の項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介
 ロ イに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの
- 五 法第四条第一項の表第二条第二項第三十七号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引
 イ その代金の額が二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第三十七号に規定する貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結
 ロ イに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの
- 六 法第四条第一項の表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引
 イ 法第四条第一項の表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項に規定する契約の締結
 ロ イに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの
- 2 特定事業者が前項第一号ハ又はニに掲げる取引を行う場合において、信託の受益者が特定されていないとき若しくは存在しないとき、信託の受益者が受益の意思表示をしていないとき又は信託の受益者の受益権に停止条件若しくは期限が付されているときは、特定事業者が当該受益者の特定若しくは存在、当該受益の意思表示又は当該停止条件の成就若しくは当該期限の到来を知った時に当該受益者について同号ニに規定する法律関係が成立したものとみなして、同号ニの規定を適用する。
 （司法書士等の特定業務）
- 第九条 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 租税の納付
 二 罰金、科料、追徴に係る金銭又は保釈に係る保証金の納付
 三 過料の納付
 四 成年後見人、保険業法第二百四十二条第二項又は第四項の規定により選任される保険管理人その他法律の規定により人又は法人のために当該人又は法人の財産の管理又は処分を行う者として裁判所又は主務官庁により選任される者がその職務として行う当該人又は法人の財産の管理又は処分
- 2 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。
- 一 株式会社 次のいずれかの事項
 イ 設立
 ロ 組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転
 ハ 定款の変更
 ニ 取締役若しくは執行役の選任又は代表取締役若しくは代表執行役の選定
 二 持分会社 次のいずれかの事項
 イ 設立
 ロ 組織変更、合併又は合同会社にあっては、会社分割
 ハ 定款の変更
 ニ 業務を執行する社員又は持分会社を代表する社員の選任
 3 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人
 - 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人
 - 三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社
 - 四 一般社団法人又は一般財団法人
 - 五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条に規定する組合契約によって成立する組合
 - 六 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合
 - 七 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合
 - 八 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合
 - 九 信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託
- 4 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。
- 一 前項第一号に掲げる法人 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 合併
 - ハ 規約の変更
 - ニ 執行役員の選任
 - 二 前項第二号に掲げる法人 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 合併
 - ハ 定款の変更
 - ニ 理事の選任
 - 三 前項第三号に掲げる法人 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 定款の変更
 - ハ 取締役の選任又は代表取締役の選定
 - 四 前項第四号に掲げる法人 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 合併
 - ハ 定款の変更
 - ニ 理事の選任又は代表理事の選定
- ホ 特例無限責任中間法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この号において「整備法」という。）第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人をいう。）にあっては、整備法第三十条の規定による名称の変更
- ヘ 特例民法法人（整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。）にあっては、整備法第四十四条又は第四十五条の規定による公益社団法人若しくは公益財団法人又は通常の一般社団法人若しくは一般財団法人への移行
- 五 前項第五号から第八号までに掲げる組合 組合契約の締結又は変更
- 六 前項第九号に掲げる信託 次のいずれかの事項
 - イ 信託行為
 - ロ 信託の変更、併合又は分割
 - ハ 受託者の変更
- （司法書士等の特定取引）
- 第十条 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項から第二条第二項第四十三号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。
- 一 特定受任行為の代理等（法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又

は处分に係る特定受任行為の代理等にあっては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。) を行うことを内容とする契約の締結(犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。)

二 特定受任行為の代理等を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

(本人確認済みの顧客等との取引等)

第十一条 第八条及び前条第一号に規定する「本人確認済みの顧客等との取引」とは、次に掲げる場合における顧客等(法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下この項(第二号、第四号及び第六号を除く。)及び次項において同じ。)との取引であって、当該特定事業者(第三号及び第四号に掲げる場合にあっては、これらの号に規定する他の特定事業者)が、主務省令で定めるところにより、当該顧客等が既に本人確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとったものをいう。

一 当該特定事業者が顧客等について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

二 当該特定事業者が次条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)に掲げるものと既に取引を行ったことがあり、その際に法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

三 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して第八条第一項第一号に定める取引(同号ヰに該当するものを除く。次号において同じ。)を行う場合において、当該他の特定事業者が顧客等について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

四 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して第八条第一項第一号に定める取引を行う場合において、当該他の特定事業者が次条各号に掲げるものと既に取引を行ったことがあり、その際に法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

五 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継する場合において、当該他の特定事業者が顧客等について既に本人確認を行っており、かつ、当該特定事業者に対して当該本人確認について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該本人確認記録を保存している場合

六 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継する場合において、当該他の特定事業者が次条各号に掲げるものと既に取引を行ったことがあり、その際に法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行っており、かつ、当該特定事業者に対して当該本人確認について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該本人確認記録を保存している場合

2 第八条第一項及び前条第二号に規定する「なりすまし等が疑われる取引」とは、次の各号のいずれかに該当する取引をいう。

一 取引の相手方が契約時本人確認(第八条第一項第一号ヰ、第二号口、第三号口、第四号口、第五号口及び第六号口並びに前条第二号に規定する契約の締結に際して行われた本人確認(当該契約の締結が前項の本人確認済みの顧客等との取引に該当する場合にあっては、既に行われた同項の本人確認)をいう。次号において同じ。)に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

二 契約時本人確認が行われた際に本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等又は代表者等との取引
(国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの)

第十二条 法第四条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国

二 地方公共団体

三 人格のない社団又は財団

四 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人

五 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人(前号、次号及び第八号に掲げるものを除く。)

六 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関

七 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結する勤労者

八 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者

九 前各号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定めるもの

（少額の取引等）

第十三条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 財産移転（財産に係る権利の移転及び財産の占有の移転をいう。以下この条において同じ。）を伴わない取引

二 その価額が一円以下の財産の財産移転に係る取引

三 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める取引

イ 法第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる特定事業者 二百万円以下の本邦通貨間の両替又は二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替若しくは二百万円以下の旅行小切手の販売若しくは買取り

ロ 法第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者 その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四 前三号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第一項に規定する記録を作成する必要がない取引として主務省令で定めるもの

2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は、次に掲げるものとする。

一 法第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの

二 前号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第二項に規定する記録を作成する必要がない特定受任行為の代理等として主務省令で定めるもの

（疑わしい取引の届出の方法等）

第十四条 疑わしい取引の届出をしようとする特定事業者は、文書その他主務省令で定める方法により、主務省令で定める様式に従って、疑わしい取引の届出をしなければならない。

2 法第九条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 疑わしい取引の届出を行う特定事業者の名称及び所在地

二 疑わしい取引の届出の対象となる取引（以下この条において「対象取引」という。）が発生した年月日及び場所

三 対象取引が発生した業務の内容

四 対象取引に係る財産の内容

五 対象取引に係る顧客等又は代表者等の氏名又は名称及び住所又は居所

六 疑わしい取引の届出を行う理由

七 その他主務省令で定める事項

（通知義務の対象とならない外国為替取引の方法）

第十五条 法第十条第一項に規定する政令で定める方法は、小切手又は手形の振出しその他これらに準ずるものとして主務省令で定める方法とする。

（協議の求めの方法）

第十六条 法第十七条第五項の規定による協議の求めは、文書又はファクシミリ装置による通信により行うものとする。

（方面公安委員会への権限の委任）

第十七条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。この場合において、法第九条第三項の規定による国家公安委員会への通知は、道公安委員会を経由して行うものとする。

（証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任等）

第十八条 法第二十条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）のうち、法第二条第二項第二十一号、第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者に対する法第十三条及び第十四条第一項に定めるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

2 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官

に報告しなければならない。

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十九条 法第二十条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「金融庁長官権限」という。）のうち法第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条に定めるもの（登録金融機関業務（法第二十条第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。）に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。）で、法第二条第二項第一号、第二号、第六号、第二十三号、第二十四号及び第二十八号の二に掲げる特定事業者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 金融庁長官権限のうち法第十三条及び第十四条第一項に定めるもの（登録金融機関業務に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査等権限」という。）で、銀行等の本店等以外の事務所、営業所その他の施設（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する財務局長及び福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。
- 3 前項の規定により銀行等の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該銀行等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

(労働金庫等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第二条第二項第四号及び第五号に掲げる特定事業者に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

- 2 金融庁長官は、前項の規定によりその権限を単独に行使したときは、速やかに、その結果を厚生労働大臣に通知するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定によりその権限を単独に行使したときは、速やかに、その結果を金融庁長官に通知するものとする。
- 4 法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。
- 5 法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十三条及び第十四条第一項に定める厚生労働大臣の権限に属する事務は、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者（以下この条において「都道府県労働金庫」という。）に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官又は厚生労働大臣が自らその権限を行使することを妨げない。
- 6 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十三条の規定により都道府県労働金庫から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十四条第一項の規定により都道府県労働金庫の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 7 法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、都道府県労働金庫に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。

(農業協同組合等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十一条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者（以下この条において「農業協同組合等」という。）並びに同項第十号から第十三号までに掲げる特定事業者（以下この条において「漁業協同組合等」という。）に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

- 2 農業協同組合等及び漁業協同組合等に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らそ

の権限を行使することを妨げない。

- 3 農業協同組合等に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める農林水産大臣の権限（地方農政局の管轄区域を越えない区域を地区とする農業協同組合等（以下この項において「地方農業協同組合」という。）に対するものに限る。）は、地方農業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。
- 4 農業協同組合等及び漁業協同組合等に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十三条及び第十四条第一項に定める農林水産大臣の権限に属する事務は、都道府県の区域を地区とする法第二条第二項第九号、第十一号又は第十三号に掲げる特定事業者（以下この条において「都道府県連合会」という。）に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官又は農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。
- 5 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十三条の規定により都道府県連合会から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第十四条第一項の規定により都道府県連合会の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。
- 6 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第十三条の規定により都道府県連合会から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第十四条第一項の規定により都道府県連合会の検査を行った場合には、その結果を関係都道府県知事に通知するものとする。

（農林中央金庫に係る取引に関する行政庁の権限行使）

第二十二条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二条第二項第十四号に掲げる特定事業者に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、第二十条第二項及び第三項の規定を準用する。

（株式会社商工組合中央金庫に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十二条の二 金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣は、法第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

- 2 前項に規定する行政庁は、同項の規定によりその権限を単独に行使したときは、速やかに、その結果を他の同項に規定する行政庁に通知するものとする。
- 3 法第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。
- 4 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で法第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所その他の施設に対するものについて準用する。

（株式会社日本政策投資銀行に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十二条の三 金融庁長官及び財務大臣は、法第二条第二項第十五号の二に掲げる特定事業者に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、第二十条第二項及び第三項の規定を準用する。

- 2 法第二条第二項第十五号の二に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。
- 3 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で法第二条第二項第十五号の二に掲げる特定事業者の本店以外の営業所その他の施設に対するものについて準用する。

（保険会社等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十三条 法第二条第二項第十六号及び第十七号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限並びに同項第十八号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査・是正命令等権限は、その本店又は主たる事務所若しくは保険業法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で法第二条第二項第十六号から第十八号までに掲げる特定事業者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設に対するものについて準用する。

(金融商品取引業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十四条 金融庁長官権限のうち法第十三条、第十五条及び第十六条に定めるもので、法第二条第二項第一号から第十七号まで、第二十六号及び第二十八号に掲げる特定事業者（金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者に限る。）並びに同項第二十号から第二十二号までに掲げる特定事業者（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）に対するものは、その本店又は主たる事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限行使することを妨げない。

2 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十三条に定めるもので金融商品取引業者等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設（以下この条において「支店等」という。）に対するものについて準用する。

3 金融庁長官権限のうち法第二十条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限及び第十八条第一項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限（法第二条第二項第二十一号に掲げる特定事業者に対するものに限る。）は、金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限行使することを妨げない。

4 前項に規定する証券取引等監視委員会の権限で金融商品取引業者等の支店等に対するものについては、同項に規定する財務局長及び福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。

5 前項の規定により金融商品取引業者等の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6 第三項の規定は、証券取引等監視委員会の指定する金融商品取引業者等に対する同項に規定する証券取引等監視委員会の権限については、適用しない。この場合における第四項の規定の適用については、同項中「同項に規定する財務局長及び福岡財務支局長」とあるのは、「証券取引等監視委員会」とする。

7 証券取引等監視委員会は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

(不動産特定共同事業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十五条 法第二条第二項第二十五号に掲げる特定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者」という。）に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限行使することを妨げない。

2 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で不動産特定共同事業者の主たる事務所以外の事務所に対するものについて準用する。

3 不動産特定共同事業者に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十三条及び第十四条第一項に定める国土交通大臣の権限に属する事務は、その都道府県の区域内において行われるものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官及び国土交通大臣が自らその権限行使することを妨げない。

4 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十三条の規定により不動産特定共同事業者から報告を徵し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十四条第一項の規定により不動産特定共同事業者の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び国土交通大臣に報告しなければならない。

5 不動産特定共同事業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、不動産特定共同事業法第三条第一項に規定する都道府県知事の許可を受けた者に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。

(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十六条 法第二条第二項第二十七号に掲げる特定事業者（以下この条において「貸金業者」という。）に対する金融庁長官検査・是正命令等権限は、その主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、

金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で貸金業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所に対するものについて準用する。
- 3 貸金業者に対する金融庁長官検査等権限に属する事務は、貸金業法第三条第一項に規定する都道府県知事の登録を受けた者（以下この条において「都道府県貸金業者」という。）に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。
- 4 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十三条の規定により都道府県貸金業者から報告を徵し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十四条第一項の規定により都道府県貸金業者の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官に報告しなければならない。
- 5 貸金業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、都道府県貸金業者に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。

（商品先物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十七条 法第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者（以下この条において「商品先物取引業者」という。）に対する法第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限は、その本店又は主たる事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 法第十三条及び第十四条第一項に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限で、商品先物取引業者の本店等以外の支店その他の営業所又は事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあっては、国内における従たる営業所又は事務所。以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行使することができる。
- 3 前項の規定により商品先物取引業者の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った地方農政局長及び経済産業局長は、当該商品先物取引業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（電子債権記録機関に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十七条の二 法第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者に対する金融庁長官権限のうち法第十三条及び第十四条第一項に定めるものは、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十三条及び第十四条第一項に定めるもので法第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者の本店以外の営業所に対するものについて準用する。

（両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十八条 法第二条第二項第三十三号に掲げる特定事業者（以下この条において「両替業者」という。）に対する法第十四条第一項に定める財務大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 前項に規定する財務大臣の権限で、両替業者の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、同項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。
- 3 前項の規定により両替業者の支店等に対して質問又は立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該両替業者の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して質問又は立入検査の必要を認めたときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、質問又は立入検査を行うことができる。
- 4 両替業者に対する法第十三条に定める財務大臣の権限については、前三項の規定により両替業者に関して財務局長及び福岡財務支局長に委任された質問又は立入検査の権限を行使するために必要な限度において、当該財務局長及び福岡財務支局長も行使することができる。

5 前各項の規定は、財務大臣の指定する両替業者に対する第一項、第二項及び前項に規定する財務大臣の権限については、適用しない。

6 財務大臣は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十九条 法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限で、宅地建物取引業者の支店、従たる事務所又は宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第一条の二第二号に掲げる事務所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、同項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も行使することができる。

3 宅地建物取引業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項に規定する国土交通大臣の免許を受けた者に関するものに限り、第一項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長が行うものとする。

(司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十条 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者に対する法第十三条、第十四条第一項及び第十五条に定める法務大臣の権限は、その事務所（司法書士法人にあっては、主たる事務所）の所在地を管轄する法務局及び地方法務局の長に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する法務大臣の権限で、法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者（司法書士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方法務局の長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方法務局の長も行使することができる。

3 前項の規定により法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告（以下この条及び次条において「検査・指導等」という。）を行った法務局又は地方法務局の長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

(税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十一条 法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者に対する法第十三条、第十四条第一項及び第十五条に定める財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により国税庁長官に委任された権限は、当該特定事業者の事務所（税理士法人にあっては、主たる事務所）の所在地を管轄する国税局長及び税務署長に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及び税務署長も行使することができる。

4 前項の規定により法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

(外国為替取引に係る通知義務に関する行政庁の権限委任等)

第三十二条 法第十条第一項に規定する特定事業者（以下この条において「外国為替取引業者」という。）に係る法第十条に定める事項に関する行政庁は、当該外国為替取引業者に対する法第十三条及び第十四条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する行政庁は、同項の規定によりその権限を単独に行使したときは、速やかに、その結果を当該外国為替取引業者について権限を有する他の行政庁に通知するものとする。

- 3 第一項に規定する行政庁たる財務大臣の権限のうち法第十四条第一項に定めるものは、外国為替取引業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。
- 4 前項に規定する財務大臣の権限で、外国為替取引業者の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、同項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。
- 5 前項の規定により外国為替取引業者の支店等に対して質問又は立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国為替取引業者の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して質問又は立入検査の必要を認めたときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、質問又は立入検査を行うことができる。
- 6 第一項に規定する行政庁たる財務大臣の権限のうち法第十三条に定めるものについては、前三項の規定により外国為替取引業者に関する財務局長及び福岡財務支局長に委任された質問又は立入検査の権限を行使するために必要な限度において、当該財務局長及び福岡財務支局長も行使することができる。
- 7 第三項から前項までの規定は、財務大臣の指定する外国為替取引業者に対する第三項、第四項及び前項に規定する財務大臣の権限については、適用しない。
- 8 第二十八条第六項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

（法定受託事務等）

- 第三十三条 第二十一条第五項から第七項まで、第二十二条第四項及び第五項、第二十五条第三項から第五項まで並びに第二十六条第三項から第五項までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
- 2 都道府県知事が前項に規定する事務を行うこととする場合においては、法中同項に規定する事務に係る行政庁に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

附則 [略]

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則

(平成二十年二月一日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

(平成二十三年一月一日現在において施行されているもの)

(令第三条第一号に規定する主務省令で定めるもの等)

第一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一号に規定する主務省令で定めるものは、賃貸に係る契約のうち解除することができない旨の定めがないものであって、賃借人が、当該契約に基づく期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る賃貸料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

2 機械類その他の物品の賃貸につき、その賃貸の期間（当該物品の賃貸に係る契約の解除をすることのできないものとされている期間に限る。）において賃貸を受ける者から支払を受ける賃貸料の額の合計額がその物品の取得のために通常要する価額のおおむね百分の九十に相当する額を超える場合には、当該物品の賃貸は、令第三条第二号の物品の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであることに該当するものとする。

（信託の受益者から除かれる者に係る契約）

第二条 令第五条に規定する主務省令で定める契約は、次に掲げるものとする。

一 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約（以下「適格退職年金契約」という。）

二 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第三条又は第五条に規定する措置として行われる信託契約

三 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等の給付に充てるため有価証券及び金銭の管理処分を行うことを目的とする信託契約

四 被用者（法人の役員を含む。以下同じ。）の給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）から控除される金銭を信託金とする信託契約

五 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託に係る信託契約

六 厚生年金基金が締結する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十条の二第一項及び第二項（同法第百三十六条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第百三十六条の三第一項第一号及び第五号へに規定する信託の契約、企業年金連合会が締結する同法第百五十九条の二第一項及び第二項、同法第百六十四条第三項において準用する同法第百三十六条の三第一項第一号及び第五号へ、同法第百六十四条第三項において準用する同法第百三十六条の三第二項において準用する同法第百三十条の二第二項並びに確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一条の七において準用する同法第六十六条第一項の規定による同法第六十五条第一項第一号及び同法第九十一条の七において準用する同法第六十六条第二項に規定する信託の契約、国民年金基金が締結する国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百二十八条第三項並びに国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第三十条第一項第一号及び第五号へ並びに第二項に規定する信託の契約、国民年金基金連合会が締結する国民年金法第百三十七条の十五第四項並びに国民年金基金令第五十一条第一項において準用する同令第三十条第一項第一号及び第五号へ並びに第二項に規定する信託の契約並びに年金積立金管理運用独立行政法人が締結する年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第三号に規定する信託の契約

（本人確認方法）

第三条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客等（同項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人（以下「みなしが顧客等」という。）を含む。以下同じ。）又は代表者等（同条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。）又は代表者等 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類（次条に規定する書類をいう。以下同じ。）のうち同条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号口及びトに掲げるものを除く。）の提示（当該顧客等の同条第一号ヘに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。口において同じ。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法

ロ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類のうち次条第一号ロ、ヘ又はトに掲げるものの提示（同号ヘに掲げる書類の提示にあっては、当該顧客等の当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客等又は代表者等の住居にあてて、預金通帳その他の当該顧客等又は代表者等との取引に係る文書（以

下「取引関係文書」という。)を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの(以下「書留郵便等」という。)により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの(以下「転送不要郵便物等」という。)として送付する方法

ハ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けて当該本人確認書類又はその写し(特定事業者(法第二条第二項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。)が作成した写しを含む。)を第九条の規定により本人確認記録(法第六条第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。)に添付するとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等又は代表者等の住居にあてて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ニ その取扱いにおいて名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの(特定事業者に代わって住居を確認し、本人確認書類の提示を受け、並びに第十条第一項第一号、第三号(括弧書を除く。)及び第九号に掲げる事項を特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。)により、当該顧客等又は代表者等に対して、取引関係文書を送付する方法

ホ 当該顧客等又は代表者等から、電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号。以下この項において「電子署名法」という。)第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(当該顧客等又は代表者等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引(法第四条第一項に規定する特定取引をいう。以下同じ。)に関する情報の送信を受ける方法

ヘ 当該顧客等又は代表者等から、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。)第三条第六項の規定に基づき都道府県知事が発行した電子証明書(以下この号において「公的電子証明書」という。)及び当該公的電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引に関する情報の送信を当該公的電子証明書により確認される同項に規定する電子署名が行われた特定認証業務(電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この号において同じ。)の利用の申込みに関する情報の送信と同時に受ける方法(特定事業者が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。この場合において、当該特定事業者が同条第一項に規定する行政機関等であるときは、当該申込みに関する情報については送信を受けることを要しない。)

ト 当該顧客等又は代表者等から、公的個人認証法第十七条第一項に規定する総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務の用に供する電子証明書(当該顧客等又は代表者等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限り、当該顧客等又は代表者等に係る公的個人認証法第三条第三項に規定する利用者確認が、当該顧客等又は代表者等から、公的電子証明書及びへに規定する申込みに関する情報の送信を受ける方法又は電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省、法務省、経済産業省令第二号)第五条第一項各号に規定する方法により行われて発行されるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引に関する情報の送信を受ける方法

チ 令第八条第一項第一号ハからヨまで及びソに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、特定の預金又は貯金口座における口座振替の方法により決済されるものにあっては、当該口座が開設されている他の特定事業者が当該預金又は貯金口座に係る同項第一号イに掲げる取引を行う際に当該顧客等又は代表者等の本人確認(法第四条第一項に規定する本人確認をいう。以下同じ。)を行い、かつ、当該本人確認に係る本人確認記録を保存していることを確認する方法(この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。)

リ 令第八条第一項第一号ハからヨまで及びソに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、法第二条第二項第三十五号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるものにあっては、当該クレジットカード等を交付し、又は付与した他の特定事業者が当該クレジットカード等に係る令第八条第一項第三号イに掲げる取引を行う際に当該顧客等又は代表者等の本人確認(チに規定する方法によるものを除く。)を行い、かつ、当該本人確認に係る本人確認記録を保存していることを確認する方法(この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。)

二 法第四条第一項に規定する外国人である顧客等(第五条第一項第一号に掲げる特定取引に係る者に限る。)当該顧客等

から旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。）であって、第五条第一項第一号に定める事項の記載があるものの提示を受ける方法

三 法人である顧客等 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち次条第二号又は第四号に定めるものの提示を受ける方法

ロ 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち次条第二号若しくは第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けて当該本人確認書類又はその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第九条の規定により本人確認記録に添付するとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店、主たる事務所、支店（会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十三条第三項の規定により支店とみなされるものを含む。）又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居（以下「本店等」という。）にあてて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 当該法人の代表者等から、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引に関する情報の送信を受ける方法

ニ 第一号チ又はリに掲げる方法

2 特定事業者は、顧客等又は代表者等について、前項第一号イからハまで又は第三号イ若しくはロに掲げる方法により本人確認を行う場合において、当該顧客等若しくは代表者等から提示若しくは送付を受けた本人確認書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等若しくは代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地が現在のものでないとき又は当該顧客等若しくは代表者等から提示若しくは送付を受けた旅券等若しくはその写しに当該顧客等若しくは代表者等の住居の記載がないときは、当該顧客等又は代表者等から、次に掲げる書類（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれかの提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けて当該書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第九条の規定により本人確認記録に添付することにより、当該顧客等又は代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。

一 本人確認書類

二 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書（前号に掲げるものを除く。）

三 所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料の領収証書（第一号に掲げるものを除く。）

四 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書（第一号に掲げるものを除く。）

五 顧客等又は代表者等が自然人である場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客等又は代表者等の氏名及び住居の記載のあるもの

六 第一号に掲げるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、同号に掲げるものに準ずるもの（当該顧客等又は代表者等が自然人の場合にあってはその氏名及び住居、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）

3 特定事業者は、法人である顧客等について、第一項第三号ロに掲げる方法により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店等に代えて、前項各号に掲げる書類（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれかの提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けて当該書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第九条の規定により本人確認記録に添付するとともに、当該書類又はその写しの記載により当該顧客等の営業所であると認められる場所にあてて取引関係文書を送付することができる。

4 特定事業者は、みなし顧客等について、第一項第一号ロからニまでに掲げる方法により本人確認を行う場合において、当該みなし顧客等の住居に代えて、第二項各号に掲げる書類（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれかの提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けて当該書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第九条の規定により本人確認記録に添付するとともに、当該書類又はその写しの記載により国等（法第四条第三項に規定する政令で定めるものであって、令第十二条第三号若しくは第七号又は第八条第六号から第十号までに掲げるもの以外のものをいう。以下同じ。）の本店等若しくは営

- 業所又は当該みなし顧客等の所属する官公署であると認められる場所にあてて取引関係文書を送付することができる。
- 5 特定事業者は、第一項第一号口若しくはハ又は第三号口に掲げる方法により本人確認を行う場合において、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することに代えて、次に掲げるいずれかの方法によることができる。
- 一 当該特定事業者の役職員が本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等又は代表者等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等又は代表者等に取引関係文書を交付すること。
- 二 当該特定事業者の役職員が、第二項各号に掲げる書類（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれかの提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けて当該書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第九条の規定により本人確認記録に添付するとともに、当該書類又はその写しの記載により当該顧客等の本店等若しくは営業所又は当該みなし顧客等の所属する官公署であると認められる場所に赴いて当該顧客等又は代表者等に取引関係文書を交付すること。
- 6 前各項の規定にかかわらず、令第十一条第一項各号の規定中「本人確認」を「特定取引以外の取引（法第四条第一項に規定する特定業務以外の業務に係るものを含む。）に際して行った本人確認に相当する確認」と、「本人確認記録」を「本人確認記録に相当する記録」と読み替えた場合における当該顧客等との取引については、第七条第一項に定める方法により既に本人確認に相当する確認を行っていることを確認するとともに本人確認記録に相当する記録を本人確認記録として保存する方法により本人確認を行うことができる。ただし、取引の相手方が本人確認に相当する確認に係る顧客等になりすましている疑いがある場合における当該取引又は本人確認に相当する確認が行われた際に本人特定事項（法第四条第一項に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。）を偽っていた疑いがある顧客等との取引に該当する取引については、この限りでない。
- （本人確認書類）
- 第四条 前条第一項に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号ハからホまでに掲げる本人確認書類及び第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ヘ及びト、第二号口に掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。
- 一 自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。）次に掲げる書類のいずれか
- イ 特定取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
- ロ 印鑑登録証明書（イに掲げるものを除く。）、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）
- ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）
- ニ 国民年金法第十三条第一項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）
- ホ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は旅券等
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真をはり付けたもの
- ト イからヘまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの
- 二 法人（第四号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）次に掲げる書類のいずれか
- イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書（当該法人の名称及

び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。)

- ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

三 前条第一項第二号に掲げる者 旅券等

四 外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第一項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第三条第一項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）を除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人 第一号又は第二号に定めるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの（自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載のあるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）

（本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等）

第五条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる特定取引の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 令第八条第一項第一号タ若しくはムに掲げる取引又は同項第五号に定める取引（当該貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合におけるものに限る。） 国籍及び旅券等の番号
- 二 前号に掲げる取引以外の取引 住居
- 2 前項第一号に掲げる取引を行う場合において、出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間（以下「在留期間等」という。）が九十日を超えないと認められるときは、法第四条第一項の本邦内に住居を有しないことに該当するものとする。

（本人確認の対象から除かれる取引）

第六条 令第八条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 令第八条第一項第一号ハ又はニに掲げる取引のうち、次に掲げるもの
 - イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十三条の二第二項の規定による信託に係る契約の締結又は同項の規定による信託に係る信託行為若しくは信託法（平成十八年法律第百八号）第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立
 - ロ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百四十三条の二第一項に規定する顧客区分管理信託に係る契約の締結又は同項に規定する顧客区分管理信託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立
 - ハ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約の締結又は同項に規定する発行保証金信託契約若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該発行保証金信託契約に係る信託の受益者との間の法律関係の成立
 - ニ 資金決済に関する法律第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約の締結又は同項に規定する履行保証金信託契約若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該履行保証金信託契約に係る信託の受益者との間の法律関係の成立
- 二 令第八条第一項第一号ホ、ヘ又はチに掲げる取引のうち、保険契約（同号トに規定する保険契約をいう。以下同じ。）又は共済に係る契約（同号ヘに規定する共済に係る契約をいう。以下同じ。）（次に掲げるものに限る。）に係るもの
 - イ 年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。以下同じ。）、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金を支払う旨の定め（以下「満期保険金等の定め」という。）がないもの（期間の限定がなく、人の死亡を事由として支払が行われるものであって、かつ、保険料又は共済掛金を一時に払い込むことを内容とするものを除く。）
 - ロ 満期保険金等の定めがあるもののうち、当該保険契約又は共済に係る契約に基づき払い込まれる保険料（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十三条第一項第四号（同令第百六十条において準用する場合を含む。）に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を含む。）又は共済掛金（既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を含む。）の総額の百分の八十に相当する金額が年金、満期保険金、満期返戻金及び満期共済金の金額の合計を超えるもの（同令第七十四条第一号イ及び第三号に掲

げる保険契約（同令第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）、同令第百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約並びに特別の勘定に属するものとして経理される財産の価額により共済金その他の給付金の金額が変動する共済に係る契約その他これに準ずる共済に係る契約を除く。）

三 令第八条第一項第一号トに掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ 前号イ又はロに掲げるもの

ロ 適格退職年金契約、団体扱い保険（保険契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を保険料とするものをいう。以下同じ。）若しくは保険業法施行規則第八十三条第一号イからホまで若しくは同号リからヲまでに掲げる保険契約又はこれらに相当する共済に係る契約

四 令第八条第一項第一号リに掲げる取引のうち、金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場若しくは同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに準ずる有価証券の売買若しくは同法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引を行う外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場において、当該市場における取引に参加できる資格に基づき、当該市場の取引に参加して行うもの

五 令第八条第一項第一号リ又はルに掲げる取引のうち、特定事業者及び日本銀行の間で行われるもので、日本銀行において振替決済がされるもの

六 令第八条第一項第一号カに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ 特定事業者及び日本銀行の間で行われるもので、日本銀行において振替決済がされるもの

ロ 第二号イ若しくはロ又は第三号ロに掲げるものに基づくもの

ハ 法第二条第二項第三十五号に規定する利用者たる顧客が同号に規定するクレジットカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務の提供の事業を営む者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務の提供の事業を営む者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する取引に係るもの

七 令第八条第一項第一号タに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ 令第八条第一項第一号タに規定する無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供するもの

ロ 国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入に係るもの

ハ 現金の受払いをする取引で為替取引又は令第八条第一項第一号タに規定する自己宛小切手の振出しを伴うもののうち、顧客等（みなし顧客等を除く。第九号及び第十三号において同じ。）の預金若しくは貯金の受入れ又は払戻しのために行うもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

ニ 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであって、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又は代表者等の、法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者の例に準じた本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

八 令第八条第一項第一号ネに掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十九条の二第三項本文（同法第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第百二十七条の六第三項本文、第百三十一条第三項本文（同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第百六十七条第三項本文（同法第二百七十六条（第三号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）及び第百九十六条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する申出による口座の開設に係るもの

九 令第八条第一項第一号イ、リ、ル、カ、ネ又はラに掲げる取引のうち、特定通信手段（特定事業者及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの（以下この号において「外国特定事業者」という。）の間で利用される国際的な通信手段であって、当該通信手段によって送信を行う特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を特定するために必要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するものをいう。）を利用する特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を顧客等とするものであって、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われるもの（外国特定事業者との取引については、金融庁長官が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有するものとの取引を除く。）

十 令第八条第一項第二号に定める取引のうち、賃貸人が賃貸を受ける者から一回に受け取る賃料の額が十万円以下のもの

十一 令第八条第一項第五号に定める取引のうち、代金の支払の方法が現金以外のもの

十二 令第八条第一項第六号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ 提供する役務の性質に応じ、あて先に法第二条第二項第三十八号に掲げる特定事業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載がない郵便物（同号に規定する郵便物をいう。）の受取をせず、又は電話による連絡を受ける際には当該商号その他の文言を明示する旨をその内容に含む契約の締結（当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。）

ロ 電話（ファクシミリ装置による通信を含む。）を受けて行う業務であって、商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品、権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結を行う業務に係る契約の締結

十三 令第八条第一項各号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ 国又は地方公共団体を顧客等とし、当該取引の任に当たっている当該国又は地方公共団体の職員が法令上の権限に基づき、かつ、法令上の手続に従い行う取引であって、当該職員が当該権限を有することを当該国若しくは地方公共団体が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたもの

ロ 破産管財人又はこれに準ずる者が法令上の権限に基づき行う取引であって、その選任を裁判所が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたもの

2 令第十条第一号に規定する主務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 令第十条第一号に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第二条第一号に規定する任意後見契約の締結

二 前号に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、前項第十三号イ又はロに掲げる取引（顧客等について既に本人確認を行っていることを確認する方法）

第七条 令第十二条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げることのいずれかにより顧客等（国等である場合にあっては、みなしが顧客等又は当該国等（令第十二条第三号に掲げるものを除く。）以下この条において同じ。）が本人確認記録（住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他これらに準ずるものが記録されているものに限る。以下この条において同じ。）に記録されている顧客等と同一であることを確認するとともに、当該確認を行った取引に係る第十四条第一号から第三号までに掲げる事項を記録し、当該記録を当該取引の行われた日から七年間保存する方法とする。ただし、特定事業者（令第十二条第一項第三号及び第四号に掲げる場合には、これらの号に規定する他の特定事業者）が顧客等又は代表者等と面識がある場合その他の顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかな場合は、この限りでない。

一 預貯金通帳その他の顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。

二 顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けること。

2 前項の規定は、取引の相手方が当該本人確認に係る顧客等になりますとしている疑いがある場合における当該取引又は当該本人確認が行われた際に本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引については、適用しない。

（国等に準ずる者）

第八条 令第十二条第九号に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 勤労者財産形成基金

二 厚生年金基金

三 国民年金基金

四 国民年金基金連合会

五 企業年金基金

六 令第八条第一項第一号イ又はロに規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を預金若しくは貯金又は同号ロに規定する定期積金等とするものを締結する被用者

七 第二条第四号に掲げる信託契約を締結する被用者

八 団体扱い保険又はこれに相当する共済に係る契約を締結する被用者

九 令第八条第一項第一号リに規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を当該行為の対価とするものを締結する被用者

十 令第八条第一項第一号カに規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭により返済がされるものを締結す

る被用者

十一 有価証券の売買を行う外国（国家公安委員会及び金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場に上場又は登録している会社

（本人確認記録の作成方法）

第九条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 本人確認記録（次号に規定する添付資料を含む。第十二条第二項において同じ。）を文書、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又はマイクロフィルム（次号ロに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて作成する方法

二 次のイからハまでに掲げる場合に応じて当該イからハまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を本人確認記録に添付する方法

イ 第三条第一項第一号ハ又は第三号ロに掲げる方法により本人確認を行ったとき 当該本人確認書類又はその写し

ロ 第三条第一項第一号ホからトまで又は第三号ハに掲げる方法により本人確認を行ったとき 当該方法により本人確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

ハ 第三条第二項各号に掲げる書類又はその写しの送付を受けることにより、同項の規定により顧客等若しくは代表者等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったとき又は同条第三項若しくは第四項の規定により当該各項に規定する場所の確認を行ったとき 当該確認に用いた書類又はその写し

（本人確認記録の記録事項）

第十条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

二 本人確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

三 本人確認のために本人確認書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付及び時刻（当該提示を受けた本人確認書類の写しを本人確認記録に添付し、本人確認記録と共に次条第一項に定める日から七年間保存する場合にあっては、日付に限る。）

四 本人確認のために本人確認書類又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付

五 第三条第一項第一号ロからニまで又は第三号ロに掲げる方法により本人確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

六 第三条第五項の規定により本人確認を行ったときは、同項に規定する交付を行った日付

七 本人確認を行った取引の種類

八 本人確認を行った方法

九 本人確認のために本人確認書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類を特定するに足りる事項

十 第三条第二項の規定により顧客等又は代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったときは、当該確認の際に提示を受けた書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項

十一 第三条第三項又は第四項の規定により当該各項に規定する場所にあてて、取引関係文書を送付することにより本人確認を行ったときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該場所の確認の際に提示を受けた書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項

十二 顧客等（みなし顧客等を除く。）の本人特定事項

十三 代表者等による取引のときは、当該代表者等の本人特定事項及び当該代表者等と顧客等との関係

十四 みなし顧客等について本人確認を行ったときは、当該みなし顧客等の本人特定事項、当該国等の名称その他の当該国等を特定するに足りる事項及び当該みなし顧客等と国等との関係

十五 顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を用いる理由

十六 取引記録等（法第七条第三項に規定する取引記録等をいう。以下同じ。）を検索するための口座番号その他の事項

十七 第五条第二項の規定により在留期間等の確認を行ったときは、同項に規定する旅券又は許可書の名称、日付、記号番

号その他の当該旅券又は許可書を特定するに足りる事項

- 2 特定事業者は、添付資料を本人確認記録に添付するとき又は前項第三号の規定により本人確認書類の写しを本人確認記録に添付するときは、前項各号に掲げるもののうち当該添付資料又は当該本人確認書類の写しに記載がある事項については、同項の規定にかかわらず、本人確認記録に記録しないことができる。
- 3 特定事業者は、第一項第十二号から第十六号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録又は第一項第三号の規定により添付した本人確認書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、本人確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容を別途記録し、当該記録を本人確認記録と共に保存することとができる。

（本人確認記録の保存期間）

第十一条 法第六条第二項に規定する主務省令で定める日は、取引終了日及び本人確認済み取引に係る取引終了日のうち後に到来する日とする。

- 2 前項に規定する「取引終了日」とは、次に掲げる本人確認記録を作成した取引の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日とする。
 - 一 令第八条第一項第一号イからヘまで、チからヌまで、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、ワ（媒介又は代理を除く。）、カ（媒介を除く。）若しくはソからラまでに掲げる取引、同項第二号イ、第三号イ、第五号イ若しくは第六号イに掲げる取引又は令第十条第一号に掲げる取引 当該取引に係る契約が終了した日
 - 二 令第八条第一項第一号ト、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約に限る。）、ヲ、ワ（媒介又は代理に限る。）、カ（媒介に限る。）、ヨからレまで、ム、ウ若しくはヰに掲げる取引、同項第二号ロ若しくは第三号ロに掲げる取引、同項第四号に定める取引、同項第五号ロ若しくは第六号ロに掲げる取引又は令第十条第二号に掲げる取引 当該取引が行われた日
- 3 第一項に規定する「本人確認済み取引に係る取引終了日」とは、令第八条第一項各号に定める取引又は令第十条第一号に掲げる取引であって本人確認済みの顧客等との取引に該当する取引があった場合において、前項の規定中「本人確認記録を作成した取引」とあるのを「本人確認済みの顧客等との取引」と読み替えて同項の規定を適用したときにおける同項に定める日とする。

（取引記録等の作成・保存義務の対象から除外される取引等）

第十二条 令第十三条第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 自動預払機その他これに準ずる機械を通じてされる顧客等と他の特定事業者との間の取引（為替取引のために当該他の特定事業者が行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻しを除く。）
- 二 保険契約又は共済に係る契約に基づき一定金額の保険料又は共済掛金を定期的に收受する取引
- 三 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第二条第一項に規定する当せん金付証票又はスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第二条に規定するスポーツ振興投票券の販売及び当該当せん金付証票に係る当せん金品又は当該スポーツ振興投票券に係る払戻金であって二百万円以下のものの交付
- 四 その代金の額が二百万円を超える法第二条第二項第三十七号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの
- 五 法第二条第二項第三十八号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引
- 2 令第十三条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、任意後見契約に関する法律第二条第四号に規定する任意後見人の事務として行う特定受任行為の代理等（法第四条第一項の表に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下同じ。）とする。

（取引記録等の作成方法）

第十三条 法第七条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

（取引記録等の記録事項）

第十四条 法第七条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 口座番号その他の顧客等の本人確認記録を検索するための事項（本人確認記録がない場合にあっては、氏名その他の顧客等又は取引若しくは特定受任行為の代理等を特定するに足りる事項）

- 二 取引又は特定受任行為の代理等の日付
- 三 取引又は特定受任行為の代理等の種類
- 四 取引又は特定受任行為の代理等に係る財産の価額
- 五 財産移転（令第十三条第一項に規定する財産移転をいう。以下この号において同じ。）を伴う取引又は特定受任行為の代理等にあっては、当該取引又は特定受任行為の代理等及び当該財産移転に係る移転元又は移転先（当該特定事業者が行うのが当該財産移転に係る取引、行為又は手続の一部分である場合は、それを行った際に知り得た限度において最初の移転元又は最後の移転先をいう。以下同じ。）の名義その他の当該財産移転に係る移転元又は移転先を特定するに足りる事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、顧客との間で行う為替取引（本邦から外国へ向けた支払又は外国から本邦へ向けた支払に係るものを除く。）が当該取引を行う特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者に限る。以下この号及び次号において同じ。）と移転元又は移転先に係る特定事業者（以下この号において「他の特定事業者」という。）との間の資金決済を伴うものであり、かつ、当該取引に係る情報の授受が当該取引を行う顧客に係る特定事業者と当該他の特定事業者との間において電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により行われる場合には、次のイ又はロに掲げる区分に応じてそれぞれ当該イ又はロに定めることを行うに足りる事項
 - イ 他の特定事業者への資金の支払を伴う取引である場合 他の特定事業者から当該他の特定事業者に保存されている取引記録等に基づき当該取引に係る顧客の確認を求められたときに、求められた日から三営業日以内に当該取引を特定して当該顧客の本人確認記録を検索すること（本人確認記録がない場合にあっては、求められた日から三営業日以内に当該取引を特定して氏名又は名称その他の当該顧客を特定すること）。
 - ロ 他の特定事業者からの資金の受取を伴う取引である場合 他の特定事業者との間で授受される当該取引に係る情報を検索すること。
- 七 第一号から第五号までに掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる場合においては、当該イからハまでに定める事項
 - イ 特定事業者が法第十条第一項の規定により他の特定事業者又は外国所在為替取引業者（同項に規定する外国所在為替取引業者をいう。以下同じ。）に通知する場合 当該通知をした事項
 - ロ 特定事業者が外国所在為替取引業者から法第十条の規定に相当する外国の法令の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合であって、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託しないとき 当該通知を受けた事項
 - ハ 特定事業者が他の特定事業者から法第十条第三項又は第四項の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合であって、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託しないとき 当該通知を受けた事項

（届出様式等）

第十五条 令第十四条第一項の規定による届出をしようとする特定事業者は、別記様式第一号から第三号までの届出書を行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第四号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
(通知義務の対象とならない外国為替取引の方法)

第十六条 令第十五条に規定する主務省令で定める方法は、公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第百十三号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令附則第二条の規定による廃止前の国際郵便為替規則（平成十五年総務省令第十号）第二条第一項に規定する通常為替、払込為替及び払出為替とする。

（特定事業者の通知事項等）

第十七条 法第十条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める事項とする。

一 自然人 次に掲げる事項

イ 氏名

- ロ 住居又は第十条第一項第九号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客と支払に係る為替取引を行う特定事業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号をいう。次号ロにおいて同じ。）

ハ 次の（1）又（2）に掲げる区分に応じてそれぞれ当該（1）又は（2）に定める事項

（1）預金又は貯金口座を用いる場合 当該口座の口座番号

（2）預金又は貯金口座を用いない場合 取引参照番号（顧客と支払に係る為替取引を行う特定事業者が当該取引を特定するに足りる記号番号をいう。）

二 法人 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 本店若しくは主たる事務所の所在地又は顧客識別番号

ハ 前号ハに掲げる事項

2 法第十条第三項及び第四項に規定する主務省令で定める事項は、前項に規定する事項に相当する事項とする。

（身分証明書の様式等）

第十八条 法第十四条第一項又は第十七条第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）の様式は、別記様式第五号のとおりとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 金融庁若しくは証券取引等監視委員会又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が立入検査（財務大臣の権限によるものを除く。）をするときに携帯すべき証明書

二 法第二条第二項第八号から第十四号まで又は第十九号に掲げる特定事業者に対して農林水産省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書

2 法第二十条第一項から第四項までに規定する行政庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の内部部局（法第十四条第一項の規定による立入検査に関する事務を所掌するものに限る。）の局長並びに外局及び地方支分部局の長（立入検査の権限の委任を受けた者に限る。）、都道府県知事又は警視総監若しくは道府県警察本部長は、当該職員に対し、身分証明書を発行することができる。

（立入検査に関する協議）

第十九条 協議（法第十七条第五項に規定する協議をいう。以下この条において同じ。）の求めは、国家公安委員会が法第十七条第四項の通知を発出してから二週間以内に行うものとする。

2 行政庁が都道府県知事である場合は、主務大臣に対しても文書又はファクシミリ装置による通信により協議の求めに係る事項を通知するものとする。

3 国家公安委員会及び行政庁は、協議において次に掲げる事項を行うものとする。

一 相互に情報若しくは資料又は意見を交換すること。

二 立入検査の権限を行使する場合は共同で行うよう協議の相手方から求められたときはこれに応じ、その日時、方法等について調整を図ること。

三 前二号に掲げるもののほか、特定事業者の負担の軽減、事実を確認するための資料の適時の収集、立入検査の効率的な実施等に関し必要な事項について調整を図ること。

4 国家公安委員会及び行政庁は、やむを得ない場合を除き、協議の求めが行われた日から一月以内に調整を図るものとする。（外国通貨によりなされる取引の換算基準）

第二十条 法、令及びこの規則を適用する場合における本邦通貨と外国通貨との間又は異種の外国通貨相互間の換算は、次に掲げる区分及び方法による場合を除き、当該規定においてその額について当該換算をすべき取引又は特定受任行為の代理等が行われる日における外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場を用いて行うものとする。

一 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務に係る取引のうち、本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの 当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法

二 両替のうち本邦通貨と外国通貨との売買に係るもの 当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法

附則 [略]

別記様式 [略]

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）（抄）

（平成十一年八月十八日法律第百三十六号）（平成二十三年一月一日現在において施行されているもの）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることいかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であって、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。）により反復して行われるものという。

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

- 一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産
- 二 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばイ、ロ又はニに掲げる罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。）により提供された資金
 - イ 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条の十（覚せい剤原料の輸入等に係る資金等の提供等）の罪
 - ロ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十三条（資金等の提供）の罪
 - ハ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条の十三（資金等の提供）の罪
 - ニ サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第七条（資金等の提供）の罪
- 三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十一条第一項の違反行為に係る同法第十四条第一項第七号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。）により供与された財産
- 四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第二条（資金提供）に規定する罪に係る資金
- 3 この法律において「犯罪収益に由来する財産」とは、犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。
- 4 この法律において「犯罪収益等」とは、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。
- 5 この法律において「薬物犯罪収益」とは、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）第二条第三項に規定する薬物犯罪収益をいう。
- 6 この法律において「薬物犯罪収益に由来する財産」とは、麻薬特例法第二条第四項に規定する薬物犯罪収益に由来する財産をいう。
- 7 この法律において「薬物犯罪収益等」とは、麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

第二章 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の没収等

（組織的な殺人等）

第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十六条第一項（常習賭博）の罪 五年以下の懲役
- 二 刑法第百八十六条第二項（賭博場開張等因利）の罪 三月以上七年以下の懲役
- 三 刑法第百九十九条（殺人）の罪 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役
- 四 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）の罪 三月以上十年以下の懲役

- 五 刑法第二百二十三条第一項又は第二項（強要）の罪 五年以下の懲役
 - 六 刑法第二百二十五条の二（身の代金目的略取等）の罪 無期又は五年以上の懲役
 - 七 刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
 - 八 刑法第二百三十四条（威力業務妨害）の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
 - 九 刑法第二百四十六条（詐欺）の罪 一年以上の有期懲役
 - 十 刑法第二百四十九条（恐喝）の罪 一年以上の有期懲役
 - 十一 刑法第二百六十条前段（建造物等損壊）の罪 七年以下の懲役

2 団体に不正権益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であって、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。）を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号（第一号、第二号及び第九号を除く。）に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

(未遂罪)

第四条 前条第一項第三号、第五号、第六号（刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。）、第九号及び第十号に掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。

(組織的な身の代金目的略取等における解放による刑の減輕)

第五条 第三条第一項第六号に掲げる罪に係る同条の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

(組織的な殺人等の予備)

第六条 次の各号に掲げる罪で、これに当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものを犯す目的で、その予備をした者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

- 一 刑法第百九十九条（殺人）の罪 五年以下の懲役
 - 二 刑法第二百二十五条（営利目的等略取及び誘拐）の罪（営利の目的によるものに限る。）二年以下の懲役

2 第三条第二項に規定する目的で、前項各号に掲げる罪の予備をした者も、同項と同様とする。

(組織的な犯罪に係る犯人匿匿等)

第七条 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 その罪を犯した者を蔵匿し、又は隠避させた者
 - 二 その罪に係る他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者
 - 三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請り、又は強談威迫の行為をした者
 - 四 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあった者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者

五 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員の選任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁判員若しくは補充裁判員の職務を行うべき選任予定裁判員又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者

- 2 禁錮以上の刑が定められている罪が第三条第二項に規定する目的で犯された場合において、前項各号のいずれかに該当する者も、同項と同様とする。

(団体に属する犯罪行為組成物件等の没収)

第八条 団体の構成員が罪（これに当たる行為が、当該団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われたもの、又は第三条第二項に規定する目的で行われたものに限る。）を犯した場合、又は当該罪を犯す目的でその予備罪（これに当たる行為が、当該団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われたもの、及び同項に規定する目的で行われたものを除く。）を犯した場合において、当該犯罪行為を組成し、又は当該犯罪行為の用に供し、若しくは供しようとした場合は、前項の規定による。

た物が、当該団体に属し、かつ、当該構成員が管理するものであるときは、刑法第十九条第二項本文の規定にかかわらず、その物が当該団体及び犯人以外の者に属しない場合に限り、これを没収することができる。ただし、当該団体において、当該物が当該犯罪行為を組成し、又は当該犯罪行為の用に供され、若しくは供されようとする防止に必要な措置を講じていたときは、この限りでない。

(不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為)

第九条 第二条第二項第一号若しくは第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益（麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。第十三条第一項第三号及び同条第四項において同じ。）、これらの保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産（以下「不法収益等」という。）を用いることにより、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団をいう。以下この条において同じ。）の株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人等の設立者をいう。以下同じ。）の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させて、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 当該法人等又はその子法人の役員等（取締役、執行役、理事、管理人その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者をいう。以下この条において同じ。）を選任し、若しくは選任させ、解任し、若しくは解任させ、又は辞任させること。
- 二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること（前号に該当するものを除く。）。
- 2 不法収益等を用いることにより、法人等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときも、前項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等に対する債権を取得しようとしたし、又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、これらの各号のいずれかに該当する行為をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。
 - 一 当該法人等又はその子法人の役員等を選任させ、若しくは解任させ、又は辞任させること。
 - 二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること（前号に該当するものを除く。）。
- 3 不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、当該株主等にその権限又は当該権限に基づく影響力を行使させて、前項各号のいずれかに該当する行為をしたときも、第一項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得しようとしたし、又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、当該株主等にその権限又は当該権限に基づく影響力を行使させて、これらの各号のいずれかに該当する行為をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。
- 4 この条において「子法人」とは、一の法人等が株主等の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の法人等及びその子法人又は一の法人等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該法人等の子法人とみなす。

(犯罪収益等隠匿)

第十条 犯罪収益等（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の处罚に関する法律第二条第二項に規定する罪に係る資金を除く。以下この項及び次条において同じ。）の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益（同法第二条第二項に規定する罪に係る資金を除く。）の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

- 2 前項の罪の未遂は、罰する。
- 3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(犯罪収益等収受)

第十一条 情を知って、犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべ

きものに限る。)の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

(国外犯)

第十二条 第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は、刑法第三条の例に従う。

(犯罪収益等の没収等)

第十三条 次に掲げる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権（金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。）であるときは、これを没収することができる。

- 一 犯罪収益（第六号に掲げる財産に該当するものを除く。）
 - 二 犯罪収益に由来する財産（第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は処分に基づき得たものを除く。）
 - 三 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であって、不法収益等（薬物犯罪収益、その保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産であるもの（第四項において「薬物不法収益等」という。）を除く。以下この項において同じ。）を用いることにより取得されたもの
 - 四 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であって、不法収益等を用いることにより取得されたもの（当該債権がその取得に用いられた不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該不法収益等）
 - 五 第十条又は第十一条の罪に係る犯罪収益等
 - 六 不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為又は第十条若しくは第十二条の犯罪行為により生じ、若しくはこれらの犯罪行為により得た財産又はこれらの犯罪行為の報酬として得た財産
 - 七 第三号から前号までの財産の果実として得た財産、これらの各号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他これらの各号の財産の保有又は処分に基づき得た財産
- 2 前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産（財産に対する罪、刑法第二百二十五条の二第二項の罪に係る第三条の罪、同法第二百二十五条の二第二項若しくは第二百二十七条第四項後段の罪若しくは別表第三十一号、第三十三号、第四十四号、第五十五号、第六十号、第六十六号若しくは第六十八号に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産をいう。以下同じ。）であるときは、これを没収することができない。前項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、犯罪被害財産（第一項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合における当該部分を含む。以下この項において同じ。）を没収することができる。
 - 一 前項各号に掲げる罪の犯罪行為が、団体の活動として、当該犯罪行為を実行するための組織により行われたもの、又は第三条第二項に規定する目的で行われたものであるとき、その他犯罪の性質に照らし、前項各号に掲げる罪の犯罪行為により受けた被害の回復に関し、犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められるとき。
 - 二 当該犯罪被害財産について、その取得若しくは処分若しくは発生の原因につき事実を仮装し、又は当該犯罪被害財産を隠匿する行為が行われたとき。
 - 三 当該犯罪被害財産について、情を知って、これを收受する行為が行われたとき。
 - 4 次に掲げる財産は、これを没収する。ただし、第九条第一項から第三項までの罪が薬物犯罪収益又はその保有若しくは処分に基づき得た財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき次に掲げる財産の全部を没収することが相当ないと認められるときは、その一部を没収することができる。
 - 一 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であって、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの
 - 二 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であって、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの（当該債権がその取得に用いられた薬物不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該薬物不法収益等）
 - 三 薬物不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産
 - 四 前三号の財産の果実として得た財産、前三号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前三号の財産の保有又は処分に基づき得た財産
 - 5 前項の規定により没収すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当ないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、これを没収しないことができる。

(犯罪収益等が混和した財産の没収等)

第十四条 前条第一項各号又は第四項各号に掲げる財産（以下「不法財産」という。）が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産（次条第一項において「混和財産」という。）のうち当該不法財産（当該混和に係る部分に限る。）の額又は数量に相当する部分を没収することができる。

(没収の要件等)

第十五条 第十三条の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情を知って当該不法財産又は混和財産を取得した場合（法令上の義務の履行として提供されたものを收受した場合又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によって行われることの情を知らないで当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した場合を除く。）は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であっても、これを没収することができる。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第十三条の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情を知らないで当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。

(追徴)

第十六条 第十三条第一項各号に掲げる財産が不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないときその他これを没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当ないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、第十三条第三項各号のいずれかに該当するときは、その犯罪被害財産の価額を犯人から追徴することができる。

3 第十三条第四項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第五項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴する。

(両罰規定)

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第九条第一項から第三項まで、第十条又は第十一条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第十八条 不法財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。第十九条第一項及び第二十一条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第十三条の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

4 第十五条第二項の規定により存続させるべき権利について前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があったときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

(犯罪被害財産の没収手続等)

第十八条の二 裁判所は、第十三条第三項の規定により犯罪被害財産を没収し、又は第十六条第二項の規定により犯罪被害財産の価額を追徴するときは、その言渡しと同時に、没収すべき財産が犯罪被害財産である旨又は追徴すべき価額が犯罪被害

財産の価額である旨を示さなければならない。

- 2 第十三条第三項の規定により没収した犯罪被害財産及び第十六条第二項の規定により追徴した犯罪被害財産の価額に相当する金銭は、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）に定めるところによる被害回復給付金の支給に充てるものとする。

（没収された債権等の処分等）

第十九条 没収された債権等は、検察官がこれを処分しなければならない。

- 2 債権の没収の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

（没収の裁判に基づく登記等）

第二十条 権利の移転について登記又は登録（以下「登記等」という。）をする財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を関係機関に嘱託する場合において、没収により効力を失った処分の制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に関して次章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

（刑事補償の特例）

第二十一条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第四章 保全手続

第一節 没収保全

（没収保全命令）

第二十二条 裁判所は、別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十二条の罪に係る被告事件に関し、不法財産であってこの法律その他の法令の規定により没収することができるもの（以下「没収対象財産」という。）に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

- 2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であって当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に発して、当該権利の処分を禁止することができる。

- 3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）の氏名、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

- 4 裁判長は、急速を要する場合には、第一項若しくは第二項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

- 5 没収保全（没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。）に関する処分は、第一回公判期日までは、裁判官が行う。この場合において、裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

- 6 没収保全がされた不動産又は動産については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定により押収することを妨げない。

（起訴前の没収保全命令）

第二十三条 裁判官は、前条第一項又は第二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項において同じ。）の請求により、同条第一項又は第二項に規定する処分をすることができる。

- 2 司法警察員は、その請求により没収保全命令又は附帯保全命令が発せられたときは、速やかに、関係書類を検察官に送付しなければならない。

- 3 第一項の規定による没収保全は、没収保全命令が発せられた日から三十日以内に当該保全がされた事件につき公訴が提起されないとときは、その効力を失う。ただし、共犯に対して公訴が提起された場合において、その共犯に関し、当該財産につき前条第一項に規定する理由があるときは、この限りでない。

- 4 裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、三十日ごとに、前項の期間を更新することができる。この場合において、更新の裁判は、検察官に告知された時にその効力を生ずる。
- 5 第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。
- 6 第一項又は第四項の規定による請求を受けた裁判官は、没収保全に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。
- 7 検察官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があったためその効力を失うことがなくなるに至ったときは、その旨を没収保全命令を受けた者（被告人を除く。）に通知しなければならない。この場合において、その者の所在が分からなければ、又はその他の理由によって、通知をすることができないときは、通知に代えて、その旨を検察庁の掲示場に七日間掲示して公告しなければならない。

（没収保全に関する裁判の執行）

第二十四条 没収保全に関する裁判で執行を要するものは、検察官の指揮によって、これを執行する。

- 2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であっても、することができる。

（没収保全の効力）

第二十五条 没収保全がされた財産（以下「没収保全財産」という。）について当該保全がされた後にされた処分は、没収に関しては、その効力を生じない。ただし、第三十七条第一項の規定により没収の裁判をすることができない場合における同項に規定する手続（第四十条第三項の規定により第三十七条第一項の規定を準用する手続を含む。）及び没収保全財産に対して実行することができる担保権の実行としての競売の手続による処分については、この限りでない。

（代替金の納付）

第二十六条 裁判所は、没収保全財産を有する者の請求により、適當と認めるときは、決定をもって、当該没収保全財産に代わるものとして、その財産の価額に相当する金銭（以下「代替金」という。）の額を定め、その納付を許すことができる。

- 2 裁判所は、前項の請求について決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 4 代替金の納付があったときは、没収保全は、代替金についてされたものとみなす。

（不動産の没収保全）

第二十七条 不動産（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第四十三条第一項に規定する不動産及び同条第二項の規定により不動産とみなされるものをいう。以下この条（第七項本文を除く。）、次条、第二十九条第一項及び第三十五条第一項において同じ。）の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

- 2 前項の没収保全命令の謄本及び第二十三条第四項の規定による更新の裁判の裁判書の謄本（以下「更新の裁判の謄本」という。）は、不動産の所有者（民事執行法第四十三条第二項の規定により不動産とみなされる権利についてはその権利者とし、当該不動産又は権利に係る名義人が異なる場合は名義人を含む。）に送達しなければならない。
- 3 不動産の没収保全命令の執行は、没収保全の登記をする方法により行う。
- 4 前項の登記は、検察事務官が嘱託する。この場合において、嘱託は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて、これを行う。
- 5 不動産の没収保全の効力は、没収保全の登記がされた時に生ずる。
- 6 不動産の没収保全の効力が生じたときは、検察官は、当該不動産の所在する場所に公示書を掲示する方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。
- 7 不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の登記の後に没収保全の登記がされた場合において、その仮処分の債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときは、没収保全の登記に係る処分の制限は、仮処分の登記に係る権利の取得又は消滅と抵触しないものとみなす。ただし、その権利の取得を当該債権者に対抗することができない者を不動産を有する者として当該没収保全の登記がされたときは、この限りでない。
- 8 民事執行法第四十六条第二項及び第四十八条第二項の規定は、不動産の没収保全について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項中「債務者」とあるのは「没収保全財産を有する者」と、同法第四十八条第二項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものとする。

(船舶等の没収保全)

第二十八条 登記される船舶、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機（第三十五条第一項において単に「航空機」という。）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定により登録を受けた自動車（同項において単に「自動車」という。）、建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）の規定により登記を受けた建設機械（同項において単に「建設機械」という。）又は小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）の規定により登録を受けた小型船舶（同項において単に「小型船舶」という。）の没収保全については、不動産の没収保全の例による。

(動産の没収保全)

第二十九条 動産（不動産及び前条に規定する物以外の物をいう。以下この条において同じ。）の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

- 2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、動産の所有者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）に送達しなければならない。
- 3 動産の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が所有者に送達された時に生ずる。
- 4 刑事訴訟法の規定による押収がされていない動産又は同法第百二十二条第一項の規定により、看守者を置き、若しくは所有者その他の者に保管させている動産について、没収保全の効力が生じたときは、検察官は、公示書をはり付ける方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。

(債権の没収保全)

第三十条 債権の没収保全は、債権者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。以下この条において同じ。）に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、及び債務者に対し債権者への弁済を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

- 2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、債権者及び債務者に送達しなければならない。
- 3 債権の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が債務者に送達された時に生ずる。
- 4 民事執行法第百五十条、第百五十六条第一項及び第三項並びに第百六十四条第五項の規定は、債権の没収保全について準用する。この場合において、同法第百五十条及び第百五十六条第一項中「差押え」とあり、及び同法第百五十条中「差押命令」とあるのは「没収保全」と、同条中「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて」と、同法第百五十六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「債務者」と、同項中「執行裁判所」とあるのは「没収保全命令を発した裁判所」と、同法第百六十四条第五項中「差し押さえられた債権」とあるのは「没収保全がされた債権」と、「支払又は供託」とあるのは「供託」と、「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が登記等の抹消の嘱託を指揮する書面に基づいて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも」とあるのは「没収保全が効力を失つたとき、又は代替金が納付されたときも」と読み替えるものとする。

(その他の財産権の没収保全)

第三十一条 第二十七条から前条までに規定する財産以外の財産権（以下この条において「その他の財産権」という。）の没収保全については、この条に特別の定めがあるもののほか、債権の没収保全の例による。

- 2 その他の財産権で債務者又はこれに準ずる者がないもの（次項に規定するものを除く。）の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が権利者に送達された時に生ずる。
- 3 第二十七条第三項から第五項まで及び第七項並びに民事執行法第四十八条第二項の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十一条第三項において準用する同法第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記等の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものとする。

(没収保全命令の取消し)

第三十二条 没収保全の理由若しくは必要がなくなったとき、又は没収保全の期間が不当に長くなったときは、裁判所は、検察官若しくは没収保全財産を有する者（その者が被告人であるときは、その弁護人を含む。）の請求により、又は職権で、決定をもって、没収保全命令を取り消さなければならない。

- 2 裁判所は、検察官の請求による場合を除き、前項の決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

(没収保全命令の失効)

第三十三条 没収保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却（刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。）の裁判の告知があったとき、又は有罪の裁判の告知があった場合において没収の言渡しがなかったときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における没収保全の効力については、第二十三条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「没収保全命令が発せられた日」とあるのは、「公訴棄却の裁判が確定した日」と読み替えるものとする。

（失効等の場合の措置）

第三十四条 没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときは、検察官は、速やかに、検察事務官に当該没収保全の登記等の抹消の嘱託をさせ、及び公示書の除去その他の必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の嘱託は、検察官がその嘱託を指揮する書面に基づいて、これを行う。

（没収保全財産に対する強制執行の手続の制限）

第三十五条 没収保全がされた後に、当該保全に係る不動産、船舶（民事執行法第百十二条に規定する船舶をいう。）、航空機、自動車、建設機械若しくは小型船舶に対し強制競売の開始決定がされたとき又は当該保全に係る動産（同法第百二十二条第一項に規定する動産をいう。第四十二条第二項において同じ。）に対し強制執行による差押えがされたときは、強制執行による売却のための手続は、没収保全が効力を失った後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 没収保全がされている債権（民事執行法第百四十三条に規定する債権をいう。以下同じ。）に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたときは、当該差押えをした債権者は、差押えに係る債権のうち没収保全がされた部分については、没収保全が効力を失った後又は代替金が納付された後でなければ、取立て又は同法第百六十三条第一項の規定による請求をすることができない。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制執行による差押命令又は差押処分が発せられた債権で、条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるものについて準用する。

4 没収保全がされているその他の財産権（民事執行法第百六十七条第一項に規定するその他の財産権をいう。）に対する強制執行については、没収保全がされている債権に対する強制執行の例による。

（第三債務者の供託）

第三十六条 金銭債権の債務者（以下「第三債務者」という。）は、没収保全がされた後に当該保全に係る債権について強制執行による差押命令又は差押処分の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

2 第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を没収保全命令を発した裁判所に届け出なければならない。

3 第一項の規定による供託がされた場合においては、差押命令を発した執行裁判所又は差押処分をした裁判所書記官は、供託された金銭のうち、没収保全がされた金銭債権の額に相当する部分については没収保全が効力を失ったとき又は代替金が納付されたときに、その余の部分については供託されたときに、配当又は弁済金の交付を実施しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。この場合において、同項中「没収保全命令を発した裁判所」とあるのは、「執行裁判所（差押処分がされている場合にあっては、当該差押処分をした裁判所書記官）」と読み替えるものとする。

5 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による供託がされた場合における民事執行法第百六十五条（同法第百六十七条の十四において同法第百六十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第一号中「第百五十六条第一項又は第二項」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

（強制執行に係る財産の没収の制限）

第三十七条 没収保全がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産については、没収の裁判をすることができない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収対象財産であることの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

2 没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて、当該処分の禁止がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされていた場合において、当該財産を没収するときは、その権利を存続させるものとし、没収の言渡しと同時に、その旨の宣告をしなければならない。ただし、差押債権者の

債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収により当該権利が消滅することの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

- 3 強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令が発せられた場合における当該財産については、差押債権者（被告人である差押債権者を除く。）が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。前項に規定する場合における財産の没収についても、同様とする。
- 4 第十八条第四項及び第五項の規定は第二項の規定により存続させるべき権利について同項の宣告がない没収の裁判が確定した場合について、同条第六項の規定は前項の没収に関する手続について準用する。

（強制執行の停止）

第三十八条 裁判所は、強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、前条第一項ただし書に規定する事由があると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定をもって、強制執行の停止を命ずることができる。

- 2 検察官が前項の決定の裁判書の謄本を執行裁判所（差押処分がされている場合にあっては、当該差押処分をした裁判所書記官。以下この項において同じ。）に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九条第一項第七号の文書の提出があったものとみなす。
- 3 裁判所は、没収保全が効力を失ったとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなったとき、又は強制執行の停止の期間が不当に長くなったときは、検察官若しくは差押債権者の請求により、又は職権で、決定をもって、同項の決定を取り消さなければならない。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

（担保権の実行としての競売の手続との調整）

第三十九条 没収保全財産の上に存在する担保権で、当該保全がされた後に生じたもの又は附帯保全命令による処分の禁止がされたものの実行（差押えを除く。）は、没収保全若しくは附帯保全命令による処分の禁止が効力を失った後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

- 2 担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が発せられた場合において、検察官が当該命令の謄本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第百八十三条第一項第七号（同法第百八十九条、第百九十二条又は第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の文書の提出があったものとみなす。

（その他の手続との調整）

第四十条 第三十五条の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。）による差押えがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定若しくは承認援助手続における外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第二十八条第一項の規定による禁止の命令（第三項において「破産手続開始決定等」という。）がされた場合若しくは没収保全がされている財産を有する会社その他の法人について更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令（同項において「更生手続開始決定等」という。）がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。

- 2 第三十六条の規定は没収保全がされている金銭債権に対し滞納処分による差押えがされた場合又は滞納処分による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について、同条第一項、第二項及び第四項の規定は没収保全がされている金銭債権に対し仮差押えの執行がされた場合又は仮差押えの執行がされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。
- 3 第三十七条の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し仮差押えの執行がされていた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であって附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に仮差押えの執行がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第一項本文の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し滞納処分による差押えがされていた場合又は没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する者について破産手続開始決定等がされていた場合若しくは没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する会社その他の法人について更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第二項本文の規定は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であって附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に滞納処分による差押えがされていた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利で

あって附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する者について当該処分の禁止がされる前に破産手続開始決定等がされていた場合若しくは没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であって附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する会社その他の法人について当該処分の禁止がされる前に更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について準用する。

- 4 第三十八条の規定は、仮差押えの執行がされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合における強制執行の停止について準用する。

(附帯保全命令の効力等)

第四十一条 附帯保全命令は、当該命令に係る没収保全が効力を有する間、その効力を有する。ただし、代替金が納付されたときは、この限りでない。

- 2 附帯保全命令による処分の禁止については、特別の定めがあるものほか、没収保全に関する規定を準用する。

第二節 追徴保全

(追徴保全命令)

第四十二条 裁判所は、別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一條の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

- 2 追徴保全命令は、追徴の裁判の執行のため保全することを相当と認める金額（第四項において「追徴保全額」という。）を定め、特定の財産について発しなければならない。ただし、動産については、目的物を特定しないで発することができる。
- 3 追徴保全命令においては、処分を禁止すべき財産について、追徴保全命令の執行の停止を得るため、又は追徴保全命令の執行としてされた処分の取消しを得るために被告人が納付すべき金銭（以下「追徴保全解放金」という。）の額を定めなければならない。
- 4 追徴保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、追徴の根拠となるべき法令の条項、追徴保全額、処分を禁止すべき財産の表示、追徴保全解放金の額、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。
- 5 第二十二条第四項及び第五項の規定は、追徴保全（追徴保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。）について準用する。

(起訴前の追徴保全命令)

第四十三条 裁判官は、第十六条第三項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、前条第一項に規定する必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができる。

- 2 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追徴保全について準用する。

(追徴保全命令の執行)

第四十四条 追徴保全命令は、検察官の命令によってこれを執行する。この命令は、民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による仮差押命令と同一の効力を有する。

- 2 追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の謄本が被告人又は被疑者に送達される前であっても、これをすることができる。
- 3 追徴保全命令の執行は、この法律に特別の定めがあるものほか、民事保全法その他仮差押えの執行の手続に関する法令の規定に従ってする。この場合において、これらの法令の規定において仮差押命令を発した裁判所が保全執行裁判所として管轄することとされる仮差押えの執行については、第一項の規定による命令を発した検察官の所属する検察庁の対応する裁判所が管轄する。

(金銭債権の債務者の供託)

第四十五条 追徴保全命令に基づく仮差押えの執行がされた金銭債権の債務者が、当該債権の額に相当する額の金銭を供託したときは、債権者の供託金の還付請求権につき、当該仮差押えの執行がされたものとみなす。

- 2 前項の規定は、追徴保全解放金の額を超える部分に係る供託金については、これを適用しない。

(追徴保全解放金の納付と追徴等の裁判の執行)

第四十六条 追徴保全解放金が納付された後に、追徴の裁判が確定したとき、又は仮納付の裁判の言渡しがあったときは、納付された金額の限度において追徴又は仮納付の裁判の執行があったものとみなす。

2 追徴の言渡しがあった場合において、納付された追徴保全解放金が追徴の金額を超えるときは、その超過額は、被告人に還付しなければならない。

(追徴保全命令の取消し)

第四十七条 裁判所は、追徴保全の理由若しくは必要がなくなったとき、又は追徴保全の期間が不当に長くなったときは、検察官、被告人若しくはその弁護人の請求により、又は職権で、決定をもって、追徴保全命令を取り消さなければならない。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

(追徴保全命令の失効)

第四十八条 追徴保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却（刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。）の裁判の告知があったとき、又は有罪の裁判の告知があった場合において追徴の言渡しがなかったときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があった場合における追徴保全命令の効力については、第三十三条第二項の規定を準用する。

(失効等の場合の措置)

第四十九条 追徴保全命令が効力を失ったとき、又は追徴保全解放金が納付されたときは、検察官は、速やかに、第四十四条第一項の規定によりした命令を取り消し、かつ、追徴保全命令に基づく仮差押えの執行の停止又は既にした仮差押えの執行の取消しのため、必要な措置を執らなければならない。

第三節 雜則

(送達)

第五十条 没収保全又は追徴保全（追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。）に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定を準用する。この場合において、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百十条第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、同法第百十二条第一項本文及び第二項の規定にかかるわらず、七日間とする。

(上訴提起期間中の処分等)

第五十一条 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないもの又は上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、没収保全又は追徴保全に関する処分をすべき場合には、原裁判所がこれをしなければならない。

(不服申立て)

第五十二条 没収保全又は追徴保全に関して裁判所のした決定に対しては、抗告をすることができる。ただし、没収又は追徴すべき場合に該当すると思料するに足りる相当な理由がないこと（第二十二条第二項の規定による決定に関しては同項に規定する理由がないことを、第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に関しては第三十八条第一項に規定する理由がないことを含む。）を理由としてすることはできない。

2 没収保全又は追徴保全に関して裁判官のした裁判に不服がある者は、その裁判官の所属する裁判所（簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）にその裁判の取消し又は変更を請求することができる。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

3 前項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(準用)

第五十三条 没収保全及び追徴保全に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事訴訟法の規定を準用する。

第五章 削除

第五十四条から第五十八条まで 削除

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等

第五十九条から第七十六条まで [略]

附則 [略]

別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、第五十九条関係）

- 一 第三条（組織的な殺人等）、第四条（未遂罪）若しくは第六条第一項第一号（組織的な殺人の予備）の罪、同号に掲げる罪に係る同条第二項（団体の不正権益に係る殺人の予備）の罪又は第十条第一項（犯罪収益等隠匿）若しくは第二項（未遂罪）の罪
- 二イ 刑法第百八条（現住建造物等放火）、第百九条第一項（非現住建造物等放火）若しくは第百十条第一項（建造物等以外放火）の罪、同法第百十五条の規定により同法第百九条第一項若しくは第百十条第一項の例により処断すべき罪又はこれらの罪（同法第百十条第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪を除く。）の未遂罪
- ロ 刑法第百三十七条（あへん煙吸食器具輸入等）若しくは第百三十九条第二項（あへん煙吸食のための場所提供）の罪又はこれらの罪の未遂罪
- ハ 刑法第百四十八条（通貨偽造及び行使等）若しくは第百四十九条（外国通貨偽造及び行使等）の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第百五十三条（通貨偽造等準備）の罪
- ニ 刑法第百五十五条第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、これらの規定の例により処断すべき罪、同法第百五十七条第一項（公正証書原本不実記載）の罪若しくはその未遂罪若しくはこれらの罪（同法第百五十七条第一項の罪の未遂罪を除く。）に係る同法第百五十八条（偽造公文書行使等）の罪、同法第百五十九条第一項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有印私文書変造）の罪若しくはこれらの罪に係る同法第百六十一条（偽造私文書等行使）の罪又は同法第百六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪
- ホ 刑法第百六十二条（有価証券偽造等）又は第百六十三条（偽造有価証券行使等）の罪
- ヘ 刑法第百六十三条の二から第百六十三条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪
- ト 刑法第百七十五条（わいせつ物頒布等）の罪
- チ 刑法第百八十六条（常習賭博及び賭博場開張等図利）の罪
- リ 刑法第百九十七条から第百九十七条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄）の罪
- ヌ 刑法第百九十九条（殺人）の罪又はその未遂罪
- ル 刑法第二百四条（傷害）又は第二百五条（傷害致死）の罪
- ヲ 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）又は第二百二十一条（逮捕等致死傷）の罪
- ワ 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者収受等、未遂罪）の罪
- カ 刑法第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八条から第二百四十一条まで（事後強盗、昏睡強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死）又は第二百四十三条（未遂罪）の罪
- ヨ 刑法第二百四十六条から第二百五十条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪
- タ 刑法第二百五十三条（業務上横領）の罪
- レ 刑法第二百五十六条第二項（盜品有償譲受け等）の罪
- ソ 刑法第二百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）の罪又は同条の例により処断すべき罪
- 三 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条から第六条まで（爆発物の使用、製造等）の罪
- 四 商法第四百八十六条から第四百八十八条まで（特別背任、未遂罪）、第四百九十一条（不実文書行使）、第四百九十四条第一項（会社荒らし等に関する収賄）又は第四百九十七条第二項（株主の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（株主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪
- 五 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律（明治三十八年法律第六十六号）第一条（偽造等）、第二条（偽造外国流通貨幣等の輸入）、第三条第一項（偽造外国流通貨幣等の行使等）若しくは第四条（偽造等準備）の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 六 印紙犯罪处罚法（明治四十二年法律第三十九号）第一条（偽造等）又は第二条（偽造印紙等の使用等）の罪
- 七 削除
- 八 暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項（加重傷害）若しくは第二項（未遂罪）又は第一条ノ三（常習傷害等）の罪

- 九 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条から第四条まで（常習特殊強窃盗、常習累犯強窃盗、常習強盗致傷等）の罪
- 十 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第七十七条（特別背任）の罪
- 十一 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条（暴行等による職業紹介等）の罪
- 十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項（児童淫行）の罪
- 十三 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第八十五条第一項（切手類の偽造等）の罪又はその未遂罪
- 十四 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条（虚偽有価証券届出書等の提出等）、第百九十八条第十九号（内部者取引）又は第二百条第十三号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪
- 十五 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条の三（使用等）の罪
- 十六 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六十四条（暴行等による職業紹介等）の罪
- 十七 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条（無資格競馬等）又は第三十二条の二後段（加重収賄）の罪
- 十八 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十八条（無資格自転車競走等）又は第二十三条後段（加重収賄）の罪
- 十九 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条又は第七十三条の違反行為に係る同法第七十七条（非弁護士の法律事務の取扱い等）の罪
- 二十 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の六（国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等）の罪
- 二十一 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第二十四条（無資格小型自動車競走等）又は第二十八条後段（加重収賄）の罪
- 二十二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第三条の違反行為に係る同法第二十四条第一号（無登録販売等）の罪又は同法第二十四条の二第一号（興奮等の作用を有する毒物等の販売等）の罪
- 二十三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百二十八条（設立企画人、執行役員等の特別背任）、第二百二十八条の二（投資法人債権者集会の代表者等の特別背任）、第二百三十条（不実文書行使）、第二百三十五条第一項（投資法人荒らし等に関する収賄）又は第二百三十六条第二項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪
- 二十四 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二十七条（無資格モーターボート競走等）又は第三十四条後段（加重収賄）の罪
- 二十五 覚せい剤取締法第四十一条の三（覚せい剤の使用、覚せい剤原料の輸入等）、第四十一条の四（管理外覚せい剤の施用等）、第四十一条の七（覚せい剤原料の輸入等の予備）、第四十一条の十（覚せい剤原料の輸入等に係る資金等の提供等）又は第四十一条の十三（覚せい剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋）の罪
- 二十六 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項（不法就労助長）、第七十四条（集団密航者を不法入国させる行為等）、第七十四条の二（集団密航者の輸送）、第七十四条の四（集団密航者の収受等）若しくは第七十四条の六（不法入国等援助等）の罪又は同法第七十四条の八第二項（営利目的の不法入国者等の藏匿等）の罪若しくはその未遂罪
- 二十七 削除
- 二十八 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条の三（ジアセチルモルヒネ等の施用等）又は第六十六条の二（麻薬の施用等）の罪
- 二十九 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三十一条（銃砲の無許可製造）若しくは第三十一条の二第一号（銃砲以外の武器の無許可製造）の罪又は猟銃の製造に係る同条第四号（猟銃の無許可製造）の罪
- 三十 關税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百九条（輸入禁制品の輸入）又は第百九条の二（輸入禁制品の保稅地域への蔵置等）の罪
- 三十一 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五条第一項（高金利）若しくは第二項（業として行う高金利）の罪、同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第一項第一号（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の罪又は同法第一条、第二条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項の違反行為に係る同法第八条第一項第二号（元本を保証して行う出資金の受入れ等の脱法行為）の罪
- 三十二 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第三十七条第一項後段（加重収賄）の罪

- 三十三 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十九条（不正の手段による補助金等の受交付等）の罪
- 三十四 売春防止法第六条第一項（周旋）、第七条（困惑等による売春）、第八条第一項（対償の収受等）、第十条（売春をさせる契約）、第十一條第二項（業として行う場所の提供）、第十二条（売春をさせる業）又は第十三条（資金等の提供）の罪
- 三十五 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで（けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等）、第三十一条の七から第三十一条の九まで（けん銃実包の輸入、所持、譲渡し等）、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで（猟銃の所持等、けん銃等の輸入の予備、けん銃等の輸入に係る資金等の提供）、第三十一条の十五（けん銃等の譲渡しと譲受けの周旋等）、第三十一条の十六第一項第一号（けん銃等及び猟銃以外の銃砲等の所持）、第二号（けん銃部品の所持）若しくは第三号（けん銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）、第三十一条の十七（けん銃等としての物品の輸入等）、第三十一条の十八第一号（けん銃実包の譲渡しと譲受けの周旋）又は第三十二条第一号（けん銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等）の罪
- 三十六 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百九十六条（特許権等の侵害）の罪
- 三十七 商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七十八条（商標権等の侵害）の罪
- 三十八 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十四条第五号（業として行う医薬品の販売等）の罪
- 三十九 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第三十二条（特別背任）の罪
- 四十 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十九条（著作権等の侵害等）の罪
- 四十一 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条（航空機の強取等）、第二条（航空機強取等致死）又は第四条（航空機の運航阻害）の罪
- 四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十五条第一号（無許可廃棄物処理業）、第五号（名義貸し）、第六号（廃棄物処理施設の無許可設置）若しくは第八号（不法投棄）又は第二十六条第五号（産業廃棄物の処理の受託）の罪
- 四十三 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）第一条から第五条まで（航空危険、航行中の航空機を墜落させる行為等、業務中の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の持込み、未遂罪）の罪
- 四十四 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第一条から第四条まで（人質による強要等、加重人質強要、人質殺害）の罪
- 四十五 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第一百一号）第五条（開設等）の罪
- 四十六 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第九条（生物兵器等の使用等）又は第十条（生物兵器等の製造等）の罪
- 四十七 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号（無登録営業）の罪
- 四十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十八条（有害業務目的労働者派遣）の罪又は同法第四条第一項に係る同法第五十九条第一号（禁止業務についての労働者派遣事業）の罪
- 四十九 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第百四十八条（仮装取引等）の罪
- 五十 麻薬特例法第六条第一項（薬物犯罪収益等隠匿）又は第二項（未遂罪）の罪
- 五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第四十九条（不実文書行使）の罪
- 五十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八条から第四十条まで（化学兵器の使用、製造等）の罪
- 五十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条（発散させる行為）又は第六条第一項から第三項まで（製造等）の罪
- 五十四 保険業法（平成七年法律第百五号）三百二十二条（保険管理人等の特別背任）、三百二十三条（社債権者集会の代表者等の特別背任）又は三百二十五条（不実文書行使）の罪
- 五十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）五百四十九条（詐欺更生）の罪
- 五十六 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第二十条第一項（臓器売買等）の罪
- 五十七 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十二条（無資格スポーツ振興投票）又は第

三十七条後段（加重収賄）の罪

五十八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百四十条（発起人、取締役等の特別背任）、第二百四十二条（特定社債権者集会の代表者等の特別背任）、第二百四十三条（不実文書行使）、第二百四十八条第一項（特定目的会社荒らし等に関する収賄）又は第二百五十一条第三項（社員の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第六項（社員の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条（児童買春周旋）、第六条第二項（業として行う児童買春勧誘）、第七条（児童ポルノ頒布等）又は第八条（児童買春等の目的人身売買等）の罪

六十 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生）の罪

六十一 ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第二百四十六号）第十六条（人クローリン胚等の人又は動物の胎内への移植）の罪

六十二 中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第二百五十七条（理事等の特別背任）の罪

六十三 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百三十七条第一項（加入者の権利の行使に関する収賄）の罪

六十四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律第二条（資金提供）又は第三条（資金収集）の罪

六十五 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十九条の二（執行役等の特別背任、未遂罪）、第二十九条の四（虚偽文書行使）、第二十九条の八第一項（会社荒らし等に関する収賄）又は第二十九条の十第二項（株主の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（株主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

六十六 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第二百六十六条（詐欺更生）の罪

六十七 仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号）第五十条から第五十二条まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄）の罪

六十八 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産）の罪

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための 麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（麻薬特例法）（抄）

（平成三年十月五日法律第九十四号）（平成二十三年一月一日現在において施行されているもの）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、薬物犯罪による薬物犯罪収益等をはく奪すること等により、規制薬物に係る不正行為が行われる主要な要因を国際的な協力の下に除去することの重要性にかんがみ、並びに規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図り、及びこれに関する国際約束の適確な実施を確保するため、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）及び覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に定めるもののほか、これらの法律その他の関係法律の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「規制薬物」とは、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬、大麻取締法に規定する大麻、あへん法に規定するあへん及びけしがら並びに覚せい剤取締法に規定する覚せい剤をいう。

2 この法律において「薬物犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 第五条、第八条又は第九条の罪
 - 二 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三、第六十六条の四、第六十八条の二又は第六十九条の五の罪
 - 三 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二又は第二十四条の七の罪
 - 四 あへん法第五十一条、第五十二条又は第五十四条の三の罪
 - 五 覚せい剤取締法第四十一条、第四十一条の二又は第四十一条の十一の罪
 - 六 麻薬及び向精神薬取締法第六十七条若しくは第六十九条の二、大麻取締法第二十四条の四、あへん法第五十三条又は覚せい剤取締法第四十一条の六の罪
 - 七 麻薬及び向精神薬取締法第六十八条若しくは第六十九条の四、大麻取締法第二十四条の六、あへん法第五十四条の二又は覚せい剤取締法第四十一条の九の罪
- 3 この法律において「薬物犯罪収益」とは、薬物犯罪の犯罪行為により得た財産若しくは当該犯罪行為の報酬として得た財産又は前項第七号に掲げる罪に係る資金をいう。
- 4 この法律において「薬物犯罪収益に由来する財産」とは、薬物犯罪収益の果実として得た財産、薬物犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他薬物犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。
- 5 この法律において「薬物犯罪収益等」とは、薬物犯罪収益、薬物犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。

第二章 上陸の手続の特例等

（上陸の手続の特例）

第三条 入国審査官は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第五条第一項第六号に掲げる者である疑いのある外国人から入管法第六条第二項の申請があった場合において、法務大臣から、薬物犯罪の捜査に関し、当該外国人を上陸させることが必要であるとの検察官からの通報又は司法警察職員（麻薬取締官、麻薬取締員、警察官又は海上保安官に限る。次項及び次条第一項において同じ。）からの要請があった旨並びに規制薬物の散逸及び当該外国人の逃走を防止するための十分な監視体制が確保されていると認められる旨の連絡を受けているときは、入管法第九条第一項の規定にかかわらず、入管法第五条第一項第六号以外の事項について入管法第七条第一項の審査をした上、当該外国人の旅券に入管法第九条第一項の上陸許可の証印をすることができる。

- 2 入国審査官は、入管法第五条第一項第六号に掲げる者である疑いのある外国人につき入管法第十四条第一項、第十五条第一項若しくは第二項又は第十六条第一項の申請があった場合において、法務大臣から、薬物犯罪の捜査に関し、当該外国人を上陸させることが必要であるとの検察官からの通報又は司法警察職員からの要請があった旨並びに規制薬物の散逸及び当該外国人の逃走を防止するための十分な監視体制が確保されていると認められる旨の連絡を受けているときは、入管法第五条第一項第六号以外の事項について審査をした上、当該外国人の上陸を許可することができる。
- 3 入国審査官は、法務大臣から、第一項の規定による上陸許可の証印又は前項の規定による上陸の許可を受けている外国人について、引き続き本邦に在留させておくことが適当でないと認める旨の連絡を受けたときは、速やかに、当該外国人の本邦への上陸の時において当該外国人が入管法第五条第一項第六号に該当したか否かを審査しなければならない。
- 4 入国審査官は、前項の規定による審査により、同項に規定する外国人が入管法第五条第一項第六号に該当したと認める

きは、当該外国人についての第一項の規定による上陸許可の証印又は第二項の規定による上陸の許可を取り消すものとする。
 (税関手続の特例)

第四条 税関長は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条（同法第七十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による貨物の検査により、当該検査に係る貨物に規制薬物が隠匿されていることが判明した場合において、薬物犯罪の捜査に関し、当該規制薬物が外国に向けて送り出され、又は本邦に引き取られることが必要である旨の検察官又は司法警察職員からの要請があり、かつ、当該規制薬物の散逸を防止するための十分な監視体制が確保されていると認めるときは、当該要請に応ずるために次に掲げる措置をとることができる。ただし、当該措置をとることが関税法規の目的に照らし相当でないと認められるときは、この限りでない。

- 一 当該貨物（当該貨物に隠匿されている規制薬物を除く。）について関税法第六十七条の規定により申告されたところに従って同条の許可を行うこと。
 - 二 その他当該要請に応ずるために必要な措置
- 2 前項（第一号を除く。）の規定は、関税法第七十六条第一項ただし書の規定による郵便物中にある信書以外の物の検査により、当該信書以外の物に規制薬物が隠匿されていることが判明した場合について準用する。この場合において、当該規制薬物については、同法第七十四条の規定は、適用しない。

第三章 罰則

(業として行う不法輸入等)

第五条 次に掲げる行為を業とした者（これらの行為と第八条の罪に当たる行為を併せてすることを業とした者を含む。）は、無期又は五年以上の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二（所持に係る部分を除く。）、第六十五条、第六十六条（所持に係る部分を除く。）、第六十六条の三又は第六十六条の四（所持に係る部分を除く。）の罪に当たる行為をすること。
- 二 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二（所持に係る部分を除く。）の罪に当たる行為をすること。
- 三 あへん法第五十一条又は第五十二条（所持に係る部分を除く。）の罪に当たる行為をすること。
- 四 覚せい剤取締法第四十一条又は第四十一条の二（所持に係る部分を除く。）の罪に当たる行為をすること。

(薬物犯罪収益等隠匿)

第六条 薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。薬物犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的をもって、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(薬物犯罪収益等受取)

第七条 情を知って、薬物犯罪収益等を受取した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを受取した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が薬物犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを受取した者は、この限りでない。

(規制薬物としての物品の輸入等)

第八条 薬物犯罪（規制薬物の輸入又は輸出に係るものに限る。）を犯す意思をもって、規制薬物として交付を受け、又は取得了薬物その他の物品を輸入し、又は輸出した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 薬物犯罪（規制薬物の譲渡し、譲受け又は所持に係るものに限る。）を犯す意思をもって、薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡し、若しくは譲り受け、又は規制薬物として交付を受け、若しくは取得した薬物その他の物品を所持した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(あおり又は唆し)

第九条 薬物犯罪（前条及びこの条の罪を除く。）、第六条の罪若しくは第七条の罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第十条 第五条から第七条まで及び前条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

(薬物犯罪収益等の没収)

第十一條 次に掲げる財産は、これを没収する。ただし、第六条第一項若しくは第二項又は第七条の罪が薬物犯罪収益又は薬物犯罪収益に由来する財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき第三号から第五号までに掲げる財産の全部を没収することが相当でないと認められるときは、その一部を没収することができる。

- 一 薬物犯罪収益（第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係るものを除く。）
 - 二 薬物犯罪収益に由来する財産（第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係る薬物犯罪収益の保有又は処分に基づき得たものを除く。）
 - 三 第六条第一項若しくは第二項又は第七条の罪に係る薬物犯罪収益等
 - 四 第六条第一項若しくは第二項又は第七条の犯罪行為より生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産
 - 五 前二号の財産の果実として得た財産、前二号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前二号の財産の保有又は処分に基づき得た財産
- 2 前項の規定により没収すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、これを没収しないことができる。
- 3 次に掲げる財産は、これを没収することができる。
 - 一 薬物犯罪収益（第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る。）
 - 二 薬物犯罪収益に由来する財産（第二条第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係る薬物犯罪収益の保有又は処分に基づき得たものに限る。）
 - 三 第六条第三項の罪に係る薬物犯罪収益等
 - 四 第六条第三項の犯罪行為より生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産
 - 五 前二号の財産の果実として得た財産、前二号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前二号の財産の保有又は処分に基づき得た財産
(薬物犯罪収益等が混和した財産の没収等)

第十二条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪处罚法」という。）第十四条及び第十五条の規定は、前条の規定による没収について準用する。この場合において、組織的犯罪处罚法第十四条中「前条第一項各号」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第十一條第一項各号」と読み替えるものとする。

（追徴）

第十三条 第十一條第一項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第二項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴する。

2 第十一條第三項に規定する財産を没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。

（薬物犯罪収益の推定）

第十四条 第五条の罪に係る薬物犯罪収益については、同条各号に掲げる行為を業とした期間内に犯人が取得した財産であつて、その価額が当該期間内における犯人の稼働の状況又は法令に基づく給付の受給の状況に照らし不相當に高額であると認められるものは、当該罪に係る薬物犯罪収益と推定する。

（両罰規定）

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五条から第九条までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第四章 没収に関する手続等の特例

（第三者の財産の没収手続等）

第十六条 第十一條第一項各号又は第三項各号に掲げる財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。第十八条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

- 2 薬物犯罪又は第六条若しくは第七条の罪（以下「薬物犯罪等」という。）に関し、この法律、麻薬及び向精神薬取締法その他の法令の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。
- 3 組織的犯罪処罰法第十八条第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十二条において準用する組織的犯罪処罰法第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。
- 4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第十七条 組織的犯罪処罰法第十九条の規定は第十一条の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録をする財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について準用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第五章」と読み替えるものとする。

（刑事補償の特例）

第十八条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第五章 保全手続

（没収保全命令）

第十九条 裁判所は、薬物犯罪等に係る被告事件に関し、この法律、麻薬及び向精神薬取締法その他の法令の規定により没収することができる財産（以下「没収対象財産」という。）に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、当該財産を没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該財産につき、その処分を禁止することができる。

- 2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であって当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当の理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に発して、当該権利の処分を禁止することができる。
- 3 裁判官は、前二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官又は司法警察員（麻薬取締官、麻薬取締員、警察官又は海上保安官に限るものとし、警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。）の請求により、前二項に規定する処分をすることができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章の規定による没収保全命令及び附帯保全命令による処分の禁止の例による。

（追徴保全命令）

第二十条 裁判所は、薬物犯罪等に係る被告事件に関し、第十三条の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

- 2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等

第二十一条から第二十五条まで [略]

附則 [略]

犯罪収益対策推進要綱

平成19年4月26日付警察庁次長通達

第1 要綱の目的

この要綱は、犯罪による収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることにかんがみ、全国警察が一体的に犯罪収益対策を推進することにより、「組織犯罪対策要綱」及び「テロ対策推進要綱」に基づく取組みと相まって、犯罪による収益の移転防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅、テロ資金供与の防止等を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 犯罪収益対策の基本姿勢

犯罪収益対策の推進に当たっての基本姿勢は、次のとおりとする。

- 1 犯罪による収益の移転防止に関する特定事業者（法第2条第2項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）の自主的な取組み及び国民の理解の促進
- 2 犯罪による収益に関する情報の分析及び活用
- 3 犯罪収益関連犯罪（法第11条第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）の取締り及び犯罪による収益のはく奪の推進
- 4 犯罪収益対策に関する国際的な連携の推進

第3 犯罪収益対策の推進

- 1 推進体制の整備

法により、FIU（資金情報機関）が金融庁から国家公安委員会に移管され、国家公安委員会が疑わしい取引の届出に係る情報の集約、整理及び分析を行うとともに、その結果を捜査機関等及び外国FIUに提供することとされ、警察庁では、組織犯罪対策部の所掌事務に犯罪による収益の移転防止に関する事務が追加され、所要の体制を整備することとしている。

これを踏まえ、各都道府県警察においても、関係各部門の知見を有する職員により構成され、犯罪収益対策に関し各部門が実施する施策の総合調整、警察庁から提供される疑わしい取引に関する情報の受領、疑わしい取引に関する情報の的確な取扱いの確保、犯罪収益関連犯罪の捜査支援等を担当する犯罪収益解明班を設置するとともに、各部門における犯罪収益関連犯罪の捜査体制を整備する。
- 2 特定事業者の自主的な取組み及び国民の理解の促進

警察庁は、特定事業者が法で定める措置を的確に行うために必要な犯罪による収益の移転に係る手口に関する情報を提供し、措置の実施方法について適切に指導及び助言を行うほか、関係機関と連携して、従業員研修や自主的な取組みの実施に当たり専門的知見を有する職員を派遣するなどの援助を行う。

また、警察庁及び都道府県警察においては、関係機関と連携し、法の内容、犯罪組織等の実態及び犯罪による収益が与える健全な経済活動への悪影響に関する知識を普及するなどして犯罪収益対策の重要性に関する国民の理解を深めるための広報啓発活動を行う。
- 3 犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析

(1) 警察庁における集約、整理及び分析

警察庁は、犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析を迅速かつ的確に行うとともに、法第11条及び第12条の規定に基づき、疑わしい取引に関する情報を捜査機関等及び外国FIUに提供する。

犯罪による収益に関する情報の集約に当たっては、各都道府県警察に対し、次の情報の報告を求める。

- ア 犯罪による収益に関する情報の分析に資するため必要な情報
- イ アに掲げるもののほか、警察庁において犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報

また、犯罪による収益に関する情報の整理及び分析に当たっては、情報相互の関連性及び組織犯罪に関する情報を総合的に勘案して行う。

(2) 都道府県警察における情報収集

各都道府県警察においては、すべての部門が緊密に連携し、次の情報を収集する。

- ア 犯罪による収益の移転の実態に関する情報
- イ 犯罪収益関連犯罪の検挙に資する情報
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報

4 犯罪収益対策の観点からの取締りの推進

警察庁は、疑わしい取引に関する情報を活用し、犯罪収益関連犯罪の捜査指導及び調整並びに犯罪組織等の実態解明を行う。

各都道府県警察においては、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）等各種法令を適用し、犯罪組織等の資金源を遮断するため、疑わしい取引に関する情報を活用した犯罪捜査を推進し、積極的に事件化する。犯罪収益関連犯罪の巧妙化を踏まえ、当該犯罪の事件化に当たっては、不斷に創意工夫を図り、効果的かつ適切な情報収集活動の推進、捜査手法の高度化、関係機関との幅広い連携に努める。

5 犯罪による収益のはく奪の推進

(1) 没収保全請求等の的確な実施

各都道府県警察においては、犯罪収益関連犯罪の捜査に当たっては、単に被疑者の逮捕だけでなく、犯罪による収益の発見にも努め、これを発見した際には、速やかに、起訴前の没収保全請求を実施するなど、犯罪による収益の移転を防止するための措置を的確に実施する。

(2) 檢察庁との連携

各都道府県警察においては、犯罪による収益の没収又は追徴が的確に図られるよう犯罪による収益のはく奪について検察庁との緊密な連携を強化する。

(3) その他の手法の活用

各都道府県警察においては、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に基づく措置だけでなく、搜索・差押え、国税庁への課税通報等を積極的に実施し、あらゆる機会をとらえて犯罪による収益のはく奪に資する措置を講ずるよう努める。

6 国際的な連携の推進

警察庁は、組織的な犯罪及びテロリズムが国際社会の脅威となっているとともに、犯罪による収益の移転が国際的な金融取引及び商取引を通じて行われていることを踏まえ、外国FIUとの疑わしい取引に関する情報及び犯罪による収益の移転に係る手口に関する情報の交換、犯罪収益対策に係る国際勧告の改訂及び外国による国際勧告の履行のための支援等の様々な側面での国際連携の強化に努める。

第4 疑わしい取引に関する情報の的確な取扱い

1 保秘の徹底

疑わしい取引に関する情報を活用した取締りを行うに当たっては、被疑者その他の関係者に、当該情報を活用したことが明らかにならないように保秘を徹底する。

2 漏えい等の防止の徹底

警察庁においては、疑わしい取引に関する情報取扱規則（平成19年国家公安委員会規則第9号）に基づき、疑わしい取引に関する情報の取扱いに当たっては、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講ずる。

各都道府県警察においては、疑わしい取引に関する情報の取扱いに当たっては、警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）等に基づき、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講ずる。

第5 表彰

表彰を行うに当たっては、事件検挙に関する功労だけでなく、犯罪による収益のはく奪に関する功労及び犯罪収益対策のための各種施策の推進に関する功労についても、積極的に考慮するものとする。

※ 預金取扱い金融機関、保険会社、証券会社以外の特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項第1号から第31号の2（第29号を除く）までに掲げる特定事業者）においては、預金取扱い金融機関、保険会社又は証券会社の参考事例に準じた取扱いをするものとする。

○ 疑わしい取引の参考事例（預金取扱い金融機関）

（全般的な注意）

以下の事例は、金融機関等が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第9条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他金融機関等の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して金融機関等において判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、金融機関等が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、金融機関等が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

第1 現金の使用形態に着目した事例

- 1 多額の現金（外貨を含む。以下同じ。）又は小切手により、入出金（有価証券の売買、送金及び両替を含む。以下同じ。）を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引、送金や自己宛小切手によるのが相当と認められる場合にもかかわらず敢えて現金による入出金を行う取引。
- 2 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金又は小切手による入出金の総額が多額である場合。
- 3 多量の小額通貨（外貨を含む。）により入金又は両替を行う取引。
- 4 夜間金庫への多額の現金の預入れ又は急激な利用額の増加に係る取引。

第2 真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例

- 5 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金。
- 6 口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使用した入出金。
- 7 住所と異なる連絡先にキャッシュカード等の送付を希望する顧客又は通知を不要とする顧客に係る口座を使用した入出金。
- 8 多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る口座を使用した入出金。屋号付名義等を利用して異なる名義で多数の口座を保有している顧客の場合を含む。
- 9 当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない顧客に係る口座を使用した入出金。

第3 口座の利用形態に着目した事例

- 10 口座開設後、短期間で多額又は頻繁な入出金が行われ、その後、解約又は取引が休止した口座に係る取引。
- 11 多額の入出金が頻繁に行われる口座に係る取引。
- 12 口座から現金で払い戻しをし、直後に払い戻した現金を送金する取引（伝票の処理上現金扱いとする場合も含む。）。特に、払い戻した口座の名義と異なる名義を送金依頼人として送金を行う場合。
- 13 数多の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引。特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合。
- 14 数多の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合。
- 15 匿名又は架空名義と思われる名義での送金を受ける口座に係る取引。
- 16 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引。
- 17 経済合理性から見て異常な取引。例えば、預入れ額が多額であるにもかかわらず、合理的な理由もなく、利回りの高い商品を拒む場合。

第4 債券等の売買の形態に着目した事例

- 18 大量の債券等を持込み、現金受渡しを条件とする売却取引。
- 19 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により債券等の売買の決済が行われた取引。
- 20 現金又は小切手による多額の債券の買付けにおいて、合理的な理由もなく、保護預り制度を利用せず、本券受渡しを求

める顧客に係る取引。

第5 保護預り・貸金庫に着目した事例

- 21 保護預り及び信託取引の真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例については、「第2 真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例」に準じる。
- 22 貸金庫の真の利用者を隠匿している可能性に着目した事例については、「第2 真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例」に準じる。
- 23 頻繁な貸金庫の利用。

第6 外国との取引に着目した事例

- 24 他国への送金にあたり、虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する顧客に係る取引。特に、送金先、送金目的、送金原資等について合理的な理由があると認められない情報を提供する顧客に係る取引。
- 25 短期間のうちに頻繁に行われる外国送金で、送金総額が多額にわたる取引。
- 26 経済合理性のない目的のために他国へ多額の送金を行う取引。
- 27 経済合理性のない多額の送金を他国から受け取る取引。
- 28 多額の旅行小切手又は送金小切手（外貨建てを含む。）を頻繁に作成又は使用する取引。
- 29 多額の信用状の発行に係る取引。特に、輸出（生産）国、輸入数量、輸入価格等について合理的な理由があると認められない情報を提供する顧客に係る取引。
- 30 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客が行う取引。特に、金融庁が監視を強化すべき国・地域として指定した国・地域に係る場合（31・32において同じ。）。
- 31 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者（法人を含む。）との間で顧客が行う取引。
- 32 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者（法人を含む。）から紹介された顧客に係る取引。

第7 融資及びその返済に着目した事例

- 33 延滞していた融資の返済を予定外に行う取引。
- 34 融資対象先である顧客以外の第三者が保有する資産を担保とする融資の申込み。

第8 その他の事例

- 35 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合。
- 36 複数人で同時に来店し、別々の店頭窓口担当者に多額の現金取引や外国為替取引を依頼する一見の顧客に係る取引。
- 37 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- 38 自行職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。
- 39 自行職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条（犯罪収益等隠匿）又は第11条（犯罪収益等收受）の罪を犯している疑いがあると認められる取引。
- 40 偽造通貨、偽造証券、盜難通貨又は盜難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。
- 41 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買取等を図った顧客に係る取引。
- 42 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- 43 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。
- 44 その他（公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引等）

○ 疑わしい取引の参考事例（保険会社）

(全般的な注意)

以下の事例は、金融機関等が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第9条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他金融機関等の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して金融機関等において判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、金融機関等が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、金融機関等が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

第1 現金の使用形態に着目した事例

- 1 多額の現金（外貨を含む。以下同じ。）又は小切手により、保険料を支払う契約者に係る取引。特に、契約者の収入、資産等に見合わない高額の保険料を支払う場合。
- 2 多額の保険金支払い又は保険料払戻しであるにもかかわらず、現金又は小切手による支払いを求める顧客に係る取引。
- 3 短期間のうちに行われる複数の保険契約に対する保険料支払いと、現金又は小切手による支払い総額が多額である場合。
- 4 多量の小額通貨（外貨を含む。）により保険料が支払われる取引。

第2 真の契約者を隠匿している可能性に着目した事例

- 5 架空名義又は偽名で締結したとの疑いが生じた保険契約に係る取引。
- 6 契約者である法人の実体がないとの疑いが生じた保険契約に係る取引。
- 7 住所と異なる連絡先に保険証券等の証書類の送付を希望する契約者に係る取引。
- 8 多数の保険契約を締結していることが判明した契約者に係る取引。
- 9 多額の保険料支払いを内容とする保険契約を締結しようとする申込者に係る取引。特に、保険料の支払方法が年払い又は一時払いの場合。
- 10 当該支店に保険契約の申込みをする明らかな理由がない顧客に係る取引。

第3 契約締結後の事情に着目した事例

- 11 経済合理性から見て異常な取引。例えば、不自然に早期の解約が行われる場合。
- 12 突然、保険料の支払方法を少額の月払いから年払い又は一時払いへ変更した契約者に係る取引。
- 13 突然、多額の保険料の支払いが必要となる高額保険へ変更した契約者に係る取引。

第4 債券等の売買に着目した事例

- 14 大量の債券等を持込み、現金受渡しを条件とする売却取引。
- 15 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により債券等の売買の決済が行われた取引。

第5 外国との取引に着目した事例

- 16 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域において、保険金の受取りを希望する保険金受取人又は解約返戻金の受取りを希望する契約者に係る取引。特に、金融庁が監視を強化すべき国・地域として指定した国・地域に係る場合（17・18において同じ。）。
- 17 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く契約者に係る取引。
- 18 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者（法人を含む。）から紹介された契約者に係る取引。

第6 融資に係る事例

- 19 延滞していた融資の返済を予定外に行う取引。
- 20 融資の相手方である顧客以外の第三者が保有する資産を担保とする融資の申込み。

第7 その他の取引に係る事例

- 21 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な保険料の支払いを行う場合。
- 22 企業や団体を契約者とする場合で、不自然に高額な保険料を払い込む又は早期の解約が行われる、個々の被保険者の加入意思の確認が困難な保険契約。
- 23 契約者が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説

明や資料提出を拒む契約者に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。

- 24 自社職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。
- 25 自社職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条（犯罪収益等隠匿）又は第11条（犯罪収益等収受）の罪を犯している疑いがあると認められる取引。
- 26 偽造通貨、偽造証券、盜難通貨又は盜難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。
- 27 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買取等を図った顧客に係る取引。
- 28 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- 29 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる契約者に係る取引。
- 30 その他（公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引等）

○ 疑わしい取引の参考事例（証券会社）

(全般的な注意)

以下の事例は、金融機関等が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第9条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他金融機関等の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して金融機関等において判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、金融機関等が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、金融機関等が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

第1 現金の使用形態に着目した事例

- 1 多額の現金（外貨を含む。以下同じ。）又は小切手により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引。
- 2 短期間のうちに頻繁に行われる株式、債券、投資信託等への投資で、現金又は小切手による取引総額が多額である場合。
- 3 多量の小額通貨（外貨を含む。）により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引。

第2 真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例

- 4 架空名義口座又は偽名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。
- 5 口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。
- 6 住所と異なる連絡先に取引報告書等の証書類の送付を希望する顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。
- 7 多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。
- 8 当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。

第3 投資の形態に着目した事例

- 9 通常は取引がないにもかかわらず、突如多額の投資が行われる口座に係る取引。
- 10 大量の株券等を持込み、現金受渡しを条件とする売却取引。
- 11 本人が保有していることが疑われるほど大量な無記名証券、他人名義株券に係る取引。
- 12 短期間のうちに頻繁に株券等を持込み、現金受渡しを条件とする売却取引。
- 13 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により決済が行われた取引。
- 14 売却代金の振込銀行口座に第三者名義の銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。

第4 保護預りに係る事例

- 15 保護預り契約締結時の状況等に着目した事例については、「第2 真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例」に準じる。
- 16 多額の株式又は債券の買付けにもかかわらず、合理的な理由もなく、保護預り制度を利用しないで、本券引出しを求める顧客に係る取引。

第5 外国との取引に着目した事例

- 17 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客に係る取引。特に、金融庁が監視を強化すべき国・地域として指定した国・地域に係る場合（18・19において同じ。）。
- 18 売却代金の振込銀行口座に資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。
- 19 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者（法人含む。）から紹介された顧客に係る取引。

第6 有価証券の発行関連業務に着目した事例

- 20 表面上の経営者とは別に経営に関与している者の存在が疑われる会社による有価証券の発行。
- 21 主要株主・役員・常任代理人・大口債権者・主要取引先・アレンジャー等のいずれかに、暴力団員、暴力団関係者等が関与すると疑われる有価証券の発行。

- 22 有価証券の発行によって調達しようとする資金の使途と業務との関係が不自然な会社による有価証券の発行。
- 23 前回の有価証券の発行後に行われた業務内容の変更又は新規事業が、これまでの事業との関連性が認められないなどの疑義がある会社による有価証券の発行。
- 24 増資前の発行済み株式数、売上高及び資産規模等に対して大幅な（極端な）増資の規模となる有価証券の発行。
- 25 短期間のうちに繰り返し行われる大規模な額の有価証券の発行。
- 26 役員・会計監査人が頻繁に入れ替わる会社又は辞任若しくは解任が不自然な形で行われた会社による有価証券の発行。
- 27 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域を登記先又は拠点としているファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行。
- 28 実質的な投資者、引受け原資その他の経済的な実態が不透明なファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行。
- 29 表面上は複数の割当先であるが、実質的には同一であると疑われる者やファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行。
- 30 投資事業組合が第三者割当先となっている有価証券について、大量に入庫を行う行為。

第7 その他の取引に係る事例

- 31 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合。
- 32 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- 33 自社職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。
- 34 自社職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条（犯罪収益等隠匿）又は第11条（犯罪収益等收受）の罪を犯している疑いがあると認められる取引。
- 35 偽造通貨、偽造証券、盜難通貨又は盜難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。
- 36 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- 37 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- 38 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。
- 39 その他（公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引等）

○ 疑わしい取引の参考事例（商品先物取引業者）

（全般的な注意）

以下の事例は、商品先物取引業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第9条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他商品先物取引業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して商品先物取引業者において判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、商品先物取引業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、商品先物取引業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

第1 現金の使用形態に着目した事例

- 1 多額の現金（外貨を含む。以下同じ。）又は小切手が取引証拠金として差し入れられ又は決済の資金として支払われる取引。特に顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引。
- 2 短期間のうちに頻繁に現金又は小切手による取引証拠金等の入出金がある取引。
- 3 多量の少額通貨（外貨を含む。）による入金がある取引。

第2 真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例

- 4 委託者の取引名義が架空名義又は偽名であるとの疑いが生じた取引。
- 5 口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた取引。
- 6 出張、旅行、入院等の合理的な理由がなく、委託者が代理人を指定する取引。
- 7 委託者と速やかに連絡がとれる場所でない（住所以外の）連絡先への取引報告書等の証書類の送付を委託者が希望する取引。
- 8 他の商品先物取引業者においても多数の取引口座を保有していることが判明した委託者に係る取引。
- 9 住所から遠隔地の支店等で取引をすることについて合理的な理由がない委託者に係る取引。

第3 投資の形態に着目した事例

- 10 通常は取引がないにもかかわらず、突如多額の売買が行われる取引。
- 11 大量の株券等を取引証拠金に充用し、それらの売却を商品先物取引業者に依頼する取引。
- 12 本人が保有していることが疑われるほど大量な無記名証券、他人名義株券を取引証拠金に充用している取引。
- 13 短期間のうちに頻繁に株券等を取引証拠金に充用し、それらの売却を商品先物取引業者に依頼する取引。
- 14 本人名義以外の金融機関口座からの送金がある取引
- 15 本人名義以外の金融機関口座を送金先に指定しようとする取引

第4 外国との取引に着目した事例

- 16 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客に係る取引。特に、国家公安委員会が監視を強化すべき国・地域として指定した国・地域に係る場合（17・18において同じ。）。
- 17 売買益金の振込銀行口座に資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。
- 18 資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者（法人含む。）から紹介された顧客に係る取引。

第5 その他の取引に係る事例

- 19 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合。
- 20 委託者が自己のために取引しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む委託者に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- 21 自社職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。
- 22 自社職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条（犯罪収益等隠匿）又は第11条（犯罪収益等收受）の罪を犯している疑いがあると認められる取引。
- 23 偽造通貨、偽造証券、盜難通貨又は盜難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が

偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。

- 24 取引の秘匿を不自然に強要する顧客又は届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- 25 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- 26 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる委託者に係る取引。
- 27 犯罪収益移転防止管理官（※）その他の公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引。

（※）警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）

○ 疑わしい取引の参考事例（両替業者）

1 全般的な注意

以下の事例は、両替業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第9条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他両替業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して両替業者において判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、両替業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、両替業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

2 取引金額

- (1) 多額の現金（外貨を含む。）又は旅行小切手による両替取引。
- (2) 多量の小額通貨（外貨を含む。）による両替取引。

3 取引頻度

短期間のうちに頻繁に外国通貨又は旅行小切手の売買を行う場合。

4 真の取引者の隠匿

- (1) 架空名義又は偽名で両替取引を行っている疑いがある場合。
- (2) 両替取引を行う法人の実態がないとの疑いがある場合。

5 本人確認への対応

- (1) 本人確認を意図的に回避していると思料される以下のような場合。
 - ① 複数人で同時に来店し、一人当たりの両替金額が本人確認の対象となる金額（法定又は自社ルール）をわずかに下回るよう分散して行う場合。
 - ② 同一顧客が同一日又は近接する日に数回に分けて同一店舗又は近隣の店舗に来店し、本人確認の対象となる金額（法定又は自社ルール）をわずかに下回るよう分散して行う場合。
 - ③ 本人確認書類の提示を求めた際に、本人確認書類の提出を拒む場合又は両替金額や取引目的を急に変更する場合。
- (2) 顧客が自己のために両替取引をしているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料の提示を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。

6 偽造通貨等

偽造通貨等、盜難通貨等、又はこれらと疑われる通貨等を收受した場合。

7 その他

- (1) 当該店舗で両替取引を行うことについて明らかな理由がない顧客に係る取引。（合理的な理由のない遠隔地の空港、港等を利用する両替取引）
- (2) 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な両替取引を行う場合。（年齢に見合わない高額な両替取引）
- (3) 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買取等を図った顧客に係る取引。
- (4) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- (5) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。
- (6) 犯罪収益移転防止管理官（※）その他の公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった人物等に係る取引。

（※）警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）

○ 疑わしい取引の参考事例（ファイナンスリース事業者）

1 全般的な注意事項

以下の事例は、事業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第9条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他事業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して事業者において判断する必要があります。

したがって、これらの事例は、事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものすべてが疑わしい取引に該当するものではありません。一方、これら事例に該当しない取引であっても、事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものについては届出を行う必要があります。なお、各事例ともに、合理的な理由がある場合はこの限りではありません。

2 疑わしい取引の参考事例

- (1) 顧客の事業規模、資産等に見合わない高額（外貨を含む）のファイナンスリース料を支払う顧客との取引。
- (2) 合理的な理由もなく短期間のうちに複数のファイナンスリース契約を締結し、結果として現金による支払い総額が顧客の事業規模、資産等に見合わない高額の取引となる場合。
- (3) 架空名義又は偽名で締結したとの疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引。
- (4) 顧客である法人の実態がないとの疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引。
- (5) 顧客の業務に全く関係のない場所に設備等の設置を希望する顧客に係る取引。
- (6) 顧客の業務に用いる合理性の認められない設備等の設置を希望する顧客に係る取引。
- (7) 顧客が指定するサプライヤーによる設備等の提供価額が、通常考えうる定価又は時価と比べて著しく合理性を欠く取引。
- (8) 顧客とサプライヤーが共謀し、実際には設備等を設置せずファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている（所謂「空リース」。）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引。
- (9) 同一の設備等によって複数のファイナンスリース契約を締結し、ファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている（所謂「多重リース」。）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引。
- (10) 合理的な理由もなく契約者から早期解約の申入れがあった場合、又は中途解約金の支払いがあった場合。
- (11) 合理的な理由もなく顧客がリース料の支払いを少額の月払いから一定期間分の一括支払いへ変更した場合。
- (12) 頻繁に代金引落し口座を変更する顧客にかかる取引。
- (13) 延滞していた代金の支払いを合理的な説明もなく行ない、その額が顧客の事業規模、資産等に見合わない高額である場合。
- (14) 顧客が自己のために設備等を使用しているか否かに疑義があるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む契約者に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- (15) 合理的な理由もなく取引の秘密を不自然に強調する取引、届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- (16) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- (17) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる契約者に係る取引。
- (18) 犯罪収益移転防止管理官（※）その他の公的機関など外部から、犯罪収益に関与している可能性があるとして照会や通報があった取引。

（※）警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）

○ 疑わしい取引の参考事例（クレジットカード事業者）

1 全般的な注意事項

以下の事例は、事業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第9条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他事業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して事業者において判断する必要があります。

したがって、これらの事例は、事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものすべてが疑わしい取引に該当するものではありません。一方、これら事例に該当しない取引であっても、事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものについては届出を行う必要があります。なお、各事例ともに、合理的な理由がある場合はこの限りではありません。

2 疑わしい取引の参考事例

- (1) 短期間のうちに複数枚のクレジットカードの発行を求める、あるいは頻繁な紛失による再発行の依頼がある顧客との取引。
- (2) 顧客の収入、資産等に見合わないと思われる利用限度額の引き上げを依頼する顧客との取引。
- (3) 架空名義又は偽名で締結したとの疑いが生じたクレジットカード契約。
- (4) 顧客である法人の実態がないとの疑いが生じたクレジットカード契約。
- (5) 合理的な理由もなく、住所と異なる連絡先にクレジットカード等の送付を希望する顧客又は取引に関する通知等を不要とする顧客に係る取引。
- (6) 短期間のうちに多額の支払いを行い、利用限度額まで使い切る顧客に係る取引。
- (7) クレジットカードにより、多額のギフトカード、商品券等の現金代替物を頻繁に購入する顧客に係る取引。
- (8) 頻繁に代金引落し口座を変更する顧客にかかる取引。
- (9) 契約名義人と異なる者がクレジットカードを使用している疑いが生じた場合。
- (10) 顧客が自己のためにクレジットカードの交付を受け、若しくは、使用しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- (11) 取引の秘密を不自然に強調する取引、届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- (12) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- (13) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる契約者に係る取引。
- (14) 犯罪収益移転防止管理官（※）その他の公的機関など外部から、犯罪収益に関与している可能性があるとして照会や通報があった取引。

（※）警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）

○ 疑わしい取引の参考事例（宅地建物取引業者）

(全般的な注意)

以下の事例は、宅地建物取引業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第9条第1項に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他宅地建物取引業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して宅地建物取引業者において判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、宅地建物取引業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、合理的な理由がある場合など、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、宅地建物取引業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

第1 現金の使用形態に着目した事例

1 多額の現金により、宅地建物を購入する場合（特に、契約者の収入、資産等の属性に見合わない高額の物件を購入する場合。）

2 短期間のうちに行われる複数の宅地建物の売買契約に対する代金を現金で支払い、その支払い総額が多額である場合

第2 真の契約者を隠匿している可能性に着目した事例

3 売買契約を架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じた場合

4 顧客が取引の関係書類に自己の名前を書くことを拒む場合

5 申込書、重要事項説明書、売買契約書等の取引の関係書類それぞれに異なる名前を使用しようとする場合

6 売買契約の契約者である法人の実体がないとの疑いが生じた場合

7 顧客の住所と異なる連絡先に関係書類の送付を希望する場合

第3 取引の特異性（不自然さ）に着目した事例

8 同一人物が、短期間のうちに多数の宅地又は建物を売買する場合

9 宅地又は建物の購入後、短期間のうちに当該宅地又は建物を売却する場合

10 経済合理性から見て異常な取引を行おうとする場合（例えば、売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でも厭わない場合等）

11 短期間のうちに複数の物件を購入するにもかかわらず、各々の物件の場所、状態、予想修理費等に対してほとんど懸念を示さない場合

12 取引の規模、物件の場所、顧客が営む事業の形態等から見て、当該顧客が取引の対象となる宅地又は建物を購入又は売却する合理的な理由が見出せない場合

第4 契約締結後の事情に着目した事例

13 合理的な理由なく、予定されていた決済期日の延期の申し入れがあった場合

14 顧客が（売買契約締結後に）突然、高額の不動産の購入への変更を依頼する場合

第5 その他の事例

15 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合

16 顧客が自己のために取引しているか疑いがあるため、真の受益者について確認を求めたにも関わらず、その説明や資料提出を拒む場合

17 顧客が取引の秘密を不自然に強調する場合

18 顧客が「疑わしい取引の届出」を行わないように依頼、強要、買収等を図る場合

19 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

20 自社従業員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認めらる顧客に係る取引

21 犯罪収益移転防止管理官（※）その他の公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能があるとして照会や通報があった取引

（※）警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）

○ 疑わしい取引の参考事例（宝石・貴金属等取扱事業者）

1 全般的な注意事項

以下の2. 及び3. の事例は、事業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第9条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他事業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して事業者において判断する必要があります。

したがって、これらの事例は、事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものすべてが疑わしい取引に該当するものではありません。一方、これら事例に該当しない取引であっても、事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものについては届出を行う必要があります。なお、各事例ともに、合理的な理由がある場合はこの限りではありません。

2 現金の使用形態に着目した事例

- (1) 多額の現金により購入する場合。
- (2) 1回当たりの購入額が少額であっても頻繁に購入を行うことにより、結果として多額の購入となる場合。
- (3) 顧客の収入、資産等に見合わない多額の購入を行う場合。
- (4) 数人で同時に来店し、別々の担当者に多額の現金取引を依頼する場合。
- (5) 短期間に多数の宝石・貴金属等を購入するにもかかわらず、各々のデザイン等に対してほとんど関心を示さない場合。

3 その他の事例

- (1) 本人確認の際に顧客が呈示した身分証明書等が偽造である疑いがある場合。
- (2) 暴力団員、暴力団関係者等が取引に関わる場合。
- (3) 顧客が取引の秘密を不自然に強調する場合及び届出を行わないよう依頼、強要、買収等を図った場合。
- (4) 法人の実体がないとの疑いが生じた当該法人関係者が取引に関わっている場合や、当該法人に確認した本人確認等に関する情報（住所、電話番号等）に虚偽の疑いがある場合。
- (5) 自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の購入者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む場合。
- (6) 自社従業員の知識、経験等から見て、取引の態様が不自然な場合又は顧客の態度、動向等が不自然な場合。
- (7) 犯罪収益移転防止管理官（※）その他の公的機関などから、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引を行う場合。

（※）警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）

○ 疑わしい取引の参考事例（古物商（宝石・貴金属等取扱事業者）） (一例であって同一でない場合がある)

1 全般的な注意事項

2から4の事例は、事業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第9条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他事業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して事業者において判断する必要があります。

したがって、これらの事例は、事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものが届出の対象となることに注意する必要があります。

2 顧客からの買取り時に着目した事例

- (1) 同一人物が、短期間のうちに多数の宝石・貴金属等の売却を行う場合
- (2) 同一人物が、短期間のうちに同一種類の宝石・貴金属等の売却を繰り返す場合
- (3) 顧客の収入、資産等に見合わない高額の宝石・貴金属等の売却を行う場合
- (4) 売却する宝石・貴金属等が顧客の所有物であることに疑いがある場合（例えば、男性が女性物の宝石・貴金属等を多数持ち込む場合）
- (5) 売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でもいとわない場合
- (6) 多数の店舗において宝石・貴金属等を売却し、又は売却しようとしていることがうかがい知れる言動がある場合

3 顧客に対する売却時に着目した事例

- (1) 多額の現金により購入する場合
- (2) 1回当たりの購入額が少額であっても頻繁に購入を行うことにより、結果として多額の購入となる場合
- (3) 顧客の収入、資産等に見合わない多額の購入を行う場合
- (4) 数人で同時に来店し、別々の担当者に多額の現金取引を依頼する場合
- (5) 短期間に多数の宝石・貴金属等を購入するにもかかわらず、各々のデザイン等に対してほとんど関心を示さない場合

4 その他の事例

- (1) 本人確認の際に顧客が提示した身分証明書等が偽造である疑いがある場合
- (2) 暴力団員、暴力団関係者等が取引に関わる場合
- (3) 顧客が取引の秘密を不自然に強調する場合及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った場合
- (4) 法人の実態がないとの疑いが生じた当該法人の関係者が取引に関わっている場合又は本人確認書類等に記載された本人特定事項（名称、所在地等）に虚偽の疑いがある場合
- (5) 自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の所有者の確認を求められたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む場合
- (6) 自社従業員の知識、経験等から見て、取引の態様が不自然な場合又は顧客の態度、動向等が不自然な場合
- (7) 犯罪収益移転防止管理官（※）その他の公的機関等から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があつた取引を行う場合

（※）警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）

○ 疑わしい取引の参考事例（郵便物受取サービス業者）

1 郵便受取サービス業の範囲

郵便受取サービス業は、法第2条第2項第38号に規定されており、具体的には、以下の3つの全てのサービスを提供する事業者を指します。

- ① 自己の居所又は事務所の所在地を、顧客が郵便物の受取場所として利用することを許諾している
- ② 顧客に代わって、顧客あての郵便物を受け取っている
- ③ 受け取った郵便物を顧客に引き渡している

2 疑わしい取引に該当する可能性のある取引の類型

以下の事例は、郵便受取サービス業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第9条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他郵便受取サービス業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して郵便受取サービス業者において判断する必要があります。

したがって、これらの事例は、郵便受取サービス業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものがすべての疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、郵便受取サービス業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要します。なお、届出にあたっては別紙様式（PDF）をご利用願います。

- 1 顧客が会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがあり、それがマネー・ローンダリングやテロ資金等の犯罪収益の供与に用いられるであろうことが、うかがわれる取引。
- 2 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いが生じたため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。
- 3 同一名義人である顧客が複数の法人名義で郵便受取サービス契約を希望する取引
- 4 顧客に対して、頻繁に多額の金銭が送付された取引
- 5 顧客あてにヤミ金融業者やペーパーカンパニーと思われる営業名称で現金書留や電信為替での送金があった取引
- 6 顧客が架空名義又は偽名で契約をしている疑いがある取引
- 7 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引
- 8 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引
- 9 職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引
- 10 犯罪収益移転防止管理官（※）その他の公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引

（※）警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）

○ 疑わしい取引の参考事例（電話受付代行業者）

1 電話受付代行業者の範囲

電話受付代行業者とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」といいます。）第2条第2項第38号において定義されています。具体的には、以下の3つのすべてを満たすサービス（電話受付代行業）を提供している事業者を指します。

- ① 自己の電話番号を、顧客が連絡先として利用することを許諾している
- ② 当該顧客あてに当該電話番号にかかってきた電話（FAXを含みます。）について応答している
- ③ 通信が終わった後で、顧客に通信内容を連絡している

例として、

- ① 実際に人が顧客側の従業員、秘書等を名乗って電話に出て、電話回線を一度切った上で電話を受信した旨を顧客に対して伝えるサービス
 - ② 顧客あてのFAXを実際に受信して、顧客に受け渡すサービス
 - ③ 留守番電話等を使って自動応答を行い、通話内容を録音し、その内容を顧客に対して伝えるサービス
- などがあります。

一方で以下に例示されるいわゆるコールセンター業務等は、電話受付代行業に類似しているものの、電話の内容を顧客に連絡するだけでなく、問い合わせや苦情、相談などへの対応を行うものであるため、法第2条第2項第38号に規定する業務には該当せず、法に基づく義務（具体的には、法第4条に基づく本人確認義務、法第6条に基づく本人確認記録の作成・保存義務、法第7条に基づく取引記録の作成義務、法第9条に基づく疑わしい取引の届出義務）が課されるものではありません。

電話受付代行業に該当しない類似業務

業務区分	内容
資料請求・問い合わせ受付、カスタマーセンター	○広告等を受けての商品・サービス等の資料の請求や問い合わせの受付を行う業務 ○商品・サービス等の問い合わせの受付や問い合わせの内容や履歴を管理する業務 ○消費者からの問い合わせの受付や情報提供を行う業務
テクニカルサポートセンター、ヘルプデスク	○商品・サービス等の使用方法等における技術的な相談に応じ、アドバイスを行う業務
サポートセンター	○消費者からの商品・サービス等に関する問い合わせや苦情への対応を行う業務 ○問い合わせやクレームの結果の分析を行い、クライアントに対し商品・サービス等の改善策や新規開発に向けた提案を行う業務
消費者相談窓口	○消費者からの商品・サービス等に関する相談や、苦情への対応を行う業務
保守センター	○保守の依頼をした者の状況等を聴取した上で、対応可能な保守要員に伝達し対応を依頼する業務
受注センター、申込み受付センター	○商品・サービス等の購入や役務の提供の申込みの受付を行う業務 ○商品・サービス等の注文の受付、商品在庫の管理、商品手配を行う業務 ○消費者からのキャンペーン応募や、会員登録等の受付を行う業務
オーソリゼーション	○カードの与信照会を行う業務
電話転送・交換業	○自社の保有する電話番号を顧客が連絡先として利用することを許諾し、当該電話番号あてにかかってきた電話を顧客が指定した電話番号に転送・交換する業務
電話応対	○顧客の保有する電話番号あての電話の転送を受けて、顧客に代わり電話に応対する業務

2 疑わしい取引に該当する可能性のある取引の類型

以下の事例は、電話受付代行業者が法第9条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他電話受付代行業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して電話受付代行業者において判断する必要があります。

したがって、これらの事例は、電話受付代行業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、電話受付代行業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要します。

なお、届出に当たっては、省令で定められる予定の様式を御利用ください。

○ 届出を要する取引

- 1 顧客が会社等の実体を仮装する意図でサービスを利用するおそれがあり、それがマネー・ローンダリングやテロ資金の供与に用いられる可能性があることが、契約事務の過程でうかがわれる取引
- 2 契約事務の過程で、顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いが生じたため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引
- 3 複数の法人名義での電話取次契約を希望する同一名義人である顧客に係る取引
- 4 顧客の用いる法人名義が実態のないペーパーカンパニーであることが、契約事務の過程でうかがわれる取引
- 5 顧客が架空名義又は偽名で契約をしていることが、契約事務の過程でうかがわれる取引
- 6 契約事務の過程で、取引の秘密を不自然に強調する顧客及び当局への届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引
- 7 契約事務の過程で、暴力団員、暴力団関係者等に係るものであることが明らかである取引
- 8 職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引
- 9 犯罪収益移転防止管理官（※）その他の公的機関など、外部から犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引

（※）警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）

